事　業　概　要

令和８年８月

仙台市建設局

目　　次

第Ⅰ部　組織及び事務分掌

1　組織機構 …… 1
2　事務分掌 …… 2
3　職員配置表 …… 9

第Ⅱ部　道路事業

第１章　道路事業の概要 …… 11
第２章　道路の管理 …… 12
第３章　道路の整備・保全 …… 21

第Ⅲ部　百年の杜推進事業

第１章　百年の杜推進事業の概要 …… 32
第２章　緑の保全 …… 35
第３章　緑の創出 …… 42
第４章　緑の普及 …… 47
第５章　都市公園 …… 49
第６章　広瀬川創生･清流保全事業 …… 65

第Ⅳ部　下水道事業・河川事業

第１章　下水道事業の概要 …… 69
第２章　仙台市下水道マスタープラン …… 72
第３章　下水道の整備状況 …… 77
第４章　公共下水道事業 …… 79
第５章　農業集落排水事業 …… 92
第６章　地域下水道事業 …… 94
第７章　浄化槽事業 …… 95
第８章　浸水対策 …… 97
第９章　下水道の普及啓発 …… 100
第10章　事業場等の水質指導・監視 …… 105
第11章　河川事業の概要 …… 108
第12章　河川の改修・維持管理 …… 109
第13章　災害復旧事業 …… 113

第Ⅴ部　八木山動物公園 …… 114

第Ⅵ部　財政 …… 120

【資料】建設局主要事業等年表 …… 127

（注）本書中の令和７年度決算の計数については，令和８年８月末時点の決算見込額である。

第Ⅰ部　組織及び事務分掌

１ 組織機構

（令和８年４月１日現在）

建設局		
	総務課	総務係・経理係
道路部	道路計画課	事業管理係・事業計画係・事業調整係
	道路管理課	管理係・路政係・自転車対策係
	道路保全課	保全計画係・維持係・橋梁係
	道路施設課	施設建設係・施設管理係
	北道路建設課	道路第一係・道路第二係
	南道路建設課	道路第一係・道路第二係
百年の杜推進部	百年の杜推進課	緑化推進係・緑地保全係・広瀬川創生係
	公園管理課	施設管理係・企画調整係・利活用推進係
	公園整備課	建設係・青葉山公園整備室
下水道経営部	経営企画課	庶務係・経営企画係・財務係・情報管理係
	業務課	業務係・会計管財係・排水設備係・水質管理センター
下水道建設部	下水道計画課	調整係・計画係・雨水対策係
	管路建設課	工事第一係・工事第二係
	管路保全課	保全第一係・保全第二係・保全第三係
	施設建設課	建設係・設備係
	河川課	企画調整係・環境整備係
下水道管理部	下水道調整課	管理係・管路係・施設係
	下水道北管理センター	管路管理係
	下水道南管理センター	管路管理係
	南蒲生浄化センター	整備係・業務係・水質管理係
	設備管理センター	設備第一係・設備第二係
八木山動物公園	管理課	管理係・施設係
	飼育展示課	普及調整係・衛生係・飼育展示係

区役所（５区）（青葉・宮城野・若林・太白・泉）・宮城総合支所		
建設部	公園課	総務係・公園係
	道路課	道路管理係・道路建設係・道路維持係
秋保総合支所（太白区）	建設課	管理係・建設係

2 事務分掌

（令和８年４月１日現在）

課・公所		係	事務分掌
総務課		総務係	1 局内事務の連絡調整 2 課，道路部及び百年の杜推進部の庶務
		経理係	1 局の事業に係る経理の総括 2 道路，公園及び河川事業に係る経理 3 局の事業（一般会計分）の予算及び決算の総合調整
道路部	道路計画課	事業管理係	1 道路事業に係る予算の総括 2 道路事業に係る補助事業の総括 3 部内事務の連絡調整
		事業計画係	1 道路に関する整備計画及び基本設計 2 交通施設（道路部所管事業に限る。）に係る都市計画事業の認可の手続
		事業調整係	1 道路に係る他機関（国・県等）及び他事業との協議，調整 2 交通安全施設整備事業及びバリアフリー道路特定事業に係る整備計画の総括 3 道路の設計施工に関する技術基準の企画・調査 4 道路に係る各種調査等 5 道路空間利活用の計画調整
	道路管理課	管理係	1 道路管理の総括 2 道路占用工事の連絡調整 3 道路の建設及び管理に関する各種協定の審査
		路政係	1 市道路線の認定，廃止及び変更 2 道路台帳の管理及び補修正 3 道路の区域の決定，変更及び供用開始 4 開発行為（1.0ha以上）等に伴う道路に関する事前協議 5 土地区画整理事業により設置される道路に関する事前協議 6 道路の財産管理 7 特殊車両の通行許可協議
		自転車対策係	1 放置自転車等の対策 2 自転車等駐車場の設置計画及び建設の総括 3 自転車等駐車場の管理 4 附置義務自転車等駐車場の指導 5 自転車等駐車場の建設奨励
	道路保全課	保全計画係	1 道路，橋梁の長寿命化修繕計画の策定 2 橋梁の維持修繕の総括 3 道路施設の点検 4 道路・橋梁の災害復旧工事の総括
		維持係	1 道路の維持修繕の総括（保全計画係の所管に属するものを除く。） 2 道路の除雪・凍結防止 3 道路清掃の総括 4 市街灯の設置及び維持管理
		橋梁係	1 橋梁震災対策事業 2 橋梁長寿命化修繕事業
	道路施設課	施設建設係	1 福田町駅周辺整備事業 2 バリアフリー施設整備事業 3 自転車等駐車場,地下道及び電線類地中化の整備（道路の新設及び改築と一体整備の場合を除く。） 4 共同溝の整備及び修繕

課・公所		係	事務分掌
道路部	道路施設課	施設管理係	1 道路施設のエレベーター,エスカレーター及びトンネル非常用設備の保守点検・修繕 2 道路施設の保守点検・修繕（道路施設の電気・機械設備に限る。） 3 共同溝の維持管理,占用許可及び管理負担金の徴収
	北道路建設課	道路第一係	1 道路（国道，県道及び街路事業に係る市道に限る。）の新設及び改築（主に青葉区及び泉区） 2 都市計画道路用地の管理（主に青葉区及び泉区）
		道路第二係	1 道路（国道，県道及び街路事業に係る市道に限る。）の新設及び改築（主に宮城野区） 2 都市計画道路用地の管理（主に宮城野区）
	南道路建設課	道路第一係	1 道路（国道，県道及び街路事業に係る市道に限る。）の新設及び改築（主に若林区） 2 都市計画道路用地の管理（主に若林区）
		道路第二係	1 道路（国道，県道及び街路事業に係る市道に限る。）の新設及び改築（主に太白区） 2 都市計画道路用地の管理（主に太白区）
百年の杜推進部	百年の杜推進課	緑化推進係	1 百年の杜づくりに係る総合的な企画及び調整 2 緑の基本計画 3 緑化計画書の認定 4 総合設計に係る緑化指導 5 緑の啓発及び普及 6 都心部の「みどりの回廊づくり」 7 公共施設緑化の総括 8 花いっぱいまちづくり 9 市民による「100万本の森づくり」 10 各種緑化助成 11 未来の杜せんだいネット「ハナミドリエ」 12 新緑祭 13 花壇コンクール 14 絵画コンクール 15 緑の相談所 16 杜の都の彫刻めぐり 17 仙台市百年の杜づくり推進基金 18 （公財）仙台市公園緑地協会 19 緑化推進本部 20 杜の都の環境をつくる審議会 21 緑美しい杜の都推進協議会 22 部内事務の連絡調整
		緑地保全係	1 特別緑地保全地区の指定及び保全 2 特別緑地保全地区内の行為許可 3 保存緑地の指定及び保全 4 保存緑地内の行為の届出及び指導 5 風致地区内の行為許可 6 市民緑地 7 保存樹木・樹林の指定及び保全 8 屋敷林・鎮守の杜の保全 9 こどもによるみどりの活動支援 10 緑地協定 11 緑の活動団体 12 ふるさとの杜再生プロジェクト
		広瀬川創生係	1 広瀬川創生プランの推進 2 広瀬川の環境保全区域内の行為の許可及び指導 3 六郷堀・七郷堀非かんがい期通水事業 4 広瀬川（大橋周辺）水辺利活用事業 5 仙台市広瀬川清流保全審議会 6 広瀬川創生プラン策定推進協議会 7 広瀬川（大橋周辺）水辺利活用検討会

課・公所		係	事務分掌
百年の杜推進部	公園管理課	施設管理係	1　公園緑地の財産管理の総括 2　公園緑地の設置，区域変更，廃止等 3　公園緑地用地の帰属，借用等 4　都市公園台帳の管理 5　公園管理基準の策定 6　公園緑地等の維持管理の総括 7　災害関係の連絡調整 8　公園愛護協力会連合会 9　自然休養林保護管理協議会 10 開発行為（1.0ha以上）及び区画整理事業に伴う公園緑地の事前協議
		企画調整係	1　公園緑地に係る企画及び調査 2　公園施設の総合改修計画の総括 3　公園緑地の整備に係る予算の総括 4　公園緑地の整備に係る国庫補助事業の総括 5　都市災害復旧事業の総括 6　街路樹の総括
		利活用推進係	1　公園緑地の利活用促進 2　都市公園のPFI／PPP促進 3　七北田公園（区役所公園課の所管に属するものを除く。），海岸公園（区役所公園課の所管に属するものを除く。），太白山自然観察の森，青葉の森緑地，秋保大滝植物園，野草園，向山中央公園，高砂中央公園及び青葉山公園（追廻地区及び竜ノ口地区の区域に限る。）の管理 4　茶室（仙台市残月亭に限る。）の使用許可及び当該許可に係る使用料の徴収
	公園整備課	建設係	1　公園緑地の計画及び整備（青葉山公園整備室の所管に属する公園及び住区基幹公園を除く。） 2　海岸公園，七北田公園，太白山自然観察の森，秋保大滝植物園，市有林（都市公園に予定されているもの）等の整備 3　公園緑地に係る技術管理の総括 4　道路（街路事業に係るものに限る。）の植栽
		青葉山公園整備室	1　青葉山公園，西公園，大年寺山公園の計画及び整備 2　勾当台公園，定禅寺通緑地の整備 3　八木山動物公園の工事 4　公園緑地に係る都市計画事業の認可の手続き 5　公園緑地に係る公共事業の再評価

課・公所		係	事務分掌
下水道経営部	経営企画課	庶務係	1　下水道（農業集落排水・浄化槽含む。）の広報 2　下水道事業に係る支払事務 3　下水道関係団体 4　部内事務の連絡調整 5　下水道経営部，下水道建設部及び下水道管理部（公所を除く。）の庶務
		経営企画係	1　下水道事業に係る重要施策の総合調整 2　下水道事業に係る経営計画の策定 3　料金制度等の調査研究 4　下水道事業に係るアセットマネジメントの推進
		財務係	1　下水道事業に係る財務管理 2　下水道事業の予算及び決算（一般会計に係るものを除く。） 3　下水道事業に係る企業債
		情報管理係	1　下水道事業に係る情報システムの管理の総括 2　下水道事業に係る情報システムのセキュリティ対策の総括 3　下水道事業に係る情報化に関する企画及び調整並びに情報化の推進
	業務課	業務係	1　下水道事業に係る使用料，受益者負担金及び分担金 2　排水区域及び処理区域 3　排水設備工事業者の承認及び責任技術者の登録並びに指導監督 4　水洗化に係る調査，統計及び指導 5　水洗化工事資金の融資あっせんに伴う利子補給
		会計管財係	1　下水道事業に係る資金計画，一時借入金及び資金運用 2　下水道事業に係る支出負担行為の確認 3　下水道事業に係る支出命令等の審査 4　下水道施設に係る財産管理の総括 5　下水道事業に係る土地台帳等の整備
		排水設備係	1　排水設備等確認申請の受付，協議及び検査 2　農業集落排水設備の確認申請の受付，協議及び検査 3　水洗化工事資金の融資あっせんの受付，審査及び決定 4　一般事業場の除害施設の設置指導 5　取付管及び公共ますの設置
		水質管理センター	1　事業場等からの排出水に対する水質管理の指導及び監視 2　下水道施設等の水質管理の総括 3　事業場等からの排出水の水質検査 4　下水道施設等の特定化学物質及び毒物管理の総括

課・公所		係	事務分掌
下水道建設部	下水道計画課	調整係	1　下水道事業に係る交付金事業等の総括 2　工事の設計積算等の指導調整 3　技術の指導・研修 4　土地区画整理事業及び開発行為に伴う事前協議 5　下水道事業の災害連絡調整（対外的なものに限る。） 6　部内事務の連絡調整
		計画係	1　下水道事業に係る企画調査 2　汚水施設に係る新設，改築（雨水施設を含む。）及び再構築に関する計画の策定 3　新技術の調査検討 4　関係機関及び他事業との連絡調整
		雨水対策係	1　雨水施設及び合流施設に係る新設及び再構築に関する計画の策定 2　雨水対策委員会
	管路建設課	工事第一係	1　管きょの新設,改築及び移設工事の設計及び監督
		工事第二係	1　管きょの新設,改築及び移設工事の設計及び監督（主に大規模工事。）
	管路保全課	保全第一係	1　管きょの改築工事の設計及び監督（主に青葉区,泉区）
		保全第二係	1　管きょの改築工事の設計及び監督（主に宮城野区,若林区,太白区）
		保全第三係	1　管きょの改築工事の設計及び監督（主要な幹線。） 2　管きょの不明水対策工事の設計及び監督
	施設建設課	建設係	1　浄化センター及びポンプ場施設の建設及び改築（土木・建築工事に係るものに限る。） 2　地域下水道処理施設及び農業集落排水処理施設の改築（土木・建築工事に係るものに限る。）
		設備係	1　浄化センター及びポンプ場施設の建設及び改築（電気・機械設備工事に係るものに限る。） 2　地域下水道処理施設及び農業集落排水処理施設の改築（電気・機械設備工事に係るものに限る。）
	河川課	企画調整係	1　一級河川（綱木川に限る。），二級河川（梅田川の一部に限る。）及び準用河川の境界確定，許認可等 2　都市基盤河川改修事業区間及び普通河川（他課の所管に属するものを除く。）の許認可に係る事前協議 3　市域内河川の利活用等に関する連絡調整等 4　公共土木施設災害復旧事業に関する事務の総括 5　公有水面埋立免許に係る事務（漁港区域及び港湾区域に係るものを除く。） 6　仙台市河川愛護会事務局 7　名取川河川改修促進期成同盟会事務局
		環境整備係	1　一級河川（綱木川に限る。）及び二級河川（梅田川の一部に限る。）の工事及び維持 2　都市基盤河川改修事業区間，準用河川，普通河川（他課の所管に属するものを除く。）の工事及び維持 3　河川管理施設等長寿命化・保全事業 4　河川に係る災害復旧

課・公所		係	事務分掌
下水道管理部	下水道調整課	管理係	1　管路施設に係る災害及び事故対応 2　下水道管理者以外が行う下水道工事の協議及び承認 3　部内事務の連絡調整
		管路係	1　管路施設の維持管理の総括 2　管きょの調査 3　下水道台帳の管理と閲覧 4　誤接続調査 5　私道公共下水道布設の総括 6　共同排水設備工事補助申請の受付，審査及び決定 7　生活扶助世帯に対する水洗化工事 8　共同排水設備の引取り
		施設係	1　浄化センター，ポンプ場，地域下水道処理施設及び農業集落排水処理施設の維持管理の総括 2　浄化槽についての指導・啓発 3　浄化槽保守点検業者の登録 4　浄化槽事業の運営 5　公設浄化槽の設置工事及び更新工事 6　公設浄化槽水洗化工事資金の融資あっせんの受付 7　公設浄化槽ポンプ施設等設置工事費の補助 8　既存浄化槽の引取り
	下水道北管理センター	管路管理係	1　青葉区及び泉区に係る管きょの調査及び清掃並びに修繕工事の設計及び監督 2　青葉区及び泉区に係る他工事の立会い 3　止水板設置補助の審査及び交付 4　センターの庶務
	下水道南管理センター	管路管理係	1　宮城野区，若林区及び太白区に係る管きょの調査及び清掃並びに修繕工事の設計及び監督 2　誤接続改善指導 3　宮城野区，若林区及び太白区に係る他工事の立会い 4　止水板設置補助の審査及び交付 5　センターの庶務
	南蒲生浄化センター	整備係	1　センターの維持管理 2　センターの所掌する施設の改良工事 3　センターの庶務
		業務係	1　水処理施設及び汚泥処理施設の運転管理 2　水処理及び汚泥処理に伴う業務委託，修繕等の維持管理
		水質管理係	1　センターの水質管理 2　センターの水質及び汚泥の試験
	設備管理センター	設備第一係	1　ポンプ場，地域下水道処理施設及び農業集落排水処理施設の維持管理 2　浄化センター（南蒲生浄化センターを除く。）の維持管理 3　センターの庶務
		設備第二係	1　センターの所掌する施設の改築（電気・機械設備工事に係るものに限る。）（施設建設課の所管に属するものを除く。）

課・公所		係	事務分掌
八木山動物公園	管理課	管理係	1　園内の利用許可及び減免 2　園内行事の企画 3　財産の管理 4　園内事務の連絡調整 5　園の庶務
		施設係	1　園内施設の整備 2　施設の維持管理 3　園内施設の長寿命化再整備計画の推進
	飼育展示課	普及調整係	1　動物に関する行事の企画 2　動物の飼育及び動物舎の管理（ふれあい館で飼育する動物に限る。） 3　動物の飼育・展示・繁殖に係る調査研究（ふれあい館で飼育する動物に限る。） 4　動物に関する知識の普及
		衛生係	1　飼育動物の診療及び衛生管理 2　動物病院の管理 3　動物の衛生管理に関する調査研究 4　種の保存 5　動物飼料の調達及び管理 6　動物の飼育及び動物舎の管理（対州馬舎及び裏飼い獣舎の一部で飼育する動物に限る。） 7　動物の飼育・展示・繁殖に係る調査研究（対州馬舎及び裏飼い獣舎の一部で飼育する動物に限る。）
		飼育展示係	1　動物の収集及び展示計画 2　動物の飼育及び動物舎の管理（普及調整係,衛生係の所管に属するものを除く。） 3　動物の飼育・展示・繁殖に係る調査研究（普及調整係，衛生係の所管に属するものを除く。）

3 職員配置表

※（ ）は兼務，再掲

※ 再任用職員を含む

（令和８年４月１日現在）

所属	職別	局長	理事	次長	部長	参事	課長	主幹	係長	専門監	副主幹	主査	総括主任	主任	主事	技師	獣医師	専門員	計
建設局		1		3															4
総務課							1												1
	総務係							1	(1)				1		2				4
	経理係								1					3	2				6
小計							1	1	1				1	3	4				11
道路部	部				1														1
	道路計画課						1	1											2
	事業管理係							1	(1)					2		3			6
	事業計画係							1	(1)			1		2					4
	事業調整係							1	(1)			1		1		3			6
	被災自治体派遣											1				3			4
	小計						1	4				3		5		9			22
	道路管理課						1												1
	管理係							1	(1)		1			1	1	1			5
	路政係								1		1					2			4
	自転車対策係								1					2	1	1			5
	小計						1	1	2		2			3	2	4			15
	道路保全課						1	1											2
	保全計画係								1			1		1		1			4
	維持係								1			1	1			2			5
	橋梁係								1			1		2		2			6
	小計						1	1	3			3	1	3		5			17
	道路施設課						1												1
	施設建設係							1	(1)				1	2		1			5
	施設管理係								1			1		4					6
	小計						1	1	1			1	1	6		1			12
	北道路建設課					1	(1)												1
	道路第一係							1	(1)		1	1		2		3			8
	道路第二係								1			1				2			4
	小計					1		1	1		1	2		2		5			13
	南道路建設課						1												1
	道路第一係								1					1		3			5
	道路第二係								1			1		1		4			7
	小計						1		2			1		2		7			13
	道路部計				1	1	5	8	9		3	10	2	21	2	31			93
百年の杜推進部	部				1														1
	百年の杜推進課						1												1
	緑化推進係								2			1	1	1		2			7
	緑地保全係								1				1	2		1			5
	広瀬川創生係							1	(1)			1		1	1				4
	仙台市公園緑地協会派遣					1				1									2
	小計					1	1	1	3	1		2	2	4	1	3			19
	公園管理課						2												2
	施設管理係							1	(1)				1		1	2			5
	企画調整係								1			1		1		3			6
	利活用推進係								1				1	2					4
	小計						2	1	2			1	2	3	1	5			17
	公園整備課						1												1
	建設係								1					3		1			5
	青葉山公園整備室								1			1		3		3			8
	小計						1		2			1		6		4			14
	百年の杜推進部計				1	1	4	2	7	1		4	4	13	2	12			51

所属	職別	局長	理事	次長	部長	参事	課長	主幹	係長	専門監	副主幹	主査	総括主任	主任	主事	技師	獣医師	計
下水道経営部	部				1													1
	経営企画課						1											1
	庶務係								1			1	1	1				4
	経営企画係								1			1		1	2			5
	財務係								1			1		1	3			6
	情報管理係								1					2		1		4
	小　計						1		4			3	1	5	5	1		20
	業務課						1											1
	業務係								1			1		4	2			8
	会計管財係								1					2	1			4
	排水設備係								1			1		1		2		5
	水質管理センター								1				1	4		5		11
	小　計						1		4			2	1	11	3	7		29
	下水道経営部計				1		2		8			5	2	16	8	8		50
下水道建設部	部				1													1
	下水道計画課						1											1
	調整係							1	(1)				1	1		3		6
	計画係								1			3		1		2		7
	雨水対策係								1			1		2		1		5
	小　計						1	1	2			4	1	4		6		19
	管路建設課						1											1
	工事第一係								1			1		1		5		8
	工事第二係							1	(1)					1		4		6
	被災自治体派遣															1		1
	小　計						1	1	1			1		2		10		16
	管路保全課						1											1
	保全第一係								1					2		3		6
	保全第二係								1				1	1		3		6
	保全第三係								1					2		2		5
	小　計						1		3				1	5		8		18
	施設建設課						1											1
	建設係								1					4		2		7
	設備係							1	(1)					6		2		9
	小　計						1	1	1					10		4		17
	河川課						1											1
	企画調整係							1	(1)			1		2				4
	環境整備係							1	(1)			1		2		2		6
	小　計						1	2				2		4		2		11
	下水道建設部計				1		5	5	7			7	2	25		30		82
下水道管理部	部				1													1
	下水道調整課						1											1
	管理係								1					2		2		5
	管路係								1				1			4		6
	施設係							1	(1)			1		4		1		7
	小　計						1	1	2			1	1	6		7		19
	下水道北管理センター						1											1
	管路管理係							1	(1)			1	2	5		4		13
	小　計						1	1				1	2	5		4		14
	下水道南管理センター						1	1										2
	管路管理係								1		1		1	5		2		10
	小　計						1	1	1		1		1	5		2		12
	南蒲生浄化センター						1	1										2
	整備係								1					8		3		12
	業務係								1			1	2	5		1		10
	水質管理係								1			1		3				5
	小　計						1	1	3			2	2	16		4		29
	設備管理センター						1											1
	設備第一係								1				2	8		5		16
	設備第二係							1	(1)					5		3		9
	小　計						1	1	1				2	13		8		26
	下水道管理部計				1		5	5	7		1	4	8	45		25		101
八木山動物公園	園				1													1
	管理課						1											1
	管理係								1			1	1	1	1			5
	施設係							1	1(1)				1	4		1		8
	小　計						1	1	2			1	2	5	1	1		14
	飼育展示課						1											1
	普及調整係								1							6	1	8
	衛生係								1				1	1		3	2	8
	飼育展示係								1				4	3		13		21
	小　計						1		3				5	4		22	3	38
	八木山動物公園計				1		2	1	5			1	7	9	1	23	3	53
合　計		1		3	6	2	24	22	44	1	4	31	26	132	17	129	3	445

第Ⅱ部　道　　路　　事　　業

第１章　道路事業の概要

本市が管理する道路の延長は，大正９年の旧道路法施行当初は 141 ㎞であったが，平成元年の政令指定都市移行に伴う国道（指定区間外）及び県道の宮城県からの管理移管や，隣接市町との合併，都市計画道路や国県市道等の新設，区画整理など住宅地の開発に伴う道路や私道の市道編入等により，令和８年４月１日現在では，13,383 路線，実延長 3,808.1 ㎞（舗装率 98.5%）となっている。

道路は，自動車や歩行者，自転車等の通行を担い，人や物資の輸送に必要不可欠な施設である。また，上下水道，電気，ガス，通信といったライフラインの収容空間としての役割のほか，事故や災害時には緊急車両の通路や人々の避難路になるなど，市民一人ひとりの暮らしを支える最も身近な社会資本のひとつである。

本市はこれまで，将来のまちづくりや市民生活の向上の観点から道路事業を進めてきたところであり，東日本大震災以降においては復旧・復興をはじめとした，様々な取組みを着実に推進してきた。一方，安全対策の必要性の高まりや自然災害に対する防災・減災の取組み，仙台市基本計画で示された令和３年からの新たなまちづくりへの対応など，本市の道路事業をとりまく状況は変化している。

このような状況を踏まえ，令和３年４月には「仙台市道路事業方針」を策定したところであり，安全で安心なくらしを支えるみちづくり，魅力的で活力のある都市を支えるみちづくり，持続可能で強靭な都市を支えるみちづくりの３つの基本方針のもと，引き続き，本市のまちづくりを支える道路事業を進めていく。

■仙台市道路事業方針（令和3年度～令和 12 年度）における基本方針

基本方針１　安全で安心なくらしを支えるみちづくり			
主要施策	生活道路の整備推進	道路のバリアフリー化	道路の維持管理
主な取組み	交通安全対策，歩道整備など	歩行空間のバリアフリー化，街路樹の根上がり対策	道路パトロールの実施，冬道対策の推進など

基本方針２　魅力的で活力のある都市を支えるみちづくり			
主要施策	広域的な道路ネットワークの整備	鉄道駅周辺の道路環境整備	道路空間利活用の推進
主な取組み	都市計画道路の整備，国道・県道の整備など	鉄道駅周辺の道路環境整備など	道路空間の利活用，道路空間の再構成

基本方針３　持続可能で強靭な都市を支えるみちづくり			
主要施策	道路の防災・減災対策	無電柱化の推進	道路施設の長寿命化
主な取組み	緊急輸送道路等の機能強化，橋梁の耐震補強など	無電柱化整備の推進，電柱・電線の新設抑制	橋梁やトンネルなどの道路施設の長寿命化

第２章　道路の管理

道路法に定める道路には，高速自動車国道，一般国道，都道府県道及び市町村道の４種類があり，このうち仙台市は，市内の一般国道（指定区間外），県道及び市道の管理を行っている。

１ 道路の現況

令和８年４月１日現在，本市の管理する道路の現況は，一般国道（指定区間外）51.5 ㎞，県道 244.9 ㎞，市道 3,511.7 ㎞で，実延長は 3,808.1 ㎞となっている。

■道路の現況　　（令和８年４月１日現在）

道路種別		総延長（m）	重用延長（m）	未供用延長（m）	実延長（m）	舗装済 延長（m）	舗装済 舗装率（%）	備考
一般国道（指定区間）		90,725.0	22,848.0	0.0	67,877.0	67,877.0	100.0	・4号（仙台ﾊﾞｲﾊﾟｽ） ・45 号 ・48 号（457 号と一部重用） ・6号（4号と全線重用［苦竹 IC 終点］，仙台東部道路，仙台南部道路） ・47 号（4号と全線重用［苦竹 IC 起点］）
一般国道（指定区間外）		73,096.4	21,593.5	0.0	51,502.9	51,502.9	100.0	・48 号（286 号と一部重用） ・286 号 ・346 号（45 号と全線重用） ・457 号
県道	主要地方道	142,419.7	3,889.0	5,971.5	132,559.2	132,559.2	100.0	12 路線
	一般県道	123,071.6	9,071.1	1,669.9	112,330.6	112,330.6	100.0	23 路線
	計	265,491.3	12,960.1	7,641.4	244,889.8	244,889.8	100.0	35 路線
市道		3,581,930.4	31,157.0	39,046.1	3,511,727.3	3,454,812.7	98.4	13,345 路線
小計		3,920,518.1	65,710.6	46,687.5	3,808,120.0	3,751,205.4	98.5	13,383 路線
合計		4,011,243.1	88,558.6	46,687.5	3,875,997.0	3,819,082.4	98.5	

（資料：道路管理課）

２ 市道路線の認定等

（１）市道路線の認定手続き

仙台市市道路線認定基準（昭和 47 年 11 月１日施行）に基づき，本市が道路を新設した場合，土地区画整理事業や開発行為により新設した道路の引継ぎを受けた場合，既設の私道等の寄付を受けた場合などには，議会の議決を経て路線の認定を行い，その旨を告示している。

（２）道路の区域の決定及び供用の開始

道路管理者は，路線の認定が告示された場合には，遅滞なく道路の区域を決定し，公告しなければならない。道路の区域が決定されると，道路管理者の許可なしには当該区域内において土地の形質の変更や工作物の新築等ができなくなる。

また，道路管理者は，道路が一般交通に差し支えない程度に整備された場合には，道路の供用を開始し，その旨の公告を行う。

3 道路の占用

道路は，人や車両の通行の用に供するだけでなく，生活に必要不可欠な上下水道，ガス，電気，電話等の施設を収容する場所としての役割を持っており，市民生活や経済活動を支える重要な施設である。

道路の地上及び地下に一定の施設を設けて，これを継続的に使用することを道路の占用といい，占用するためには道路管理者の許可を受けなければならない。占用許可にあたっては，道路法に適合する占用物件で，道路構造，道路交通の確保，道路の景観等に支障とならない範囲で許可している。

なお，同一箇所で水道工事，ガス工事等の道路占用工事が繰り返され，道路の損傷や円滑な道路交通の阻害，騒音・振動による住民の生活環境の悪化等が生じることのないよう，道路管理者及び占用者で構成する仙台市道路占用工事連絡協議会を設置し，工事計画・施工時期及び工事方法等について調整している。

また，歩行者・自転車等の通行の障害，都市景観の阻害となる不法占用物件（置き看板，のぼり旗など）は，是正勧告・指導を強化し，適正化に努めている。

■道路占用料（令和７年度）　件数…2,387 件　　収納額…1,893,250 千円

4 車両の通行制限

道路は公共の施設であり，基本的には誰でも自由に通行することができる。しかし，道路の構造を保全し，または交通の危険を防止するため，道路を通行する車両の幅，重量，長さ，最小回転半径等については政令で最高限度が定められており，これを超える車両は通行することができない。ただし，道路管理者は，車両の構造や積載する貨物の特殊性により必要やむを得ないと認める場合に限り，車両を通行させようとする者の申請に基づいて，通行経路や通行時間等について，道路の構造を保全し，または交通の危険を防止するための必要な条件を付して，通行を許可している。この許可を受けることなく車両を通行させた者や，許可に付した条件に違反して車両を通行させた者には，罰則が適用される。

■特殊車両通行許可数（令和７年度）　件数…318 件　　許可台数…855 台

○一般的な最高限度…幅 2.5m　重量 20～25t　高さ 3.8～4.1m　長さ 12m
最小回転半径 12m　軸重 10ｔ　隣接軸重 18～20ｔ　輪荷重５ｔ
（根拠法令：道路法第 47 条及び第 47 条の２，車両制限令）

5 私道等整備事業

（１）私道等整備補助

私道等の整備補助金交付要綱（昭和 47 年７月１日施行）に基づき，町内会等が生活環境の向上を図るため，一般公衆の用に供されている私道等の整備または災害復旧を行う場合，一定の要件を満たすものについて，市がその経費の一部を補助している。

■令和７年度交付額…59,227 千円（うち地域生活関連整備事業 4,782 千円）

（２）街路灯整備補助・街路灯電気料補助

仙台市街路灯補助金交付要綱（昭和 55 年４月１日施行）に基づき，私道等の道路照明を向上させ，交通安全の確保を図るため，町内会等が行う私道等への LED 灯による街路灯の新設・交換または街路灯の維持管理経費（電気料）について，市がその経費の一部を補助している。

■令和７年度交付額…51,017 千円（うち地域生活関連整備事業 3,828 千円）

6 自主財源の確保（歩道橋ネーミングライツ）

（１）導入趣旨

仙台市の所管する道路施設を自主財源確保の観点から有効活用し，得られた収入を道路の維持管理費に充当して，市民の安全安心と市民サービスの向上を図ることを目的に，平成 26 年度より歩道橋ネーミングライツを導入している。

（２）募集及び対象

歩道橋ネーミングライツでは，導入趣旨に賛同し，契約料を負担いただく企業等（パートナー企業）を公募により募集している。

対象となる歩道橋は，仙台市が管理する歩道橋 41 橋のうちＪＲの跨線橋や愛称名の表示スペースの取れないもの等を除いたものとし，令和８年４月１日現在で 28 橋において歩道橋ネーミングライツパートナー協定を締結している。

※公募内容

金額　年額 30 万円以上（消費税別途），期間　原則３年以上

■歩道橋ネーミングライツパートナー協定の実施状況（各区別）（令和８年４月１日現在）

青葉区管内 （うち宮城総合支所）	宮城野区 管内	若林区 管内	太白区管内 （うち秋保総合支所）	泉区 管内	合計
11 橋 （２橋）	６橋	４橋	６橋 （０橋）	１橋	28 橋

※協定期間の年数は，３年（15 橋），５年（５橋），７年（５橋），10 年（３橋）となっている。

※歩道橋施設命名権収入（令和７年度）　収入額 14,847 千円（29 橋）

（資料：道路管理課）

7 道路の愛称

市民生活の利便性や市民の道路に対する愛護精神を高めることを目的として，昭和 57・58 年度に市内の 15 の道路について，道路愛称を命名している（道路愛称は，応募のあった中から，学識経験者，報道機関，市民代表等で構成する「仙台市道路愛称名選考委員会」が選考した）。

平成７年度に区の魅力あるまちづくりを推進する観点等から，愛称の選考は各区で行うことや対象路線の範囲を拡大することなどの見直しを行い，「仙台市道路愛称命名事業実施要綱」（平成８年１月１日施行）を制定し，これまでに 33 の道路について道路愛称を命名している。

（令和８年４月１日現在）

項番	愛称名	行政区	国・県・市道名	決定年月
1	青葉神社通	青葉区	市道青葉神社通線	S57．5
2	国分町通	〃	市道国分町通線の一部	〃
3	定禅寺通	〃	国道45号の一部，市道定禅寺通線，市道定禅寺通宮町線の一部	〃
4	西公園通	〃	市道西公園通線	〃
5	駅前通	〃	市道駅前通線，市道南町通１号線の一部	〃
6	南町通	〃	市道南町通１号線の一部，市道片平五橋通線の一部	〃
7	北目町通	〃	市道北目町通線	〃
8	五ツ橋通	〃	市道片平五橋通線の一部	〃
9	宮城野通	宮城野区	市道宮城野通線	〃
10	愛宕上杉通	青葉区	国道286号の一部，県道仙台泉線の一部，市道愛宕上杉通１号線，同２号線	S58.12
11	晩翠通	〃	市道晩翠通線の一部	〃
12	新寺通	若林区	市道新寺通線	〃
13	卸町通	宮城野区・若林区	市道原町岡田(その1)線，市道原町岡田(その2)線，市道原町岡田（その3）線	〃
14	広瀬河畔通	太白区	国道286号の一部，県道仙台名取線の一部，市道元寺小路郡山線の一部	〃
15	秋保通	〃	国道286号の一部，県道仙台山寺線の一部	〃
16	宮城の萩大通り	宮城野区・若林区	市道台原南小泉（その７）線，市道舘西町線の一部	H９．３
17	泉中央通り	泉区	県道仙台泉線の一部	H９．６
18	泉ヶ岳通り	〃	県道泉塩釜線の一部	〃
19	すいせん通り	〃	市道泉中央歩行者専用道路３号線，同13号線～17号線	〃
20	泉中央広場	〃	市道泉中央歩行者専用道路１号線	〃
21	学校通り	〃	市道長命ケ丘幹線２号線	H17．３
22	愛の鐘通り	〃	市道長命ケ丘幹線３号線の一部	〃
23	蕃山通り	宮城総合支所	県道落合停車場線	H21.11
24	フラワースターロード	〃	県道秋保温泉愛子線の一部	〃
25	桜通り	〃	市道錦ケ丘幹線１号線，同３号線	〃
26	瞑想の松通り	青葉区	市道旭ケ丘線の一部，市道旭ケ丘幹線３号線，市道台原旭ケ丘線	H23．３
27	愛子駅前大通り	宮城総合支所	県道愛子停車場線，県道秋保温泉愛子線の一部	H25．２
28	愛子中央通り	〃	国道457号の一部	〃
29	開成通り	〃	市道愛子赤坂線の一部	〃
30	昭和市電通り	若林区	県道井土長町線の一部，市道土樋藤塚（その１）線	H25．７
31	光彩通	青葉区	市道国分町１号線	H26．９
32	稲荷小路	〃	市道国分町２号線の一部	〃
33	七福通り	〃	市道区画街路南12号線	〃
34	薬師高砂堀通り	若林区	市道大和町１号線，市道七郷堀線，市道椌木前丁線の一部，市道東新丁線の一部	H27.11
35	八木山てっぺんひろば	太白区	市道川内旗立（その１）線の一部	〃

36	蕃山西通り	宮城総合支所	市道栗生東線	H28．4
37	鉄砲町通り	宮城野区	市道鉄砲町東二十人町1号線，市道鉄砲町榴ケ岡（その7）線，市道鉄砲町榴ケ岡（その8）線，市道鉄砲町榴ケ岡（その9）線の一部	R４．３
38	二十人町通り	〃	市道元寺小路福室（その7）線の一部	〃
39	名掛丁通り	〃	市道名掛丁歩行者専用道路1号線，市道鉄砲町榴ケ岡（その9）線の一部	〃
40	車町通り	〃	市道車町元寺小路1号線，市道元寺小路1号線	〃
41	原町本通り	〃	市道原町本通線の一部，市道原町坂下線	R５．９
42	大源横丁	〃	市道南目大源横丁線，市道南目北裏通線の一部，市道清水沼上線の一部	〃
43	岩井横丁	〃	市道苦竹下山横丁２号線	〃
44	佐々木横丁	〃	市道苦竹佐々木横丁２号線	〃
45	松原街道	〃	市道原町本通線の一部	〃
46	権現森通り	宮城総合支所	市道綱木半子町線の一部	R６．７
47	遠藤横丁	宮城野区	市道原町二丁目２号線	R７．１
48	高森ﾊｯﾋﾟｰﾛｰﾄﾞ	泉区	市道高森幹線５号線	R７．９

（資料：道路管理課）

8 放置自転車等対策

自転車，バイク（原動機付自転車及び自動二輪車）は，手軽で環境にも優しい交通手段として広く市民生活に定着している一方，その手軽さゆえに無責任に利用され，様々な問題も引き起こしている。特に昭和 50 年代以降，自転車等の路上放置は全国的に大きな社会問題となり，国も「自転車の安全利用の促進及び自転車駐車場の整備に関する法律」を制定（昭和 55 年）するに至った。（平成５年「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」に改正。）

本市においても，都市化の進展に伴い自転車等の路上放置が大きな問題となったことから，昭和 50 年代後半から対策の検討を行い，昭和 62 年には放置自転車等の撤去に関する「仙台市自転車等放置防止条例」，市営駐輪場に関する「仙台市自転車等駐車場条例」，民間駐輪場の整備促進に関する「仙台市自転車等駐車場の附置及び建設奨励に関する条例」の３条例を制定した。以後，本格的に放置自転車等対策に取り組み，歩行者の安全な通行と道路機能の確保，緊急時の活動の支障の除去，良好な都市景観の維持に努めている。（以下，条例における自転車等駐車場を「駐輪場」と表記する。）

（１）自転車等対策の基本方針

次の３つを基本方針として施策を行っている。

① 総合的対策の実施

自転車等を都市の交通手段の１形態として位置付け，その機能を発揮させながら秩序ある利用を図るために次の３つを総合した対策を実施する。

・駐輪場の整備　：需要に応じた駐輪場の整備を進める
・放置の防止　　：自転車等の放置を規制し，必要な撤去等を行う
・適正利用の促進：利用者の責務の理解と主体的な実践を促す

② 応分負担の原則

自転車等の利用により，直接・間接的に便益を受ける者が，それぞれの立場で次のように「応分の負担（責務の履行）をする」ことを原則として対策を実施する。

・行　　政：公営駐輪場の整備や条例等による放置の規制（撤去の実施等）
・利　用　者：利用ルールの遵守，駐輪料金
・事業所・店舗等：附置義務制度等による従業員用及び来客等用の駐輪場の確保
・鉄 道 事 業 者：駅への駐輪場整備に関する行政への積極的協力

③ 地区別の対策

地区別の自転車等の利用形態の違いに応じ，次の考え方で駐輪場を整備する。

［都心商業地区］

利用者・需要の原因施設が特定される利用（通勤，通学）と利用者・需要の原因施設が特定できない利用（買物等）が混在する。通勤，通学利用分の駐輪場は原因施設（勤務先，通学先）が自らの責任で整備・確保し，買物等利用分の駐輪場は行政・原因施設（商業施設等）が整備する。

［駅周辺地区］

鉄道事業者の協力を得て，行政が主体となり駐輪場を整備する。

（２）市営駐輪場

① 整備状況　（令和８年４月１日現在）

区　分	箇所数	収容台数（台）		
		自転車	バイク	計
都 心 部	6 箇所	5,046	1,480	6,526
地下鉄駅	31 箇所	8,661	1,715	10,376
Ｊ Ｒ 駅	27 箇所	10,367	739	11,106
路上駐輪場	6 箇所	596	53	649
計	70 箇所	24,670	3,987	28,657

（資料：道路管理課）

② 利用状況

区　分	利用台数（台）			
	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
都 心 部	1,676,603	1,702,267	1,687,222	1,700,261
地下鉄駅	2,407,135	2,506,728	2,589,668	2,683,958
Ｊ Ｒ 駅	2,368,289	2,409,805	2,416,724	2,402,332
路上駐輪場	774,960	842,369	826,143	666,527
計	7,226,987	7,461,169	7,519,757	7,453,078

（資料：道路管理課）

③　利用料金

■駐輪場　（令和８年４月１日現在）

利用方法	屋根無し施設		屋根付き施設	
	自転車	バイク	自転車	バイク
一時利用	40 円	90 円	60 円	120 円
１か月定期	960 円	1,400 円	1,200 円	1,800 円
３か月定期	2,700 円	4,200 円	3,400 円	5,200 円
６か月定期	5,400 円	8,100 円	6,700 円	10,200 円
回数券(12 枚)	400 円	900 円	600 円	1,200 円

（資料：道路管理課）

■路上駐輪場等　（令和８年４月１日現在）

車両の区分	利用区分	金　　額
自転車	駐車時間が２時間を超え８時間以内の場合	100 円
	駐車時間が８時間を超える場合	駐車時間のうち８時間を超えた部分について８時間までごとに 100 円として計算した金額に 100 円を加算した金額
原動機付自転車	駐車時間が２時間を超え８時間以内の場合	200 円
	駐車時間が８時間を超える場合	駐車時間のうち８時間を超えた部分について８時間までごとに 200 円として計算した金額に 200 円を加算した金額
自動二輪車	駐車時間が２時間を超え８時間以内の場合	300 円
	駐車時間が８時間を超える場合	駐車時間のうち８時間を超えた部分について８時間までごとに 300 円として計算した金額に 300 円を加算した金額

（資料：道路管理課）

（３）放置自転車等の撤去

放置自転車等の撤去・返還状況等は次のとおり。特に駐輪場周辺は放置禁止（規制）区域に指定し，重点的に撤去を行っている。

① 撤去・保管・返還の概要

［撤去］

実施区域で事前広報・路上指導を行いながら，撤去警告シールを貼付。貼付後，一定時間経過後も移動されない自転車・原付・自動二輪車を撤去する。

撤去後は実施区域に保管場所・返還方法等を周知する撤去告知板を設置する。

［保管・返還］

撤去告示後 30 日間保管する。防犯登録からの調査等を行い，所有者に通知して引取を求める。返還の際は自転車 2,100 円，原付・自動二輪車 4,000 円の手数料を徴収する。返還されなかった自転車等は，関係団体の協力を得て一部をリサイクル利用し，他は処分する。なお，保管所は３か所（愛宕大橋，仙台駅，台原）あり，撤去区域ごとに分けて保管している。

② 撤去・返還状況

	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
自転車撤去：(台)	3,008	3,230	2,972	3,080
バイク撤去：(台)	39	35	37	31
撤去　計：(台)	3,047	3,265	3,009	3,111
自転車返還：(台)	1,711	1,862	1,761	1,923
バイク返還：(台)	26	14	24	22
返還　計：(台)	1,737	1,876	1,785	1,945
自転車返還率：(%)	56.89	57.65	59.25	62.44
バイク返還率：(%)	66.67	40.00	64.86	70.97
返還率　計：(%)	57.00	57.46	59.32	62.52

※ 返還率は年度内（４月１日～３月 31 日）に撤去した自転車，バイクの返還が，翌年度５月 31 日までに完了した割合。返還台数には盗難車発見の際の警察への提出分を含む。

（資料：道路管理課）

（４）民間駐輪場の整備促進

一定規模以上の施設に対する駐輪場の附置義務制度及び一定の要件を満たす駐輪場の建設・管理運営への助成制度により，民間駐輪場の建設を奨励し，駐輪場の整備を促進している。

① 駐輪場附置義務制度の概要

［指定区域］

都市計画法第８条第１項第１号に規定する商業地域及び近隣商業地域

［施設用途ごとの設置台数の基準］ （令和８年４月１日現在）

施設用途	面積基準	設置台数基準
小売店舗	400 ㎡以上	20 ㎡につき１台
銀行等	500 ㎡以上	25 ㎡につき１台
映画館・遊技場	300 ㎡以上	15 ㎡につき１台
専修学校等	600 ㎡以上	30 ㎡につき１台
事務所	2,000 ㎡以上	100 ㎡につき１台

※ 混合用途施設は用途ごとに算定した台数の合計が 20 台以上となる場合に対象とする。

※ 各用途に応じた設置台数の緩和措置がある。

（資料：道路管理課）

② 附置義務駐輪場設置状況 （令和８年４月１日現在）

	件数：件	台数：台	自転車：台	原付：台	自二輪：台
青葉区	237	22,259	13,829	6,551	1,879
宮城野区	62	7,330	4,348	2,296	686
若林区	32	3,509	2,078	1,117	314
太白区	51	6,655	3,686	2,284	685
泉区	39	6,172	3,192	2,353	627
計	421	45,925	27,133	14,601	4,191

（資料：道路管理課）

③ 駐輪場建設・管理運営奨励制度の概要

［建設資金の助成］

一定の要件を満たす駐輪場を建設する者に対し，建設費の一部（１／３以内で上限額 300 万円）を助成する。

［建設費借入の際の融資斡旋］

一定の要件を満たす駐輪場を建設する者に対し，建設者が金融機関から低利で融資を受けられるように斡旋する。

［管理運営への助成］

一定の要件を満たす駐輪場を管理運営する者に対し，固定資産税と都市計画税の合計額に補助率（最大１／２）を乗じた額を一定期間（最長５年）助成する。

第３章　道路の整備・保全

本市では，「仙台市道路事業方針（令和３年度～令和 12 年度）」に基づき様々な取組みを進めているところであり，主な施策等の概要は以下のとおりである。

１ 道路関係事業費

令和７年度の建設局道路関係事業費の執行状況は下記のとおりである。限られた予算のなかで道路のサービスレベルを維持しつつ，新たな整備を推進していくためには，より効率的かつ効果的に事業を進めていく必要がある。

（１）道路関係事業費

■令和7年度道路関係事業費執行状況

内訳		決算額
道路橋りょう費		25,439,220 千円
	道路橋りょう総務費	1,622,443 千円
	道路維持費	6,050,265 千円
	道路新設改良費	8,286,123 千円
	自転車対策費	1,109,046 千円
	橋りょう費	3,969,555 千円
	街灯費	1,402,873 千円
	都市計画街路事業費	2,998,915 千円

（資料：総務課）

（２）令和７年度主要事業と事業費執行状況（令和８年８月末時点の決算見込額）

■安全で安心なくらしを支えるみちづくり（基本方針1）

事業名	決算額	記載箇所
地域生活道路等整備	3,536,279 千円	２－（１）①② ２－（２）①

■魅力的で活力のある都市を支えるみちづくり（基本方針2）

事業名	決算額	記載箇所
広域交通ネットワーク整備	4,487,967 千円	３－（１）①②
鉄道駅周辺道路環境整備	18,680 千円	３－（２）
道路空間利活用推進	407,475 千円	３－（３）

■持続可能で強靭な都市を支えるみちづくり（基本方針3）

事業名	決算額	記載箇所
道路防災対策	470,737 千円	４－（１）
無電柱化推進	579,714 千円	４－（２）
道路施設長寿命化修繕	5,614,582 千円	４－（３）

2 安全で安心なくらしを支えるみちづくり（基本方針1）

市民が日常的に利用する道路の交通安全対策やバリアフリー化を進めるとともに，道路の維持管理を適切に行うことで，子どもや高齢者をはじめとした市民一人ひとりの安全で安心なくらしを支えるみちづくりを進める。

（1）生活道路の整備推進

① 生活道路の交通安全対策

通学路及び未就学児が集団で移動する経路の安全対策について，歩道の拡幅や整備等を実施することにより，安全性の向上を図る。また，市民の日常生活に利用される生活道路において，交通事故データなどを活用した危険個所の抽出を行い，地域や宮城県警察と連携し現場点検を実施した上で，通行車両の速度抑制や歩行者空間の確保など交通安全対策を進める。なお，未就学児の移動経路の安全対策は，令和４年度末に完了した。

■通学路の安全対策実施状況　（令和８年４月１日現在）

	全箇所数	仙台市	国
合同点検抽出箇所	757	739	18
対策済み	707	693	14
未実施	50	46	4

（資料：道路計画課）

また，生活道路における人優先の安全・安心な通行空間の確保に向け，最高速度 30km／h の区域規制「ゾーン 30」とハンプ等物理的デバイスとの適切な組合せにより交通安全の向上を図る区域を「ゾーン 30 プラス」として設定し，警察と連携しながら整備を進めている。

令和 7 年度は，生活道路でありながら，交通量が多く，地域住民から安全性の改善について要望が寄せられていた宮城野区の原町本通り地区において，狭さくや路面表示などの整備を実施した。

② 生活道路の整備

通学路やバス通りをはじめとした地域の主要な生活道路において，安全性や緊急性等を踏まえ，歩行者や自転車，自動車の利用状況に応じた課題に対し，歩道整備や自転車通行空間の整備，道路改良などの整備に取り組む。

（２）道路のバリアフリー化

①　歩行空間のバリアフリー化

「仙台市バリアフリーマスタープラン」に基づき，移動等円滑化促進地区のうち，重点整備地区（都心，泉中央，長町，北仙台）において，生活関連施設の立地状況に応じた，道路のバリアフリー化に向けた整備を進める。また，その他の地区の課題箇所についても，視覚障害者誘導用ブロックや歩道勾配，歩道段差の改善などの対策を引き続き進める。

■主な整備内容

○　路面上の段差や勾配の改善
○　案内標識の整備や改善
○　視覚障害者誘導用ブロックの整備や改善
○　歩道新設や拡幅等による整備
○　休憩できる施設の設置や改善
○　安心して歩ける明るい歩行空間の整備

②　街路樹の根上がり対策

街路樹は，杜の都を象徴するみどり豊かな美しい街並みを創出する一方で，成長するにつれて根が太くなり，歩道の舗装やブロックを持ち上げる等の根上がりが発生し，車いすやベビーカー利用者にとって通行の支障となるなどの課題が生じている。安全な道路空間を確保するため，仙台市街路樹更新計画と調整を図り，樹木の更新や支障根の除去，良好な成育環境を確保するなどの対策を行ったうえで舗装を修繕し，根上がりによる段差を解消するなど，効果的な対策を進めていく。また，道路整備に合わせて街路樹を新植する際には，根上がりが生じにくい植栽環境を確保する。

（３）道路の維持管理

①　道路パトロールの実施

道路パトロールは，道路の構造を保全し円滑な交通を確保するため定期パトロール，日常パトロール及び異常時パトロールを行っている。

建設局において実施している定期パトロールは，幹線道路における異常箇所等の早期発見を目的に，定期的にパトロールカーでの巡視を行っている。

また，各区役所及び各総合支所では，幹線道路以外の定期パトロール，幹線道路を含む日常パトロール及び異常時パトロールを実施している。

■道路パトロール実施状況　（令和８年４月１日現在）

対　象　路　線	パトロール頻度	
重要幹線道路	昼	週１巡
	夜	月１巡
その他幹線道路	昼	２ヵ月３巡
	夜	年４巡

（資料：道路保全課）

②　道路不具合通報システムの運用

平成 30 年度から本格運用を開始した「道路不具合通報システム」により，市民の方からスマートフォンアプリを通じて通報をいただくことで道路の不具合箇所の早期発見に繋がり，安全・安心な道路環境の維持に努めている。

■道路不具合通報システム登録者数･投稿実績

年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
登録者数	246 人	294 人	377 人	453 人
投稿件数	886 件	1,019 件	1,383 件	1,561 件

※登録者数：投稿があった新規登録者数　（資料：道路保全課）

③　冬道対策の推進

冬期間においては，気象情報などを活用しながら，主要な幹線道路等を対象に，除雪・凍結防止作業を実施し，安全な通行の確保に向けて取り組んでいる。

また，地域共助による除雪活動の促進に向け，町内会やPTA，商工会等を対象に，道路の除雪にご協力いただける団体「仙台雪道おたすけ隊」を募集しており，除雪用の物品の貸与や活動中の事故への補償などの支援を行っている。

さらに，　道路の除雪にご協力いただける団体を対象に，小型除雪機購入費用の９割（上限30万円）を助成している。

■令和7年度除雪及び凍結防止実施状況　（令和８年４月１日現在）

業　種	対　象　路　線	工 区	対象路線延長
除　雪	主要幹線道路及び補助幹線道路 丘陵部家屋連たん地域内主要道路等	14	1,665 km
凍結防止剤 散布	山間部の主要道路 丘陵部及び平坦地主要道路等	14	946 km

（資料：道路保全課）

■仙台雪道おたすけ隊登録団体及び小型除雪機械購入補助活用団体

（令和８年４月１日現在）

団　体　種　別	団体数
仙台雪道おたすけ隊登録団体	97
小型除雪機械購入補助交付済み団体	133

（資料：道路保全課）

3 魅力的で活力のある都市を支えるみちづくり（基本方針2）

広域的な道路ネットワークの整備や鉄道駅周辺の道路環境整備を進めるとともに，まちに賑わいをもたらす道路空間の利活用を行うことで，魅力的で活力のある都市を支えるみちづくりを進める。

（1）広域的な道路ネットワークの整備

本市では，都市活動を支える道路ネットワークを構築するとともに，平常時と災害時を問わない円滑な輸送を確保するため，広域的な道路ネットワークを形成する都市計画道路や国道・県道の整備を進めている。

また，令和３年６月には，宮城県及び本市の将来像を踏まえた広域的な道路交通の方向性を定めた「新広域道路交通ビジョン」及び，その具体的な計画である「新広域道路交通計画」を宮城県と合同で策定しており，引き続き，県・市で連携しながら整備を推進していく。

①　都市計画道路の整備

都市計画道路とは，人や車の安全で円滑な通行を確保し，都市活動を支えるとともに，良好な街並み形成や，火災の延焼を防止するなどの機能を持ち，都市計画法に基づき，ルート・幅員などを決定し，将来の目指すべき都市像（まちづくり）を実現するために，計画的に配置する道路である。

都市計画道路の整備は，線的事業として市が施行する街路事業・道路事業，面的事業として市・組合等が施行する土地区画整理事業，その他国等による事業で進められている。

本市の都市計画道路は，昭和２年６月，38 路線 104.6ｋｍの決定に始まり，隣接市町との合併等による追加などを経て，平成 21 年度末には 156 路線，計画延長約 504.45ｋｍ（昭和２年比約５倍）となったが，人口減少時代の到来等の社会情勢の変化に伴う新たなまちづくりへの対応や，都市計画道路の区域内における長期の建築制限等の課題に対応するため，平成 23 年１月に都市計画道路網の見直しを行い，新たな幹線道路網を策定している。

現在は，骨格幹線道路網の形成や，都心部の通過交通の抑制に資する都市計画道路の整備を優先的に進めている。

■都市計画道路の整備状況　（令和８年４月１日現在）

項目	路線数・延長・率
計画路線数	155 路線
計画延長（Ａ）	430.11 km
整備済延長（Ｂ）	370.83 km
事業中未供用延長（Ｃ）	4.00 km
整備率（Ｂ／Ａ）	86.2%
着手率（（Ｂ＋Ｃ）／Ａ）	87.1%

（資料：道路計画課）

【別図１】

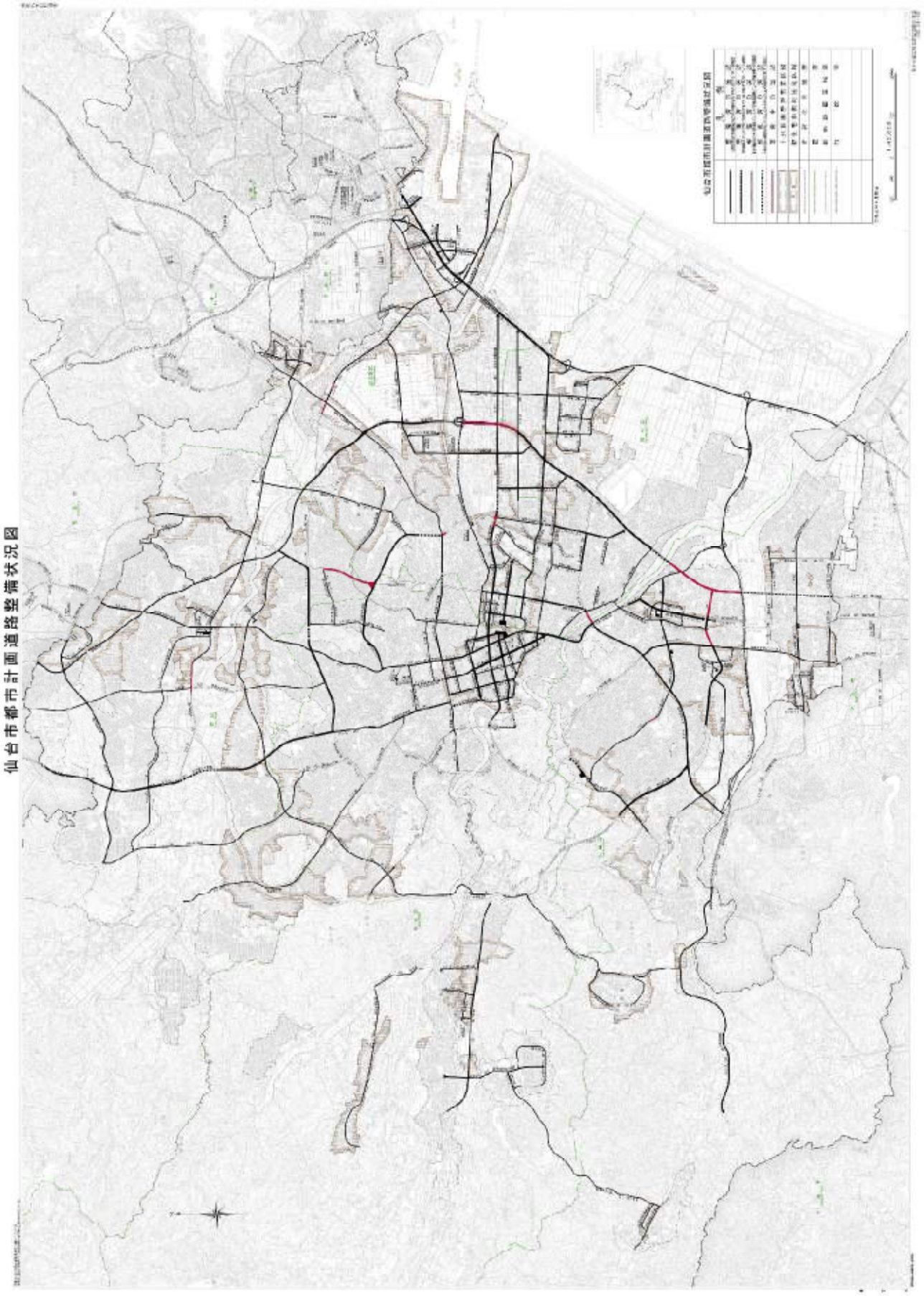

■都市計画道路の事業認可取得状況　　（令和８年４月１日現在）

都市計画道路名	工区	延長（ｋｍ）	期間（年度）	
			自	至
長町八木山線	土手内	1.0	平成２年度	令和８年度
元寺小路福室線外１線	五輪	1.4	平成 14 年度	令和 20 年度
郡山折立線	大野田	0.4	平成 23 年度	令和９年度
南小泉茂庭線	宮沢橋	0.3	平成 28 年度	令和 12 年度
郡山折立線	郡山	0.6	令和７年度	令和 16 年度
宮沢根白石線	南光台	1.3	令和７年度	令和 26 年度

（資料：道路計画課）

② 国道・県道の整備

広域的な道路ネットワークを形成している国道や県道のうち，本市が管理する道路について，道路拡幅や交差点改良などの整備を進める。

■整備中の主な路線

・国道２８６号（南赤石工区）

・主要地方道泉塩釜線（野村工区）

（２）鉄道駅周辺の道路環境整備

バリアフリー法及び基本方針に基づき，１日当りの平均利用者数 3,000 人以上の鉄道駅を対象に，段差の解消等のバリアフリー化が求められていることから，仙石線福田町駅について，バリアフリー化を推進する。

現在の仙石線福田町駅舎は曲線区間に位置しており，車両停車時にホームとの間に大きな段差が発生することから，駅舎及び自由通路を移転することにより，抜本的な対策を実施する。また，移転に合わせ，車両乗降場や道路などの整備を実施する。

（３）道路空間利活用等の推進

平成 28 年９月の国家戦略特区の認定や令和２年 11 月の道路法改正（歩行者利便増進道路制度の創設）を受け，全国的に道路空間におけるオープンカフェやイベント等の開催による賑わいの創出等の機運が高まっている。本市においても地元商店街などが参加するまちづくり協議会が主体となり定禅寺通や宮城野通，青葉通などで，社会実験やマルシェの開催等の取組みが実施されており，道路管理者として地域の活性化や憩い，賑わいの創出に向けて，関係課や地域活動の関係者と連携し，人中心の道路空間の構築や利活用の促進等に係る支援・検討を進める。

4 持続可能で強靭な都市を支えるみちづくり（基本方針3）

緊急輸送道路をはじめとした道路の防災対策や機能強化を進めるとともに，無電柱化の推進や道路施設の長寿命化を行うことで，持続可能で強靭な都市を支えるみちづくりを進める。

（１）道路の防災・減災対策

災害発生時の避難や救助に欠かせない緊急輸送道路を中心に，落橋防止や橋脚補強など，橋梁の耐震対策について計画的に実施している。

また，落石や岩盤崩落などが予測される道路法面について，道路防災点検の結果を踏まえ，防災対策工事を進めている。

さらに，道路陥没を未然に防ぐ取組みとして，幹線道路を中心とした路面下空洞調査により空洞状況を確認し，必要な対策を講じている。

（２）無電柱化の推進

無電柱化とは，道路の地下空間に管路を整備し，そこに電力線や通信線をまとめて収容する電線共同溝方式※や，表通りから見えないように電線を配置する裏配線方式※などにより道路から電柱・電線をなくすことである。

仙台市内では，これまで仙台駅周辺やあすと長町地区の主要な道路などにおいて単独地中化※や電線共同溝等の整備実績があり，その延長は令和７年度末時点で約 53km となっている。

本市では，令和２年３月に「仙台市無電柱化推進計画（令和２年度～令和 11 年度）」を策定したところであり，「防災性の向上」，「安全で快適な歩行空間の確保」，「都市景観の向上と観光振興」の３つの基本方針に基づき，「10 年」「10km」「10 路線」を計画期間及び整備目標とした。令和４年３月には新規着手する都市計画道路を，令和５年３月には本庁舎建替え事業の周辺道路２路線を整備計画路線として追加した。さらに，新たな電柱の占用制限も推進していく。

＊：電線共同溝方式
管路部や特殊部（電線類の分岐部分を収容するための施設）で構成される電線共同溝に電線類をまとめて収容することにより，電線を地中化する方式をいう。

＊：裏配線方式
無電柱化したい主要な通りの裏通り等に電線類を配置し，主要な通りを無電柱化する方式をいう。

＊：単独地中化
電線管理者が全額負担して整備する方式をいう。

■**仙台市無電柱化推進計画における整備計画路線**　　（令和８年４月１日現在）

	路線名	区間		基本方針に基づく主な位置付け
		起点	終点	
①	仙台泉線外１線	青葉区昭和町	青葉区堤町３丁目	緊急輸送道路
②	元寺小路郡山線	太白区八本松１丁目	太白区郡山４丁目	緊急輸送道路
③	元寺小路福室（その7）線外1線	宮城野区五輪１丁目	宮城野区二十人町	緊急輸送道路
④	元寺小路福室線（五輪）	宮城野区銀杏町	宮城野区南目館	骨格幹線道路
⑤	宮沢根白石線（南鍛冶町～舟丁）	若林区舟丁	若林区連坊小路	骨格幹線道路
⑥	南小泉茂庭線（宮沢橋）	若林区舟丁	若林区堰場	骨格幹線道路
⑦	郡山折立線（大野田）	太白区太子堂	太白区大野田２丁目	骨格幹線道路
⑧	北仙台停車場線外１線	青葉区昭和町	青葉区昭和町	バリアフリーに配慮する道路
⑨	東八番丁小田原（その1）線外2線	宮城野区榴岡３丁目	若林区新寺２丁目	多くの来訪者が集まる賑わい道路
⑩	青葉山線	青葉区大町１丁目	青葉区大町２丁目	多くの来訪者が集まる賑わい道路
⑪	郡山折立線（郡山）	太白区郡山７丁目	太白区あすと長町３丁目	骨格幹線道路
⑫	郡山折立線（青葉山）	太白区八木山南５丁目	青葉区茂庭	骨格幹線道路
⑬	宮沢根白石線（南光台）	青葉区小松島新堤	泉区南光台７丁目	骨格幹線道路
⑭	北一番丁１号線	青葉区国分町３丁目	青葉区国分町３丁目	緊急輸送道路
⑮	区画街路北８号線	青葉区国分町３丁目	青葉区国分町３丁目	緊急輸送道路

※ 緊急輸送道路には，主要な防災拠点との連絡機能を担う路線を含む。

（資料：道路計画課）

（３）道路施設の点検・長寿命化

点検が法定化されている橋梁，トンネル，シェッド，横断歩道橋などの大型構造物に加え，その他主要施設について，５年に１回の頻度で定期点検を実施し，施設の健全性を把握することとしている。

これらの点検結果を踏まえ，これまでの損傷が深刻化してから修繕を行う「対症療法型維持管理」から，損傷が大きくなる前に修繕を行う「予防保全型維持管理」に転換し，事故の未然防止やコスト縮減，予算の平準化を図るため，施設毎の長寿命化修繕計画の策定を進めてきた。

これまでに橋梁，トンネル，シェッド・シェルター，舗装，ボックスカルバート，道路案内標識・道路情報板，ペデストリアンデッキ，道路照明施設，横断歩道橋，共同溝，地下自転車等駐車場・地下通路の長寿命化修繕計画を取りまとめており，概ね５年ごとに計画を改定しながら，順次修繕工事を実施している。

■長寿命化修繕計画策定状況

施設名	策定年度	最新年度
橋梁	平成 21 年度	令和３年度
ボックスカルバート	平成 29 年度	令和７年度
トンネル,シェッド・シェルター	平成 28 年度	令和７年度
道路案内標識・道路情報板	平成 29 年度	令和３年度
横断歩道橋	令和２年度	令和７年度
ペデストリアンデッキ	平成 30 年度	令和７年度
舗装	平成 28 年度	令和７年度
道路照明灯	平成 30 年度	令和６年度
共同溝	令和２年度	令和６年度
地下自転車等駐車場・地下通路	令和４年度	令和４年度

※ 最新年度には，一部改定を含む。

（資料：道路保全課）

また，点検に際しては，新技術を活用しながら，維持管理の効率化とコスト縮減に取り組んでいる。

橋梁点検では，ドローンを積極的に活用し，画像により損傷状況を把握することで，従来の大型点検車に比べてコスト縮減や時間短縮および交通規制の最小化を図っている。

舗装の損傷状況については，スマートフォンを設置した車両を走行させることで路面の画像を記録し，その画像を AI により解析する新技術を導入している。この新技術により，従来方法と比較して安価かつ短期間での調査が可能となり，緊急輸送道路に限らず，生活道路を含めた市内全域での調査を実施している。

第Ⅲ部　百年の杜推進事業

第１章　百年の杜推進事業の概要

１ 公園･緑地事業の沿革

仙台市は，伊達政宗公が慶長５年（西暦 1600 年）に青葉山に居城を定めて以来，城下町として発展した街である。当時，藩は屋敷内に植樹を推奨し，年代を重ね屋敷林を形成するに至り，これと神社仏閣等の樹林，市街地を流れる河川の緑，青葉山をはじめとする丘陵の緑が一体となって街全体を緑で覆うような景観を呈し,「杜の都」と呼ばれるようになった。

第二次世界大戦の空襲で緑豊かな都心の大部分は消失したが，杜の都を再生させようと戦災復興事業では街路樹整備に力を入れ，これが現在，杜の都・仙台のシンボル，青葉通・定禅寺通のケヤキ並木などに成長している。

高度経済成長時の急速な都市化により,杜の都の潤いのある環境が失われようとした。そのため昭和 48 年に「杜の都の環境をつくる条例」を制定し，保存緑地及び保存樹木等を指定するなど,市民あげて緑の保全と積極的な育成に努めるとともに,1,000 平方メートル以上の敷地等での建築行為や開発行為にあたっては,緑化計画書の提出を義務づけ,緑の創出を進めているほか，杜の都・仙台の伝統ある郷土を未来に継承させるため，市民協働による緑のまちづくりの一層の推進に取り組んでいる。

また，汚染が急速に進みつつあった美しい広瀬川を保全し，次代に引き継ごうと，昭和 49 年に「広瀬川の清流を守る条例」を制定した。

平成 24 年には「仙台市みどりの基本計画」を策定し，東日本大震災の津波で消失した東部地域の緑の再生と緑豊かでより質の高い杜の都を目指して，百年の杜づくりを推進してきた。特に，市民協働により東部地域の緑の再生を進める「ふるさとの杜再生プロジェクト」は，地域の防災性を高めるとともに，植樹会などを通じて地域とのつながりを深めている点などが評価され，令和３年３月に第１回グリーンインフラ大賞（防災・減災部門）で最優秀賞（国土交通大臣賞）を受賞した。

同年６月には新たな「仙台市みどりの基本計画 2021-2030」を策定し，これまで市民協働で取り組んできた「百年の杜づくり」を継続するとともに，培ってきたみどりの多様な機能をまちづくりに積極的に活用するグリーンインフラを推進し，新たな杜の都を目指すこととしている。

２ 杜の都の環境をつくる審議会

「杜の都の環境をつくる条例」に基づき，緑の保全，創出及び普及に関する事項を調査審議するため，学識経験者，関係団体等の代表 15 人によって構成する「杜の都の環境をつくる審議会」を設置している。

３ 百年の杜づくり推進基金

保存緑地の買取り要望に対処するため昭和 60 年 10 月に設置した「緑地保全基金」と民有地の緑化を推進するため昭和 61 年４月に設置した「杜の都緑化基金」を統合し，平成 10 年４月に新たに「百年の杜づくり推進基金」を設置し，その基金を活用して民間の緑化活動の助成や買取り申出のあった保存緑地の買取りなど百年の杜づくりに関する

事業を行っている。

平成 27 年４月には，東日本大震災により甚大な被害を受けた，東部沿岸地域の緑の再生及び創出のためにも活用できるようにした。

4 全国都市緑化フェアの開催

都市緑化意識の高揚，都市緑化に関する知識の普及等を図ることにより，緑豊かな潤いのある都市づくりに寄与することを目的として，第 40 回全国都市緑化仙台フェア「未来の杜せんだい 2023 ～ Feel green！ ～」を令和５年４月 26 日から６月 18 日までの 54 日間にわたり開催し，115 万人が来場した。

本フェアでは，青葉山公園追廻地区を中心としたメイン会場のほか，まちなかエリア会場や東部エリア会場等においても花やみどりを活用した多様な展示やイベントを展開し，市内全体でフェアの魅力発信に取り組んだ。また，企業や市民団体，ボランティアなど多様な主体の参画のもと，会場運営や花壇整備，イベント企画等が進められ，花とみどりを通じた交流と賑わいが創出された。こうした取組を通じて，花やみどりの持つ魅力が広く共有され，市民の緑化意識の向上が図られたほか，主体間の新たなつながりや継続的な活動の芽が生まれるなど，本市における今後の緑化推進の基盤となる成果が得られた。

これらの成果は，フェア終了後も継承・発展させていくべきレガシーであり，こうした取組や主体間のつながりは，現在の各種取組へと引き継がれている。

5 緑の概況

（１）本市における緑被の状況

仙台市の緑は，公園等の公共緑地及び森林の他に農地としての緑や，水辺空間などがあり，これらの総量は 61,885.6ha である（緑被率 78.7%）。

■緑被地現況　（令和６年度仙台市緑の分布調査）

区域＼緑被地の種類	区域面積 (ha)	樹林地		草地		農耕地		屋上緑化		水面		緑被地合計	
		緑被面積 (ha)	緑被率 (%)	緑被面積 (ha)	緑被率 (%)	緑被面積 (ha)	緑被率 (%)	緑被面積 (ha)	緑被率 (%)	緑被面積 (ha)	緑被率 (%)	緑被面積 (ha)	緑被率 (%)
全市域	78,635.00	51,305.28	65.2	3,112.69	4.0	6,584.38	8.4	4.70	0.0	878.55	1.1	61,885.60	78.7
都市計画区域	44,299.90	19,322.18	43.6	2,827.40	6.4	5,246.27	11.8	4.70	0.0	670.19	1.5	28,070.74	63.4
市街化区域	18,043.90	3,514.77	19.5	849.87	4.7	216.35	1.2	3.87	0.0	55.41	0.3	4,640.27	25.7

※ 緑の分布調査は５年に一度実施　（資料：百年の杜推進課）

（２）本市における公共的な緑地の状況

仙台市の緑のうち，都市公園等の施設緑地，法・条例等による地域制緑地をまとめると次表のとおりとなる。

■緑地現況

〈緑地面積集計表（民間緑地を除く）〉　　（令和６年度仙台市緑の分布調査）

緑　地　区　分					面積(ha)	構成比(%)
施設緑地	都市公園				1,689.84	2.15
	公共施設緑地	公共公益施設			196.90	0.25
		墓地			370.60	0.47
	小計				2,257.34	2.87
	施設緑地間の重複				3.60	0.00
施設緑地合計					2,253.74	2.87
地域制緑地	法によるもの	特別緑地保全地区			104.60	0.13
		風致地区			270.90	0.34
		その他法によるもの	国定公園		2,676.00	3.40
			保安林		22,013.53	27.99
	条例によるもの		県指定	県立自然公園	26,163.70	33.27
				県自然環境保全地域	651.20	0.83
				緑地環境保全地域	3,936.00	5.01
			市指定	特別環境保全区域	263.00	0.33
				第一種環境保全区域	273.00	0.35
				第二種環境保全区域	42.00	0.05
				保存緑地	643.38	0.82
	小計				57,037.31	72.53
	地域制緑地間の重複				19,229.61	24.45
地域制緑地合計					37,807.70	48.08
施設緑地・地域制緑地間の重複					1,118.01	1.42
その他の緑地	公有林	国有林			19,546.31	24.86
		県有林			294.11	0.37
		市有林			2,143.69	2.73
その他の緑地合計					21,984.11	27.96
施設緑地・地域制緑地・その他の緑地間の重複					20,743.98	26.38
緑地面積総計					41,301.57	52.52
公有林を除いた緑地面積					19,317.46	24.57

（資料：百年の杜推進課）

※１　構成比は，全市域の面積(78,635ha)に対する割合。
※２　「公有林を除いた緑地面積」は，緑地面積総計から，他の緑地と重複していない部分の公有林を除いた面積である。
※３　表の数値は，小数点以下第三位を四捨五入し，第二位まで表記している。
※４　各緑地の区域は，令和６年４月１日現在。

第２章　緑 の 保 全

緑地等の保全については，「杜の都の環境をつくる条例」に基づき，都心部においては，地域の美観風致上優れている樹木を保存樹木，保存樹林として指定し，市街地周辺においては，残された民有地の緑を主体に土地所有者の理解と協力を得て保存緑地を指定しており，それぞれの所有者の保全に係る経費の負担軽減策として指定交付金等の交付や各種市税の軽減，国庫補助金の活用による買取り等の措置を講じている。

また，西部山間部においては，水資源の涵養，自然環境の保全・形成及び自然災害の防止等の機能を有する森林の保全を図りながら，自然を生かした施設として「自然とのふれあいの場」や「親水の場」を整備し，レクリエーションを兼ねた保全策を講じている。

1　都市の骨格となる緑の保全

（１）保存緑地の保全

①　保存緑地の指定

「杜の都の環境をつくる条例」に基づき，市街化区域内の民有地を主体に土地所有者の理解と協力を得て保存緑地の指定，保全を行っている。

■保存緑地の指定状況　（令和８年４月１日現在）

指定状況	箇所	面積	備考
一次指定（S50．６．５）	28 箇所	576.23 ha	うち指定解除６箇所，18.17ha
二次指定(S51.10.20)	16 箇所	53.81 ha	うち指定解除４箇所，3.59ha
三次指定（S53．１.27）	１箇所	24.89 ha	
四次指定（H６．２.25）	１箇所	7.24 ha	
計	46 箇所	662.17 ha	現在の指定状況（36 箇所 640.41ha）

（資料：百年の杜推進課）

■保存緑地の現状　（令和８年４月１日現在）

区　分	面　　積	内　　容
公 有 地	428.31ha　(66.9%)	国　有　地　58.50ha（ 9.1%） 県　有　地　93.60ha（14.6%） 市　有　地　276.21ha（43.1%）
私 有 地	212.10ha　(33.1%)	個 人（含 む 共 有 地）　72.83ha（11.4%） 法人(含む宗教・公共法人)　139.27ha（21.7%）
計	640.41ha（100.0%）	保 存 緑 地 指 定 数　36 箇所

（資料：百年の杜推進課）

②　保存緑地内行為の届出等

○　届出行為

保存緑地内で次の行為を行う場合は，市長に届け出なければならない。

・面積 30 ㎡以上又は高さ５ｍ以上の建築

・面積 10 ㎡を超え，又は高さ 1.5ｍを超えるのり面が生じる土地の形質の変更

・10 ㎡を超える水面の埋立て又は干拓
・木竹の伐採等

○　通知行為

・国の機関又は地方公共団体が上記の行為を行う場合は，市長に通知しなければならない。

（２）風致地区の保全

①　風致地区の指定

風致地区は，都市の風致の維持を図り，都市環境の保全を図ることを目的として，次のような土地について指定している。

○　樹林地若しくは樹木に富める土地であって，良好な自然的景観を形成しているもの。

○　水辺若しくは市民にとって郷土意識の高い土地であって，良好な自然的景観を形成しているもの。

■風致地区の計画決定状況（昭和 45 年６月９日宮城県告示第 449 号）

（令和８年４月１日現在）

地区名	面積	区　　域
大 年 寺	67.2 ha	太白区茂ケ崎，向山三丁目，向山四丁目，萩ケ丘，八木山緑町の各一部
八 木 山	93.9 ha	太白区八木山香澄町，向山一丁目，長町字越路，八木山本町一丁目，八木山本町二丁目の各一部
愛 宕 山	8.6 ha	太白区向山四丁目の一部
霊　　屋	10.6 ha	青葉区霊屋下の一部
大崎八幡	6.0 ha	青葉区八幡四丁目の一部
北　　山	13.3 ha	青葉区北山一丁目，青葉町の各一部
台　　原	3.2 ha	青葉区台原一丁目，台原六丁目，堤町一丁目の各一部
安 養 寺	68.1 ha	青葉区小松島新堤，宮城野区蟹沢，二の森，枡江，東仙台六丁目，東仙台七丁目の各一部
計	270.9 ha	

（資料：百年の杜推進課）

②　風致地区内行為の許可等

○　許可行為

風致地区内においては，建築物の建築，土地の形質の変更，木竹の伐採等の行為は，市長の許可が必要である。

○　協議行為

国，県若しくは市の機関又は公団等が行う行為については，協議が必要である。

○　通知行為

国土保全施設，都市公園等の設置や管理に係る行為等の規則で定めるものは，市長にその旨を通知しなければならない。

（３）特別緑地保全地区の保全

都市域に残された貴重な緑地を都市計画上の観点から適正に保全することにより，良好な都市環境の形成を図り，もって健康で文化的な都市生活の確保に寄与すること

を目的としている。

① 特別緑地保全地区の指定要件

都市計画区域内において，樹林地，草地，水辺地及び岩石地等が，単独若しくは一体となって又はこれらと隣接している土地と一体となって，良好な自然環境を形成しているもので，市街地及びその周辺に存する次のいずれかに該当する土地の区域とする。

○ 無秩序な市街化の防止，公害又は災害の防止等のため必要な遮断地帯，緩衝地帯又は避難地帯若しくは雨水貯留浸透地帯として適切な位置，規模及び形態を有するもの

○ 神社，寺院等の建造物，遺跡等と一体となって，又は伝承若しくは風俗習慣と結びついて当該地域において伝統的又は文化的意義を有するもの

○ 次のいずれかに該当し，かつ，当該地域の住民の健全な生活環境を確保するため必要なもの

・風致又は景観が優れていること

・動植物の生息地又は生育地として適正に保全する必要があること

■特別緑地保全地区の計画決定状況 （令和８年４月１日現在）

地　区　名	面　積	都市計画決定
蕃　　山	約 81 ha	平成９年６月 20 日宮城県告示第 806 号
枡　　江	約 3.3 ha	平成 27 年４月 22 日仙台市告示第 194 号
燕沢三丁目	約 0.9 ha	
郷　　六	約 12 ha	
東　　原	約 1.9 ha	令和３年５月 18 日仙台市告示第 291 号
八木山弥生町	約 0.7 ha	
荒巻仁田谷地	約 4.5 ha	令和４年６月 1 日仙台市告示第 362 号
中山二丁目	約 0.3 ha	
狐　沢　山	約 1.2ha	令和６年６月 7 日仙台市告示第 378 号
上　谷　刈	約 2.1ha	令和６年 11 月 29 日仙台市告示第 663 号
計	約 107.9 ha	

（資料：百年の杜推進課）

② 行為の規制及び制限

○ 次に掲げる行為は，市長の許可を受けなければならない。

・建築物その他の工作物の新築，改築又は増築

・宅地の造成，土地の開墾，土石の採取，鉱物の採掘その他土地の形質の変更

・木竹の伐採

・水面の埋立て又は干拓

・屋外における土石，廃棄物又は再生資源の堆積

○ 市長は，許可の申請のあった場合において，その申請に係る行為が当該緑地の保全上支障があると認めるときは，許可をしてはならない。また当該緑地の保全のため必要があると認めるときは,許可に期限その他必要な条件を附することができる。

2 市民との協力による緑の保全

（1）保存樹木・保存樹林の保全

地域を象徴するランドマークとしての樹木や樹林を，ふるさとの緑として指定し，保全している。

■保存樹木

① 保存樹木の指定基準

次のいずれかに該当し，健全で，かつ，樹容が美観上特に優れていること。

- 1.5mの高さにおける幹の周囲が 1.2m以上であること。
- 高さが 12m（株立ちした樹木にあっては３m）以上であること。
- つる性樹木にあっては，樹冠の水平投影面積が 30 ㎡以上であること。
- 地域の象徴木として親しまれてきたものであること。

② 指定状況　（令和８年４月１日現在）

指　定　状　況	件数	本数	備考
一次指定（S50．6．5）	109 件	116 本	うち指定解除 34 件，36 本
二次指定（S53．3．22）	27 件	29 本	うち指定解除 11 件，13 本
三次指定（S58．3．3）	9 件	9 本	うち指定解除１件，１本
四次指定（H6．2．24）	48 件	48 本	うち指定解除７件，７本
五次指定（H11．7．16）	7 件	7 本	うち指定解除３件，３本
六次指定（H13.12.18）	2 件	2 本	
七次指定（H16．8．9）	8 件	8 本	うち指定解除１件，１本
八次指定（H18.12.12）	5 件	5 本	
九次指定（H24．9．12）	2 件	2 本	
十次指定（H28．2．9）	1 件	1 本	
十一次指定（H28．8．2）	2 件	2 本	
十二次指定（H28．9．8）	3 件	3 本	
十三次指定（H30.12.14）	1 件	1 本	
十四次指定（R1．12.24）	1 件	1 本	
十五次指定（R2．8．25）	1 件	1 本	
十六次指定（R3．8．27）	1 件	1 本	
十七次指定（R3．11.25）	1 件	1 本	
十八次指定（R5．7．11）	2 件	2 本	
計	230 件	239 本	現在の指定状況※ 173 件，178 本

（資料：百年の杜推進課）

※ 青葉区　87 件（91 本）　子平町の藤，せいざん（愛子）の臥龍梅等
※ 宮城野区　20 件（20 本）　銀杏町のいちょう，栄のぎょりゅう等
※ 若林区　23 件（23 本）　道仁寺のたぶのき，七郷の大桑等

※ 太白区　　31 件（32 本）　柳生のかや，秋保野尻のさくら等
※ 泉区　　12 件（12 本）　賀茂神社のいろはもみじ，鷲倉神社の姥杉等

■保存樹林

① 保存樹林の指定基準

次の各号のいずれにも該当し，樹林に属する樹木が健全で，かつ，樹容が美観上特に優れていること。

1）次のいずれかに該当すること。

・ 樹林の樹冠の水平投影面積が 300 ㎡以上であること。
・ 並木をなす場合には延長が 100m以上であること。

2）樹林が市街化区域内に存在すること。又は次のいずれにも該当すること。

・ 東北本線仙台駅から概ね半径 10km 圏内に存在すること。
・ 山村振興法に規定する振興山村区域以外の区域に存在すること。

② 指定状況　（令和８年４月１日現在）

指　定　状　況	件数	備考
一次指定（S50．６．５）	７件	
二次指定（H19.12.12）	２件	
三次指定（H25．５.30）	１件	
四次指定（H26.12．５）	１件	
五次指定（H29.11.15）	１件	
六次指定（H30.12.14）	２件	
七次指定（R１.12.26）	３件	うち指定解除１件
八次指定（R２.12.22）	２件	
九次指定（R３.11.26）	１件	
計	20 件	現在の指定状況　　19 件

（資料：百年の杜推進課）

■青葉通，定禅寺通ケヤキの今後の方針

仙台のシンボルである青葉通，定禅寺通のケヤキは，「杜の都の環境をつくる条例」に基づく保存樹林に指定しており，仙台の発展とともに風格ある並木景観を呈するまでに成長し，市民が愛着と誇りを感じる並木となっている。

ケヤキの生育状況等については，昭和 49 年度からほぼ５年毎に調査を行ってきており，その調査結果をもとに定禅寺・青葉通ケヤキ並木保全計画基本方針（平成 10 年度）をまとめ，剪定方法の見直し・植樹桝の拡大・渇水期の灌水等の対策に取り組んでいる。また，毎年，芽吹きから落葉までの樹勢調査，倒木防止のための空洞調査を実施し，衰退樹木，要観察木等の判定を行い，養生対策を施し保全に努める傍ら，倒木の危険がある樹木については植替えを行っている。

今後は，都心部の「緑の回廊づくり」の取組みの一環として，道路空間の再構成，

周辺まちづくりなどと一体的にケヤキの生育環境の改善と持続可能な並木景観の保全を図っていく。

（２）市民緑地

土地所有者と地方公共団体などが契約を締結し，緑地や緑化施設を公開する都市緑地法の制度で,本市では平成22年12月に卸町二丁目市民緑地を設置し公開している。

３ 自然とのふれあいの場の保全と活用

（１）太白山自然観察の森

太白山自然観察の森は，自然観察や自然体験を通じて自然保護の大切さを養うことを目的とした施設である。

○　開設年月　平成３年６月

○　施設の概要

・所 在 地　仙台市太白区茂庭字生出森東36-63

・区　　域　29.5ha

・自然観察センター　１棟，あずまや　２棟

・自然観察路　幅員 1.0～3.0m　延長 4,182m

・観察園地　９カ所（ 19,103 ㎡ ）

○　開館期間　通年 ※月曜日（祝日に当たるときは，その直後の休日でない日）及び年末年始（12月28日～１月４日）は休館日

○　入 園 料　無　料

■太白山自然観察の森自然観察センター入館状況

年　度	入館者総数（人）	ガイドウォーク参加者（人）	団体利用者（人）	観察会等参加者（人）	その他入館者（人）
令和４年度	18,122	1,068	851	362	15,841
令和５年度	18,571	848	982	388	16,353
令和６年度	16,458	787	816	316	14,539
令和７年度	14,366	509	576	369	12,912

（資料：公園管理課）

（２）秋保大滝植物園

秋保の山ふところに抱かれた秋保大滝植物園は，来園者に自然の素晴らしさを提供することで緑への思いを深める等，人々の緑化意識の高揚を目的としている。国指定名勝の秋保大滝に隣接する園内には，蔵王山系の草木を中心に15,000本が植栽されており，四季折々の美しさに満ちあふれている。

○　開設年月　昭和55年10月

○　施設の概要

・所 在 地　仙台市太白区秋保町馬場字大滝５

・区　　域　約4.3ha

・管理棟　１棟，休憩所　１棟，あずまや　１棟，便所　１棟

○　開園期間　４月１日～11月30日

○　入 園 料　個人利用　　一般 240円　高校･大学生 180円　小･中学生 120円
　　団体利用(30人以上)一般 190円　高校･大学生 140円　小･中学生　90円

■秋保大滝植物園入園状況

年　度	入 園 者 総 数 （うち無料入園者数） （人）	内		訳
		大　　人	高校・大学生	小・中学生等
令和４年度	11,280（7,132）	9,872（5,995）	143（　３）	1,265（1,134）
令和５年度	10,045（5,849）	8,984（5,025）	128（　１）	933（　823）
令和６年度	10,732（6,931）	9,575（6,003）	145（　２）	1,012（　926）
令和７年度	11,755（8,271）	10,396（7,127）	150（　８）	1,209（1,136）

（資料：公園管理課）

（３）野草園

野草園は,滅びゆく野生植物を保護するとともに,市民が植物に関する知識を高め,自然に親しむことを目的として昭和29年７月21日に開設された。園内には，野生植物の生育環境にあわせ草本類800種，木本類350種を植栽展示し，また，植物に親しみと理解を持ってもらうことを目的として，図書コーナー「叢林(そうりん)文庫」において各種資料の展示や図書の閲覧を行っている。この他，季節に応じ，萩祭り，月見の会，落葉たきなどを開催し，市民に自然とのふれあいの場を提供している。

○　開設年月　昭和29年７月

○　施設の概要

・所 在 地　仙台市太白区茂ケ崎２－１－１

・区　　域　約９ha

・野草館　１棟（事務室，企画展示室，叢林文庫）

・深山植物区，郷土文芸苑，水生植物区，薬草区，つつじ区，あやめ区，芝生広場，高山植物区，のばら区，秋の七草区，野外教室，松林つる植物区，つばき区，どんぐり山，森林区，石彫刻，あずまや

○　開園期間　３月20日～11月30日（野草館は１月５日～12月27日）

○　入 園 料　個人利用　　一般 240円　小・中学生 60円
　　団体利用(30人以上)　一般 190円　小・中学生 40円
　　野草館のみの利用は無料

■野草園入園状況

年　度	入園者総数 （人）	内　　訳				
		個人利用		団体利用		無料入園者
		一　般	小･中学生	一　般	小･中学生	
令和４年度	29,738	10,285	35	322	0	19,096
令和５年度	27,746	9,507	29	426	0	17,784
令和６年度	25,926	9,153	46	321	0	16,406
令和７年度	22,479	8,106	35	439	0	13,899

（資料：公園管理課）

第３章　緑 の 創 出

本市では,市民の生活に潤いを与える貴重な緑を守りさらに積極的に育てていくために,様々な施策を行っている。特に都市公園の建設は，昭和 21 年に戦災復興土地区画整理事業により 14 か所の公園が決定されたことに始まった。また定禅寺通，青葉通などへの街路樹の植栽も順次進めてきた。

その後，昭和 53 年６月の宮城県沖地震によるブロック塀災害を契機に，安全で快適な緑の街並みづくり推進のため，昭和 54 年度から生垣融資制度を設けた。昭和 61 年度には「杜の都緑化基金」を設置し，基金の運用による収益金を活用して，生垣づくり助成や緑化木植栽助成など民間緑化活動の支援策の充実を図ってきた。平成 10 年度には，「杜の都緑化基金」と「仙台市緑地保全基金」を統合して「百年の杜づくり推進基金」を設置し，建築物緑化助成や街かど緑化助成を行うなど，積極的に緑豊かな杜の都づくりを進めてきた。

令和５年４月からは，従来の建築物緑化助成と街かど緑化助成をより利用しやすい形としたグリーンインフラ推進助成事業に改め，都心部におけるさらなる緑の創出に取り組んでいる。

1　都市公園等の整備　（第５章 都市公園として別掲）

2　公共公益施設等の緑化

（１）公共施設の緑化

杜の都にふさわしい緑の創造を積極的に行うために，公共施設を重点的に緑化し，地域環境の改善を図っている。

（２）学校の緑化

教育環境や地域環境の整備の面から学校敷地に植栽を行い，杜の都にふさわしい緑の創出を行っている。

（３）街路の緑化

道路の景観の向上及び沿道の生活環境の保全を図るとともに，道路交通の快適性，安全の確保，都市環境の改善等に資することを目的に行っている。

■街路樹等植栽状況　（令和８年４月１日現在）

区　分	総本数（面積）	令和７年度増減	
		植栽本数(面積)	撤去等本数(面積)
高　木	46,585 本	133 本	1,034 本
中低木	52.4 ha	0.14 ha	0.00 ha

（資料：公園管理課）

■街路樹樹種別本数

（令和８年４月１日現在）

順位	樹　　種	本数（本）	割合％
1	ケヤキ	9,266	19.9
2	トウカエデ	6,967	15.0
3	イチョウ	4,911	10.5
4	シラカシ	3,537	7.6
5	コブシ	2,534	5.4
6	モミジバフウ	2,404	5.2
7	ヤマボウシ	2,206	4.7
8	ユリノキ	2,189	4.7
9	ハナミズキ	2,058	4.4
10	サクラ類※1	1,690	3.6
その他※3		8,823	19.0
合計		46,585	100.0

（資料：公園管理課）

■中低木樹種別面積

（令和８年４月１日現在）

順位	樹　　種	面積（ha）	割合％
1	ツツジ類※2	14.1	26.9
2	ウバメガシ	6.7	12.9
3	ネズミモチ	3.5	6.7
4	アベリア	3.1	6.0
5	イヌツゲ	3.0	5.6
6	ドウダンツツジ	2.5	4.8
7	ベニカナメモチ	1.4	2.7
8	ツバキ	1.0	1.9
9	カンツバキ	0.9	1.6
10	マサキ	0.7	1.3
その他※3		15.5	29.6
合計		52.4	100.0

（資料：公園管理課）

※１　サクラ類にはヤマザクラ，ソメイヨシノ，シダレザクラなどを含む
※２　ツツジ類にはオオムラサキツツジ，サツキツツジ，キリシマツツジなどを含む
※３　混植はその他に含む

３ 民有地の緑化

（１）住宅・事業所の緑化

民有地は本市域の大半を占めており，民有地の緑化は都市緑化推進のうえで重要な施策である。本市では，民有地の緑化を推進するために，様々な事業を行っている。

①　百年の杜づくり推進基金による助成事業

・生垣づくり助成

個人や事業者が行う生け垣づくりとそれに伴うブロック塀の撤去に対し助成する。

・緑化木植栽助成

不特定多数の方が自由に通行又は利用できる場所に，町内会・老人会等の団体が自ら植栽を行う場合に助成する。

・記念樹交付

誕生・結婚・賀寿など人生の節目を迎えた個人及び一戸建住宅を新築又は購入した個人に対して苗木を贈る。

・保存樹木等保全助成

保存樹木等の枯損防止措置や，屋敷林の管理や新たな植栽等について費用の一部を助成する。

・グリーンインフラ推進助成

市内の緑化重点地区内で，個人や事業者による建築敷地内のグリーンインフラ整

備費用(建築物の屋上緑化，壁面緑化，雨庭，屋内緑化，道路沿いの植栽)について助成する。

② 緑化計画書の提出・認定

「杜の都の環境をつくる条例」により 1,000 ㎡以上の土地又は敷地において建築行為等を行う場合には，緑化計画書を提出し，市長の認定を受けることを義務付けている。

③ 優良建築物緑化認定制度「SENDAI GREEN BRAND」

市内の優良な建築物緑化(建築敷地内の緑化)を SENDAI GREEN BRAND として認定する。

（２）緑地協定

都市緑地法に基づき都市計画区域内で締結される協定で，地域に住む人々が協力して緑豊かなまちづくりを進めるため，家々を生け垣で囲うなど潤いのある緑の生活環境の形成を目指している。締結箇所は令和８年４月１日現在 26 箇所，面積は 191.55ha となっている。

（３）緑化重点地区

緑化重点地区は，地区の特性に応じた緑豊かな街づくりを推進するため，都市緑地法に基づき，重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区及び当該地区における緑化の推進に関する事項を緑の基本計画に定めるもので，平成 18 年３月に「仙台都心地区（約 840ha)」，平成 20 年３月に「あすと長町地区（約 82ha)」，平成 27 年 12 月に「卸町地区（約 143ha)」，令和２年３月に「泉中央地区（約 146ha)」を指定している。

4「緑の活動団体」の認定

緑に関する活動を行っている市民の団体を「緑の活動団体」として認定し，認定された団体には，緑に関する情報の提供や活動費の助成などを行い，団体の活動を支援する。

これは，「杜の都の環境をつくる条例」に基づく制度で，平成19年度より年１回募集を行っている。

認定の有効期間は３年で，要件を満たせば引き続き認定が受けられる。なお，認定期間中は，毎年１回活動実績の報告が必要である。

5 まちを彩る緑化

（１）彫刻のあるまちづくり事業

街の緑の空間に彫刻を配置し，芸術性豊かで文化の薫るまちづくりを目的とした「彫刻のあるまちづくり事業」は，市制施行 88 周年を記念して昭和 52 年に始まり，平成 13 年３月，24 作品目の設置をもって事業終了となった。

事業の特色は現地オーダーメイド方式による彫刻設置で，仙台市彫刻のあるまちづくり委員会により選定された彫刻家が現地を視察し，設置場所に合わせて製作するもので，都市空間に調和した彫刻設置事業は「仙台方式」として高い評価を得た。

平成 12 年には，彫刻洗浄などのボランティア活動を行う「彫刻のあるまちづくり応援隊」が結成され，市民と行政が協力して彫刻の保存管理活動を行っている。

（２）花いっぱいまちづくりの推進

潤いのある街並みを創出するため，街路や駅前広場などの公共空間に草花を植えることにより，季節の彩りを添える花いっぱいまちづくりを推進している。花苗や資材の費用，維持管理費用にご協力いただくスポンサーの募集を，仙台駅前ペデストリアンデッキのフラワーポットや花壇，定禅寺通や青葉山公園，泉中央駅前の花壇で実施し，対象となる花壇等にスポンサーの名前やロゴの入ったプレートを設置している。

６ ふるさとの杜再生プロジェクト

市中心部から南東方向約 10ｋｍに位置する仙台東部地域は，田園地帯に点在する屋敷林（居久根）が仙台平野の特徴的な景観を構成し，延長９ｋｍの海岸線には，マツを主体とした防潮・防風・防砂のための海岸林が広がり，蒲生干潟・井土浦などの豊かな自然海岸が残されていた。

平成 23 年３月 11 日の東日本大震災に伴う津波により，この地域が甚大な被害を受けたため，震災復興のシンボルとして，東部地域のみどりを再生する事業を平成 25 年度から開始した。平成 27 年度には「仙台ふるさとの杜再生プロジェクト連絡会議」を結成し，市民・市民活動団体・事業者と協力して，海岸公園や海岸林での市民植樹や育樹会，地域の居久根の再生等に取り組んでいる。

本事業では，東部地域一帯のみどりを市民一人ひとりの「ふるさとの杜」と位置付け，失われたみどりの再生に加え，市民の暮らしに根ざした新しいみどりを市民の手で 30 年かけて植え育てることにより，震災の教訓や記憶，復興の記録とし，やがて防災や環境保全の機能を持つ東部地域固有の風景となるみどりを創造していくこととしている。

この取組みが評価され，令和３年３月に第１回グリーンインフラ大賞（防災・減災部門）で最優秀賞（国土交通大臣賞）を受賞した。また，令和５年 10 月に，生物多様性の保全が図られていると評価され，海岸防災林約 3.28ha が自然共生サイト（第１期）に認定された。

■市民植樹の実績　（令和８年４月１日現在）

	開催日	場所	本数	参加者
第１回	平成 26 年 ３月 ２日	荒井土才敷公園	1,000 本	60 名
第２回	平成 27 年 ３月 20 日	中野中央公園	1,200 本	100 名
第３回	平成 28 年 ３月 25 日	海岸公園（岡田地区）	1,500 本	350 名
第４回	平成 29 年 ３月 25 日	海岸公園（荒浜地区）	1,300 本	230 名
第５回	平成 29 年 ６月 ３日	海岸公園（岡田地区）	2,500 本	300 名
第６回	平成 30 年 ３月 24 日	海岸防災林（荒浜字南官林地区）	3,700 本	400 名
第７回	平成 30 年 ６月 ２日	海岸防災林（荒浜字南官林地区）	2,250 本	450 名
第８回	平成 30 年 11 月 25 日	海岸公園（井土地区）	2,300 本	400 名
第９回	令和元年 ６月 15 日	海岸防災林（荒浜字南官林地区）	2,200 本	300 名
第 10 回	令和元年 11 月 ２日	海岸防災林（岡田字砂原地区）	3,000 本	220 名
第 11 回	令和２年 10 月 24 日	海岸防災林（岡田字砂原地区）	2,800 本	260 名
第 12 回	令和４年 10 月 29 日	貞山運河（荒浜地区）桜植樹	46 本	70 名
第 13 回	令和５年 ３月 18 日	高砂中央公園	2,000 本	200 名
第 14 回	令和５年 10 月 28 日	高砂中央公園	1,000 本	100 名
第 15 回	令和６年 ６月 １日	高砂中央公園	500 本	90 名

第 16 回	令和 7 年 11 月 15 日	西原公園	1,062 本	100 名

（資料：百年の杜推進課）

第４章　緑 の 普 及

「緑の保全」,「緑の創出」とともに杜の都の緑の文化を広げ「緑の普及」を図るため，緑を学び体験する機会を設けながら情報を発信し，パートナーシップの醸成と，人づくり・緑づくりを進めている。その取組みとしては，家庭や学校，地域団体，事業所等を対象として緑に関する様々な行事，各種相談等を開催し，市民による緑化の推進や緑文化の普及・啓発を行っている。

1　緑と花いっぱい運動の推進

（１）花壇づくりの推進

①　緑と花いっぱい花壇コンクール

緑あふれる都市空間に触れながら，健康で文化的な市民生活を目指そうと昭和 39 年に第１回花壇コンクールが実施された。以来，町内会や学校，職場などの花壇を対象に最優秀・優秀・デザイン・努力等の各賞を選定し，表彰している。

②　花壇用の花苗斡旋

地域団体や職場等の花壇を対象に年３回（春・夏秋・冬）花苗を斡旋している。

（２）緑と花いっぱい絵画コンクール

自然を愛する心を育み，絵を通して緑や花の大切さを理解してもらうため，緑と花いっぱい絵画コンクールを開催し，優秀作品を表彰している。

2　未来の杜せんだいネット「ハナミドリエ」

令和５年に開催した全国都市緑化仙台フェアを契機に，花やみどりを活用したまちづくりをさらに推進するため，花とみどりで，人と人，人とまちがつながる，ネットワーク・プロジェクトとして，未来の杜せんだいネット「ハナミドリエ」を令和６年度から開始した。本事業では，フェアで多様な主体と培った協働事業の成果をレガシーとして，フェア会場の協働で整備した花壇の一部を市民協働で継続するほか，次世代の担い手育成や，民間事業者や地域団体等との連携による枠組みの運営に取り組み，緑化活動をしたい個人や市民団体，緑化活動を通じて地域貢献をしたい企業などを緑化イベントなどを通じてマッチングさせネットワークを強化していくこととしている。

3　緑化意識の啓発と情報提供

（１）各種パンフレット等の発行

保存樹木を紹介した「杜の都の名木・古木」（平成 29 年），街路樹の種類と場所を示した「せんだい街路樹マップ」（平成 28 年），市民等が選定した緑の風景を紹介する「杜の都・仙台　令和版　わがまち緑の名所 100 選ガイドブック」（令和５年）などにより，市内の緑を紹介している。

（２）各種行事の開催

①　新緑祭

「みどりの月間」にちなみ，緑豊かな杜の都のまちづくりを進めるため，４月下旬に開催している。緑化功労者の表彰や，緑化啓発コーナーによる展示等を実施し

ている。

② 杜の都づくり植木市

民有地緑化を推進するため開催している。平成４年秋からは「杜の都づくり植木市協賛会」と共催で行っている。開催当初は春・秋の年２回行ってきたが，平成 22 年より春のみの年１回となっている。

（３）子どもの自然体験学習林

公園・緑地を活用して，小中学生や親子を対象とした緑の体験教室を設けている。植栽や下刈，除伐などの実体験を通して森林の成り立ちを学ぶとともに，間伐材を利用した作品づくりなど，自然の中での楽しみ方の習得を目的としている。

（４）緑化相談等の実施

市民の緑化についての関心の高まりに対応するため，七北田公園都市緑化ホールで，園芸全般にわたる相談や講座を実施。ホームページでは，花と緑のおゆずり情報バンク等を掲載している。また，宮城野区役所・若林区役所や商業施設等において，緑の移動相談を行っている。

第５章　都市公園

令和８年４月１日現在，仙台市の都市公園は公園数 1,878 ヶ所，総面積約 1709.2ha，市民一人当たりの公園面積は 16.13 ㎡となっている。本市では，「仙台市みどりの基本計画」（令和３年６月改定）に基づき，都市公園等の市民一人当たり面積 20 ㎡を目標として整備を進めていく予定である。

1　都市公園の種類

都市公園は，都市環境や市民生活の向上のために，都市計画に基づき整備される公の施設であり，市民の多様なニーズに合わせ，機能や形態の異なる様々な都市公園の整備を行っている。

■都市公園の種類

種類		種別	内容	主な公園
基幹公園	住区基幹公園	街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする。	勝山公園，河原田１号公園，燕沢公園，木ノ下公園，〆木公園，除公園，黒松二丁目公園
		近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする。	勾当台公園，錦町公園，新田東中央公園，卸町東二丁目公園，富沢公園，高森東公園
		地区公園	主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする。	桜ケ丘公園，鶴ケ谷中央公園，中田中央公園，湯元公園，紫山公園
	都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の休息，観賞，散歩，遊戯，運動等総合的な利用に供することを目的とする。	西公園，青葉山公園，榴岡公園，七北田公園，高砂中央公園
		運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする。	県営宮城野原公園
特殊公園			風致公園，動植物公園，歴史公園等特殊な公園でその目的に則し配置する。	三居沢公園，台原森林公園，経ケ峯公園，臨済院公園，与兵衛沼公園，大年寺山公園，三神峯公園，八木山公園，水の森公園，長命館公園
大規模公園	広域公園		主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする。	海岸公園
	レクリエーション都市		大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とする。	
緩衝緑地			大気の汚染，騒音，振動，悪臭等の公害の防止，緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする。	
都市林			主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする。	
広場公園			主として市街地の中心部における休息及び観賞の用に供することを目的とする。	杜の広場公園，名掛丁藤村広場
都市緑地			主として都市の自然的環境の保全ならびに改善，都市景観の向上を図るために設けられる緑地。	定禅寺通緑地，高砂緑地，椌木緑地，芦ノ口緑地，寺岡緑地
緑道			災害時における避難路の確保，市街地における都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的とする。	錦ケ丘六丁目緑道，新寺小路緑道，館1号緑道，桂緑道
国営公園			主として一の都府県区域を超えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園。	みちのく杜の湖畔公園

■都市公園面積の推移

年　月　日	人　口（人）	公園面積（㎡）	一人当たり面積（㎡）
令和４年４月１日	1,062,285	16,643,921	15.67
令和５年４月１日	1,063,262	16,853,561	15.85
令和６年４月１日	1,061,450	16,898,449	15.92
令和７年４月１日	1,060,008	16,957,256	16.00
令和８年４月１日	1,059,546	17,092,241	16.13

※ 人口は住民基本台帳による。公園面積には県営公園を含む。　　（資料：公園管理課）

仙台市都市公園の現況

令和８年４月１日現在

（単位：ha）

種別		青葉区						宮城野区		若林区		太白区						泉区		合計	
		除く宮城総合支所		宮城総合支所管内		青葉区　計						除く秋保総合支所		秋保総合支所管内		太白区　計					
		箇所数	面　積	箇所数	面　積	箇所数	面　積	箇所数	面　積	箇所数	面　積	箇所数	面　積	箇所数	面　積	箇所数	面　積	箇所数	面　積	箇所数	面　積
1	街　区	189	29.3970	166	25.1179	355	54.5149	223	29.7111	204	17.6571	426	36.3692	2	0.6297	428	36.9989	320	56.6160	1,530	195.4980
2	近　隣	8	16.4948	6	10.3185	14	26.8133	12	21.9682	5	10.1718	8	13.3140			8	13.3140	21	44.3826	60	116.6499
3	地　区	1	7.7211			1	7.7211	1	12.0679			3	18.3145	1	9.2642	4	27.5787	4	28.8435	10	76.2112
4	河　川	6	8.2783			6	8.2783	4	6.6917	3	13.7793	5	11.0930	1	0.2099	6	11.3029	1	1.7031	20	41.7553
5	総　合	2	59.1959			2	59.1959	2	25.7931							0	0.0000	1	23.7024	5	108.6914
6	特　殊	4	1.1956			4	1.1956									0	0.0000			4	1.1956
7	風　致	3	64.0091			3	64.0091	3	39.2973			2	52.9161			2	52.9161	2	57.9997	10	214.2222
8	動　物					0	0.0000					1	12.1406			1	12.1406			1	12.1406
9	歴　史	1	6.5381	2	0.8014	3	7.3395									0	0.0000	2	14.1856	5	21.5251
10	広　域					0	0.0000	※2	16.2031	1	83.9694					0	0.0000			1	100.1725
11	都市緑地	28	149.8990	54	213.2226	82	363.1216	24	103.9364	3	0.8613	29	72.8132	4	0.4494	33	73.2626	80	258.6020	222	799.7839
12	緑　道			1	0.3072	1	0.3072			1	0.6409					0	0.0000	5	3.8181	7	4.7662
13	広　場					0	0.0000	1	0.1008			1	1.0958			1	1.0958			2	1.1966
小　計		242	342.7289	229	249.7676	471	592.4965	270	255.7696	217	127.0798	475	218.0564	8	10.5532	483	228.6096	436	489.8530	1877	1693.8085
県営運動公園								1	15.4156											1	15.4156
合　計		242	342.7289	229	249.7676	471	592.4965	271	271.1852	217	127.0798	475	218.0564	8	10.5532	483	228.6096	436	489.8530	1878	1709.2241
人　口							295,231		186,319		137,907						234,479		205,610		1,059,546 ※1
１人当たりの		県営運動公園除く					20.07		13.73		9.21						9.75		23.82		15.99
公園面積(㎡)		県営運動公園含む							14.55												16.13

※１　人口は住民基本台帳の数値（Ｒ８．４．１現在）

※２　海岸公園は，宮城野区と若林区の両区にまたがる公園のため，箇所数は按分面積の大きい若林区の欄のみに記載。なお，面積は按分したものを各々の区に計上。

2 都市公園等の整備

本市における令和７年度の整備実績及び現在整備中の主な公園の整備内容については以下のとおりとなっている。

（１）令和７年度公園等整備事業

■令和7年度公園等整備事業執行状況　（単位：千円）

事業名	決算額	事業の概要
補助事業計	**2,012,955**	
広域公園	559,224	海岸公園
総合公園	381,001	高砂中央公園，西公園，七北田公園
近隣公園	126,162	勾当台公園，仙台港背後地６号公園，西原公園，泉中央公園，将監ふれあい公園
街区公園	183,434	中山台一丁目公園，青葉台公園，折立２号公園，桜ケ丘七丁目北公園，仙台駅東４号公園，田子西２号公園，長喜城東公園，富沢西四丁目かわまえ公園，山田新町公園，泉中央一丁目公園
特殊公園	10,800	台原森林公園
定禅寺通緑地再整備推進	230,092	
公園マネジメント推進	250,398	
保存緑地買取	90,000	4,827.6㎡
急傾斜緑地防災	181,844	
単独事業計	**968,529**	
広域公園	139,881	海岸公園
総合公園	71,363	高砂中央公園，西公園，榴岡公園，七北田公園
地区公園	28,176	鶴ケ谷中央公園，向山中央公園
近隣公園	68,667	勾当台公園，仙台港背後地６号公園，西原公園，泉中央公園，将監ふれあい公園
街区公園	56,194	長喜城東公園，青葉台公園，折立２号公園，桜ケ丘七丁目北公園，八幡タコ公園，中山台一丁目公園，南吉成二丁目公園，仙台駅東４号公園，田子西２号公園，福田町横丁公園，富沢西四丁目かわまえ公園，中田切替公園，山田新町公園，湯向２号公園，泉中央一丁目公園
特殊公園	45,090	大年寺山公園，上杉一丁目南緑地，台原森林公園
都市緑地	2,154	斉勝沼緑地，上野山一丁目緑地
公園利用案内板整備	5,359	
青葉山公園整備推進	53,650	追廻地区等整備
定禅寺通緑地再整備推進	1,421	
公園マネジメント推進	113,408	
保存緑地買取	15,028	14,253.8㎡
急傾斜緑地防災	110,275	
事務経費等	257,863	
合計	**2,981,484**	

（資料：総務課）

（２）整備中の主な公園

①　海岸公園

ア　経　　過

本公園は，市中心部から約10㎞の南東方向に位置し，七北田川河口域から名取川河口域に至る延長約９㎞，海岸線から内陸側へ約600m程度の幅を持つ帯状の区域である。

区域は，貞山運河を中心に両岸の保安林を形成するクロマツ林，湿原，干潟及び砂丘等からなり，豊かな自然環境に恵まれていたが，平成23年３月11日の東日本大震災に伴う津波により，本公園全域が甚大な被害を受けた。このため，防災公園の位置付けのもと，平成26年度より災害復旧に着手し，平成30年７月に全面利用再開した。

なお，津波により被災した公園区域内の海岸防災林については，「ふるさとの杜再生プロジェクト」とも連携しながら市民協働による植樹活動を進め，緑の再生に取り組んでいる。

令和元年度からは,復興のシンボルとなる新たな賑わい･交流の創出を目指し，パークゴルフ場拡張整備や駐車場整備を行っている。また災害時に必要な救援物資の集積場所や避難者の退避場所となる広場等の植栽・管理施設工事を行っており，今後荒浜地区においては，防災集団移転跡地の賑わい創出に寄与するとともに，貞山運河沿いに園路とベンチを整備し，桜の下を利用者が回遊し，寛げる場を整備していく。

藤塚地区においては，防災集団移転跡地の一部を新たに公園区域とし，遊具の設置や芝生広場等を整備することとしており，令和８年４月に公園の一部を開園した。また国のかわまちづくり支援制度を活用した親水護岸等の整備により，貞山運河の利活用を図っていく。

イ　全体計画

○　面　　積　　約562.9 ha

○　事業期間　　昭和46年度～令和10年度（令和８年度に事業認可延長手続き予定）

○　事 業 費　　11,464百万円（災害復旧，避難の丘整備分は含まない）

○　事業計画

・　岡田地区整備　親水護岸，カヌー係留所，大型遊具，大すべり台

・　荒浜地区整備　パークゴルフ場

・　井土地区整備　親水護岸，カヌー係留所

・　藤塚地区整備　海岸防災林，遊具，芝生広場，トイレ等

ウ　都市計画決定及び事業認可

○　都市計画決定　（当初）昭和46年３月30日　宮城県告示第 308号

（最終）令和８年５月27日　仙台市告示第 361号

○　事業認可　　（当初）昭和47年２月22日　宮城県告示第 145号

（最終）令和６年８月９日　宮城県告示第 522 号

エ　事業執行状況　（単位：千円）

区分 内訳	事業費	令和７年度			令和８年度予定			令和９年度以降
		執行額	執行額累計	進捗率（％）	執行額	執行額累計	進捗率（％）	
用地費	4,212,000	0	4,162,082	98.8	15,404	4,177,486	99.2	34,514
施設費	7,252,000	876,753	6,492,552	89.5	236,322	6,728,874	92.8	523,126
合計	11,464,000	876,753	10,654,634	92.9	251,726	10,906,360	95.1	557,640

（資料：公園整備課）

■海岸公園（荒浜地区）整備計画図

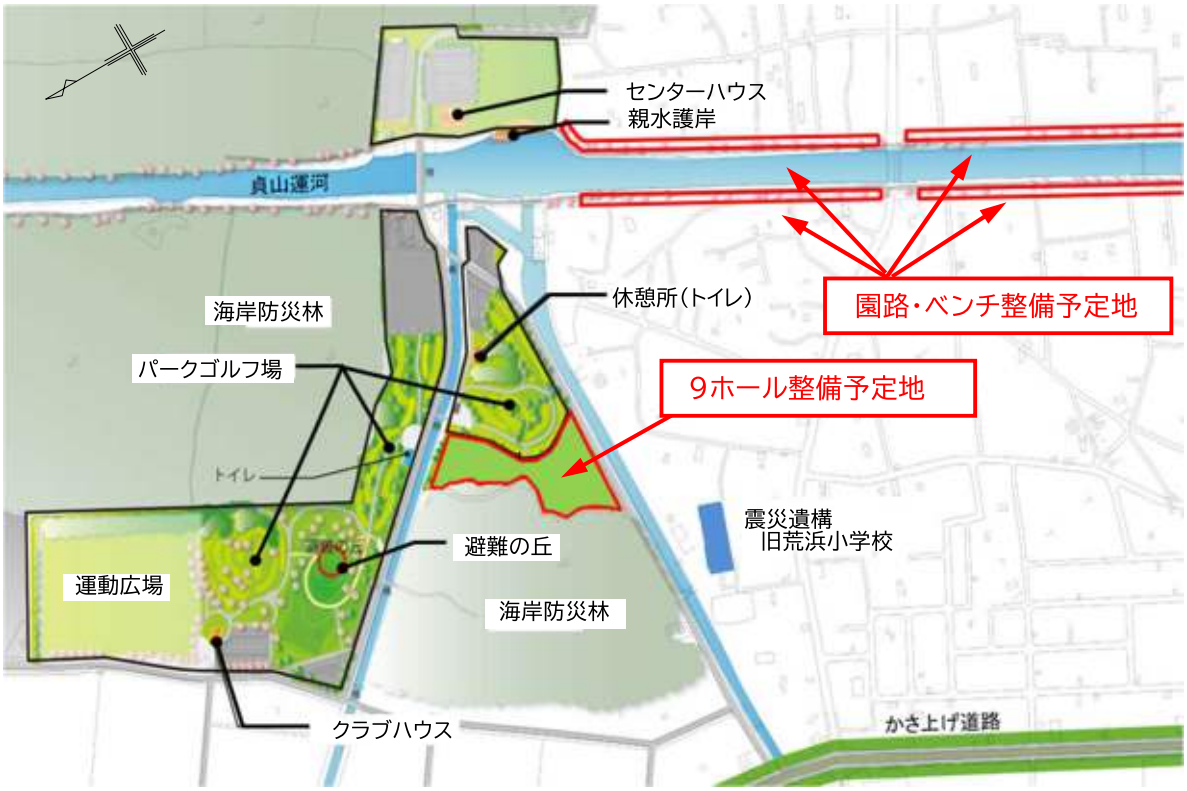

■海岸公園（藤塚地区）整備計画図

② 西公園

ア 経　　過

本公園は，本市で最も歴史のある公園であり，花見の名所等として市民に親しまれてきたが，各施設が老朽化し，また，天文台・図書館の移転や地下鉄東西線の整備等，公園を取り巻く状況が大きく変化したことなどから，再整備を進めるもの。再整備にあたっては，「杜の都・仙台」の魅力向上に向け，青葉山や広瀬川，定禅寺通などを結ぶ「みどりの回廊づくり」の拠点として位置づけ，質の高いみどりのネットワーク形成や回遊性の向上，にぎわいの創出を図ることとして進めている。

平成17年度に西公園再整備基本構想を策定し，その後，基本計画，基本設計，実施設計を行った。平成19年度から工事に着手し，令和６年度からは南側区域広瀬川沿いの市民プール跡地の地下鉄東西線より北側エリアの整備を行っている。

また，令和６年度には，屋内遊び場の建設地として，市民プール跡地の地下鉄東西線より南側エリアが選定された。

イ 全体計画

○ 面　　積　　約10.8 ha

○ 事業期間　　平成17年度～令和11年度

○ 事業計画

平成 19 年度	北側区域：遊具広場整備
平成 19～22 年度	南側区域：お花見広場整備
平成 23～26 年度	北側区域：エントランス広場整備，トイレ改築
平成 26 年度	北側区域：SL 修復，SL シェルター建築
平成 27～28 年度	北側区域：SL 周辺広場（C60 広場）整備，トイレ改築
	南側区域：大町西公園駅出入口周辺広場整備
平成 28～30 年度	北側区域：園路整備，こけし塔前広場整備
	南側区域：源吾茶屋周辺整備
令和元年度	北側区域：園路広場整備
令和２～３年度	北側区域：トイレ改築（遊具広場前）
令和３～５年度	南側区域：市民プール跡地 地下鉄東西線南側整備
令和６年度以降	南側区域：市民プール跡地 地下鉄東西線北側整備

■西公園再整備計画図（平成17年度から事業実施）

③　青葉山公園

ア　経　　過

本公園は，国史跡仙台城跡を含む青葉山と市民に親しまれている広瀬川に囲まれた区域であり，藩政時代からの歴史的・文化的資源や優れた自然景観を生かしながら，市民や仙台を訪れた人が親しむことのできる杜の都のシンボルとなる公園として整備を行うものである。

平成16年３月に完成した仙台城本丸跡北面の石垣修復工事や平成18年３月に開館した「仙台城見聞館」の建設，その後，本丸跡広場や登城路の園路整備等を行っている。平成19年度からは，宮城野区新田に，追廻地区の移転促進のため新田住宅等を整備し，平成23年度当初に集団移転を行った。平成23年度末には，国際センター地区と二の丸跡を整備区域として追加し，さらに，平成24年度末には，国際センター地区へ展示施設を整備する事業認可の変更を行い，平成28年３月に，国際センター地区が完成した。追廻地区住宅の移転交渉の難航による事業の進捗の遅れもあり，平成29年３月に，事業期間を10年間延長する事業認可の変更を行い，平成30年３月に，長沼・五色沼，二の丸跡整備が完了した。令和５年３月に，追廻地区の住民移転が完了するとともに，仙台・青葉山の歴史・文化・自然情報を発信する施設である「仙臺緑彩館」及び周辺の広場整備が完了し，令和６年３月には中央広場の整備が完了，令和８年３月までに中央広場周辺の案内サイン等の設置が完了した。

イ　全体計画

○　面　　積　　約50.3 ha

○　事業期間　　平成９年度～令和８年度
（令和８年度に事業認可延長手続き予定）

○　事 業 費　　21,800百万円

○　事業計画

事業区域の過半が国史跡の指定を受けたことや，地下鉄東西線国際センター駅との整合を図る必要があったことから，平成 23 年度に「青葉山公園整備基本計画」の見直しを行った。

・歴史・文化ゾーン（国史跡指定地区）

平成 17 年３月策定の「仙台城跡整備基本計画」の整備方針を基本とし，青葉山全体の象徴といえる仙台城本丸跡の遺構等を保全するとともに，水堀の再生，土塁の顕在化等により歴史的な景観を充実させ，展望や散策により来訪者に歴史と文化を堪能してもらう空間とする。

・いこい・にぎわいゾーン（追廻地区）

仙臺緑彩館を起点に，広瀬川や本丸跡の眺望等，広がりと奥行きを持った空間を展開し，活動の場としても機能する空間とする。

・自然散策ゾーン（追廻地区）

広瀬川や竜ノ口等，豊かな自然が残る貴重な周辺環境を生かした，自然散策を行える空間とする。

・交流ゾーン（国際センター地区）

国際センター駅からの玄関口として良好な景観を確保するとともに，市内外からの来訪者の交流の場として機能する空間とする。

ウ　都市計画決定及び事業認可

○　都市計画決定	（当初）	昭和21年11月11日	戦災復興院告示	第244号
	（最終）	平成17年８月10日	仙台市告示	第966号
○　事業認可	（当初）	昭和30年11月10日	建設省告示	第1293号
	（最終）	平成29年３月17日	宮城県告示	第249号

エ　事業執行状況　（単位：千円）

区分／内訳	事業費	令和７年度			令和８年度予定		
		執　行　額	執行額累計	進捗率(%)	執　行　額	執行額累計	進捗率(%)
補償費	10,518,772	0	10,518,772	100.0	0	10,518,772	100.0
施設費	11,281,228	53,651	9,964,659	88.3	35,047	9,999,706	88.6
合計	21,800,000	53,651	20,483,431	94.0	35,047	20,518,478	94.1

※　新田住宅関係は除く　（資料：公園整備課）

■青葉山公園整備基本計画図（平成9年から事業実施）

④　高砂中央公園

ア　経　　過

本公園は，宮城野区北東端部に位置する仙台港背後地土地区画整理事業地内に確保された，面積 14.5ha の総合公園である。平成５年度に都市計画決定を行った後，平成 20 年度までに公共施設管理者負担金の支出を行い，区画整理事業の進捗に合わせ，公園用地の管理引継ぎを受けた。

その後，本公園内への水族館建設について民間事業者からの提案があり，継続的に協議を行った結果，平成 25 年 12 月に民間事業者に対し，公園施設の設置管理許可を行った。水族館は平成 27 年７月に開館した。

公園事業としては，平成 25 年度に水族館配置を含めた新しい基本計画を策定した後，平成 26 年度に工事着手し，平成 27 年６月にはエントランス広場，駐車場，令和５年４月には多目的広場，遊びの広場，見晴らしの丘等の供用を開始した。令和６年８月には野球場の供用を開始し，令和７年４月にはテニスコートの供用を開始した。現在は，パークゴルフ練習場等の整備を進めている。

イ　全体計画

○　面　　積　　14.5 ha

○　事業期間　　平成５年度～令和８年度

○　事 業 費　　9,745 百万円

○　事業計画

平成 26 年度	一部実施設計(繰越)，エントランス等整備
平成 27 年度	エントランス広場等一部開園，植栽
平成 28 年度	トイレ新築，広場基盤整備
平成 29～令和３年度	基盤整備，多目的広場，公園管理センター整備
令和４年度	見晴らしの丘,多目的広場,遊びの広場整備
令和５～６年度	野球場，テニスコート整備
令和６～８年度	パークゴルフ練習場,ウォーキング・ジョギングルート整備，園路整備

ウ　都市計画決定及び事業認可

○　都市計画決定	平成５年 11 月２日	宮城県告示第 1166 号
○　事業認可	(当初)平成５年 12 月 14 日	宮城県告示第 1316 号
	(最終)令和６年　３月 19 日	宮城県告示第 175 号

エ　事業執行状況　　（単位：千円）

区分 内訳	事業費	令和６年度			令和７年度		
		執 行 額	執行額累計	進捗率(%)	執 行 額	執行額累計	進捗率(%)
用 地 費	6,890,000	0	6,890,000	100.0	0	6,890,000	100.0
施 設 費	2,855,077	673,988	2,482,562	87.0	372,515	2,855,077	100.0
合 計	9,745,077	673,988	9,372,562	96.2	372,515	9,745,077	100.0

（資料：公園整備課）

■高砂中央公園整備計画図

⑤　勾当台公園

ア　経　　過

本公園は，整備後30年以上が経過し，施設に老朽化が見られる他，市役所本庁舎の建て替えに伴う新本庁舎低層部・敷地内広場及び勾当台公園市民広場の一体的活用に向けた連携等を背景とし，本市中心部の更なるにぎわいづくりや公園の価値向上等を目的に再整備を行うもの。

令和３年度に勾当台公園再整備基本構想を策定し，令和５年度には，基本計画の策定と基本設計を行った。令和６年度は実施設計等を行い，令和７年度から各広場の整備を行っている。

イ　全体計画

○　面　　積　　約2.7 ha

○　計画期間　　令和３年度～令和12年度

○　整備計画

令和６年度　　実施設計，工事期間中に使用可能な仮設広場整備

令和７年度～　　にぎわいの広場，かたらいの広場整備

令和 10 年度～　　いこいの広場整備

■勾当台公園整備計画図

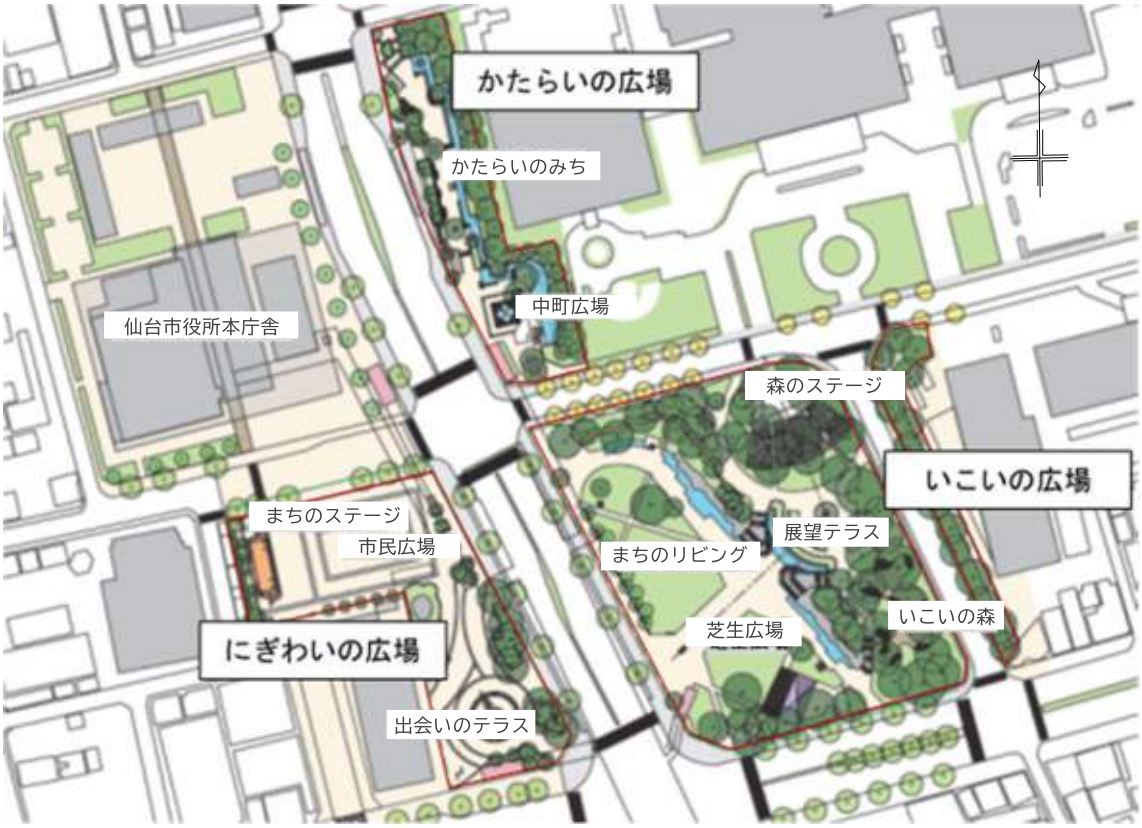

3 都市公園施設と維持管理等

公園は，市民にやすらぎや潤いをもたらすとともに，子育てや健康づくりの場，趣味等を通した交流の場となるなど，さまざまな機能を持っている。こうした機能を高めるため，公園内にはいろいろな施設が設けられている。また，利用者が常に快適に利用できる環境を提供するため，各区役所，総合支所及び指定管理者とともに施設の充実と維持管理等を行っている。さらに，地域の方々で結成された公園愛護協力会等による自主的な除草清掃活動が行われ，市民協働による公園施設の維持管理等を進めている。

（１）公園愛護協力会

① 沿　　革

昭和39年に，町内会が中心となり，「自分たちの身近にある公園はいつも安全できれいに利用できる」ことを目指して自主的に除草清掃活動を行う公園愛護協力会が結成された。当初は25箇所の児童公園で愛護活動が始まり，10年目の昭和48年には市内113箇所の公園に対し64団体，20年目の昭和58年には467箇所に対し238団体が結成された。令和８年４月１日現在，公園数1,877箇所（県営公園を除く）のうち1,372箇所の公園について公園愛護協力会が結成されている。

② 事業活動

公園愛護協力会は公園ごとに組織され，公園の除草清掃，遊具施設の点検通報活動，園芸講習会や適正利用等に関する公園愛護思想の普及など地域におけるきめ細かな活動に取り組み，地域コミュニティづくりにも貢献している。

また，愛護活動の発展のため仙台市公園愛護協力会連合会及び区ごとに支部を組織し，表彰事業や他都市の公園管理状況の視察などを実施し，各公園愛護協力会との連携強化にも努めている。

■都市公園数・公園愛護協力会結成状況　（令和８年４月１日現在）

	公園数	協力会数
青葉区	471（229）	312（165）
宮城野区	270	188
若林区	217	204
太白区	483（８）	365（２）
泉区	436	303
合計	1,877	1,372

（資料：公園管理課）

※（　　）は青葉区が宮城総合支所，太白区が秋保総合支所

※ 県営公園（１）を除く

※ 協力会数は未公告公園・緑地における結成数（６団体）を除く

（２）公園施設利用状況

■年度別公園施設利用状況

三居沢交通公園　（単位：人）

	個人		団体			計
	児童	付添	団体数	児童	付添	
令和４年度	14,031	12,390	9	170	49	26,640
令和５年度	12,114	10,707	6	205	34	23,060
令和６年度	12,707	11,332	7	141	39	24,219
令和７年度	12,088	10,903	4	67	23	23,081

南小泉交通公園　（単位：人）

	個人		団体			計
	児童	付添	団体数	児童	付添	
令和４年度	31,573	26,493	16	772	56	58,894
令和５年度	28,282	23,896	20	946	134	53,258
令和６年度	32,474	27,451	21	876	131	60,932
令和７年度	32,399	27,515	13	624	96	60,634

茶室　（単位：件）

	六幽庵	緑水庵	仙庵	茂ケ崎庵	残月亭	計
令和４年度	40	65	2	24		131
令和５年度	48	148	2	11	7	216
令和６年度	75	129	3	31	21	259
令和７年度	93	151	1	3	23	271

七北田公園体育館（研修室を含む）

	個人利用（人）			専用利用（件）
	一般	小・中学生	計	
令和４年度	8,105	2,002	10,107	1,610
令和５年度	11,899	3,622	15,521	1,761
令和６年度	12,500	5,641	18,141	1,689
令和７年度	13,439	4,504	17,943	30,303

仙台スタジアム

	サッカー		ラグビー		アメリカンフットボール		計	
	回数	入場者数(人)	回数	入場者数(人)	回数	入場者数(人)	回数	入場者数(人)
令和４年度	41	217,704	2	4,411	2	700	45	222,815
令和５年度	46	272,943	3	9,758	2	780	51	283,481
令和６年度	38	260,402	3	17,003	2	1,100	43	278,505
令和７年度	25	198,237	3	14,091	1	200	29	212,528

海岸公園馬術場

	個人		専用	
	馬場(件)	馬房(房)	馬場(件)	会議室(件)
令和４年度	0	116	232	4
令和５年度	0	37	232	4
令和６年度	0	25	226	9
令和７年度	0	309	352	74

野球場・庭球場・運動広場　　（単位：人）

	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
西花苑公園野球場	5,263	4,362	8,052	6,628
桜ケ丘公園野球場	40,123	47,812	50,664	61.351
評定河原野球場	42,741	54,645	42,664	60,555
扇町一丁目公園野球場	11,085	9,999	11,026	10,079
日の出町公園野球場	11,965	12,998	12,495	10,789
海岸公園野球場	49,959	50,761	45,958	39,379
高砂中央公園野球場	－	－	4,398	13,303
卸町五丁目公園野球場	5,709	7,199	8,258	10,256
広瀬川若林緑地野球場	3,783	3,901	6,441	4,076
卸町東二丁目公園野球場	9,800	9,819	8,424	15,727
西中田公園野球場	8,909	10,674	11,679	11,486
太白公園野球場	6,064	7,002	7,748	7,935
湯元公園野球場	7,480	7,203	7,888	9,683
将監公園野球場	21,439	18,349	27,497	27,812
北河原公園野球場	10,164	10,193	13,994	5,309
寺岡中央公園野球場	9,005	11,234	11,259	8,948
虹の丘公園野球場	3,310	3,442	5,314	5,147
松陵公園野球場	7,076	9,414	7,786	6,617
長命ケ丘公園野球場	11,858	15,915	18,937	6,568
七北田公園野球場	46,490	35,487	36,587	39,112
青葉山公園庭球場	29,783	19,884	23,137	23,377
桜ケ丘公園庭球場	8,982	9,552	9,332	7,831
評定河原庭球場	29,257	28,616	28,620	26,566
海岸公園庭球場	10,715	10,209	10,024	9,631
高砂中央公園庭球場	－	－	－	11,546
卸町東二丁目公園庭球場	15,469	15,540	17,490	18,154
中田中央公園庭球場	15,417	14,831	16,437	19,767
湯元公園庭球場	2,938	2,750	2,732	2,692
将監公園庭球場	3,344	3,732	3,658	4,123
長命ケ丘公園庭球場	3,502	2,912	4,178	2,807
寺岡中央公園庭球場	10,617	11,056	10,461	11,461
虹の丘公園庭球場	11,118	10,953	12,075	11,463
松陵公園庭球場	4,444	4,968	4,696	2,497
向陽台五丁目緑地庭球場	710	594	488	427
七北田公園庭球場	27,396	28,377	28,428	25,811
住吉台西四丁目公園庭球場	1,834	1,161	1,301	1,150
広瀬川仲ノ瀬緑地運動広場	2,038	1,432	1,979	2,285
広瀬川牛越緑地運動広場	6,548	5,411	4,743	6,097
扇町四丁目公園運動広場	16,678	17,408	16,494	16,608
広瀬川中河原緑地運動広場	15,275	13,882	18,835	15,777
中田中央公園運動広場	14,417	15,949	16,735	15,744
富沢公園運動広場	22,624	19,739	20,534	22,406
名取川富田緑地運動広場	5,413	5,072	7,261	8,474
海岸公園運動広場	7,085	7,844	5,164	6,519
高砂中央公園運動広場	－	4,957	9,681	7,590

※ 人数は，申込時の利用予定人数

野外音楽堂　（単位：件）

	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
勾当台公園,台原森林公園,榴岡公園	61	49	61	55

（資料：公園管理課）

第６章　広瀬川創生・清流保全事業

杜の都のシンボルである広瀬川は，源流から名取川との合流点まで本市域内を貫流する本市の代表的な都市河川である。

本市は，高度経済成長に起因する広瀬川の水質悪化を克服し，本市のシンボルとしてふさわしい川に再生するため，昭和 49 年に「広瀬川の清流を守る条例」を制定し，市民とともに水質の向上や流域の景観及び自然環境の保全に努めてきた。

また，広瀬川の新たな魅力の創出を図っていくため，市民協働の理念に基づいた各主体の役割と責務を明確にした「広瀬川創生プラン」を平成 17 年３月に策定し，様々な取組みを進めている。

さらに，令和６年度からは，広瀬川の大橋周辺における新たな魅力創出や回遊性向上による同エリアの賑わい創出のための水辺利活用検討に着手している。

1　広瀬川の清流の保全

（１）環境保全区域等

本市は「広瀬川の清流を守る条例」に基づき，広瀬川流域に環境保全区域（所管：建設局）及び水質保全区域（所管：環境局）を指定し，広瀬川河岸の自然環境と水質を保全している。

環境保全区域においては，区域を宮沢橋（太白区根岸）から上流の柿崎橋（青葉区上愛子）までとし，その自然環境の状況に応じ，特別環境保全区域，第１種環境保全区域及び第２種環境保全区域の３つに分けている。

広瀬川河岸の豊かな自然環境や自然崖と緑が調和する景観を守り，地域の緑化をさらに推進するため，区域内の行為を許可制とし，その区分ごとに，建築物等の高さ，建ぺい率及び壁等の色彩の制限並びに保全用地の確保，宅地の造成，木竹の伐採等の行為を規制している。

■環境保全区域における行為許可件数　（単位：件）

環境保全区域	特別	第１種	第２種	合計
令和４年度	1	22	9	32
令和５年度	2	21	15	38
令和６年度	1	29	17	47
令和７年度	0	18	20	38

（資料：百年の杜推進課）

また，区域内での自然的環境の創造・回復と調和ある景観づくりのための緑化木の交付と緑化に対する助成制度を行っている。

水質保全区域は，広瀬川流域のすべて（分水界から名取川合流点まで）を対象とし，アユが生息できる水質を確保するため，水質管理基準，許容負荷量及び工場等の排出水に係る排出規制基準等を設け，工場等の設置を許可制としている。

（２）仙台市広瀬川清流保全審議会

「広瀬川の清流を守る条例」に基づき，市長の諮問に応じ広瀬川の清流を守るための重要事項を調査審議するため，学識経験者，関係行政機関等の代表 15 人によって構成する「仙台市広瀬川清流保全審議会」を設置している。

環境保全区域内での許可の基準などを定める場合には，上記審議会の意見を聞くこととしている。

2 広瀬川創生プラン

本プランは平成 16 年度に市民・ＮＰＯ，国県関係機関，企業及び学識経験者からなる「広瀬川創生プラン策定推進協議会」により策定された各主体共通のアクションプランである。

（１）目的

「杜の都・仙台」のシンボルであり，市民の誇りである広瀬川を後世に引き継いでいくべき市民共有の財産として再認識し，市民の主体的な参画を得ながら将来にわたって保全していくとともに，安全安心の豊かな川づくりを行い，広瀬川の新たな魅力の創出を図っていく。

（２）基本理念

① 悠久の流れ・広瀬川の自然環境の保全
② 広瀬川と共生する暮らしの発見と創出
③ 市民による連携と市民と行政との協働

（３）計画期間

【第１期：平成 17 年度から平成 26 年度】

平成 17 年３月に、市民・NPO・企業・行政などが実施主体となる取組事業をとりまとめた行動計画として策定し、平成 22 年 3 月に、社会情勢の変化やプランの進捗状況に応じた中間見直しを実施した。

【第２期：平成 27 年度から令和６年度】

平成 27 年３月に、事業の取組状況や新たに明らかとなった課題などを踏まえ、第２期プランを策定し、令和３年３月に、新たな推進体制の検討を行うとともに SDGs（持続可能な開発目標）の理念を反映した中間見直しを実施した。

【第３期：令和７年度から令和 16 年度】

令和７年７月に、取組内容の充実やプラン推進体制の見直しを行うとともに、仙台市が進めるグリーンインフラの継続的な取組みや、仙台市ダイバーシティ推進指針の観点を取入れた第３期プランを策定した。

（４）基本目標

① 河川環境の保全と向上
② 河川と共にある暮らしの実現
③ 治水・利水・親水の推進
④ 河川への関心向上

⑤　市民協働の仕組みづくり

（５）重点事業

広瀬川創生プランでは，プランに基づく取組事業のうち，重点的に取り組む事業について，広瀬川創生プラン策定推進協議会の中で「重点事業」として認定している。

これにより，より多くの市民の参加を促すほか，事業の一部を本市の補助金の対象とすることで，官民が連携した取組みを展開している。令和７年度実績及び令和８年度予定は以下のとおりである。

【令和７年度実績】

①　広瀬川１万人プロジェクト河川・海岸一斉清掃

②　広瀬川大橋　水辺の青空学校

③　広瀬川灯ろう流し「光と水とコンサートの夕べ」

④　「関山街道の四季フォトコンテスト」記録パンフ作成

【令和８年度予定】

①　広瀬川１万人プロジェクト河川・海岸一斉清掃

②　【仮称】フード風土ウオーク広瀬川

③　関山街道と広瀬川の四季フォトコンテスト 2026

（６）広瀬川魅力創生サポーター

広瀬川の自然環境の保全や賑わいの創出に貢献している活動団体に対して「広瀬川魅力創生サポーター」として認定する制度を平成 31 年４月１日に創設した。本制度は活動団体の功績を認め，さらに活動意欲を高めることを目的にしており，取組内容に応じて「広瀬川ゴールドサポーター」又は「広瀬川グリーンサポーター」として認定し，活動内容の本市ホームページへの掲載や認定証の交付を行っている。

令和７年度は広瀬川ゴールドサポーターの更新申請を３団体が行い，また，広瀬川グリーンサポーターの更新申請を３団体が行い認定した。令和８年４月１日現在，広瀬川ゴールドサポーターとして４団体，広瀬川グリーンサポーターとして５団体，それぞれ認定している。

（７）その他

広瀬川宮沢緑地において，平成 19 年 10 月に河川法に基づく包括占用の許可を受け，「広瀬川灯ろう流し」などの賑わいの創出につながる取組みを推進している。

３ 六郷堀・七郷堀非かんがい期通水事業

ごみ投棄による景観の悪化や，雨天時における合流式下水道からの越流水による悪臭が問題となり，１年を通して通水してほしいという地域からの要望があった。

このため「水辺の空間・環境の改善」を目的に平成 17 年１月より，非かんがい時期における水利権を取得し，毎年９月 11 日から翌年４月 24 日までの間の通水事業を行っている。

4 広瀬川(大橋周辺)水辺利活用事業

（1） 目的

広瀬川沿いで進行する青葉山公園や西公園の整備，複合施設や屋内遊び場の整備といったプロジェクトと連携しながら，青葉山エリアの新たな魅力の創出や都心部との回遊性向上を図り，同エリアの賑わいを創出していくため，広瀬川の大橋周辺における水辺の利活用方針について検討を行うものである。

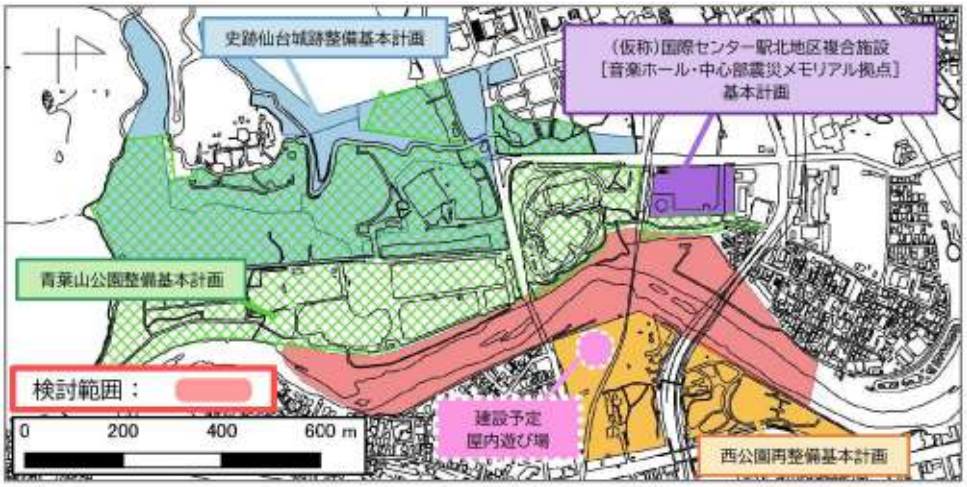

位置図

（2） 事業期間等

事業期間は令和６年度から令和 11 年度の６ヵ年を予定しており，令和６年度より，利活用方針の検討を進めるため，学識経験者などで構成される「広瀬川（大橋周辺）水辺利活用検討会」を設置し，地元町内会や活動団体，宮城県河川課などの意見を聞きながら基本構想の検討を行い，令和７年７月に「広瀬川（大橋周辺）水辺利活用基本構想」を策定した。その後、基本計画の検討を進めており，令和８年度は基本計画を策定するとともに，整備工事に向けた設計を実施することとしている。事業スケジュールは以下のとおりである。

事業スケジュール

	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
広瀬川（大橋周辺）水辺利活用	基本構想	基本計画		設計	工事		

第Ⅳ部　下水道事業・河川事業

第１章　下水道事業の概要

本市の下水道は，明治24年に下水道計画に必要な測量調査を始め，その後，明治32年に東京，大阪についで全国３番目に計画事業費376,400円をもって工事に着工した。当時の下水道は，下水を未処理のまま河川・用水堀に放流していたため，戦後における市民生活の向上と周辺地域の急速な市街化により河川の汚濁が進むとともに，下水道未整備地区での排水事情は年々悪化の一途をたどった。このため，昭和32年に計画面積3,900ha，事業費36億円，工期20年の下水道計画を策定し，河川・用水堀等への放流をなくすため，遮集幹線により南蒲生処理場に収集し処理することとした。

昭和47年には処理場の高級処理化を行い，その後，旧宮城町，旧泉市，旧秋保町との合併に伴い処理区域の拡大等を行っている。そのうち，秋保温泉処理区については，旧秋保町湯元地区の家庭及び観光汚水を対象とする特定環境保全公共下水道として昭和59年に，宮城処理区については，旧宮城地区の宅地開発等に伴う汚水量増大の対策として，市西部の郷六，折立，落合，愛子地区を南蒲生処理区から分離して平成元年に，さらに大倉ダム上流の定義地区については，特定環境保全公共下水道定義処理区として平成５年に，それぞれ事業に着手した。平成２年４月からは，公共下水道事業について，地方公営企業法の財務規定等を適用している。平成12年には従来経済局で所管していた農業集落排水事業を下水道局（当時）で所管した。また，平成15年には従来環境局で所管していた合併処理浄化槽事業を建設局で所管し，公設公管理の浄化槽事業を開始した。平成16年度からは公共下水道事業，農業集落排水事業，浄化槽事業に地域下水道事業を加えた全ての所管事業について，地方公営企業法の財務規定等を適用し，企業会計方式により事業運営を行っており，平成21年に汚水処理施設整備が概成した。

平成23年３月には東日本大震災の巨大津波により汚水の約７割を処理する南蒲生浄化センターが壊滅的な被害を受けたが，下水道サービスを維持し，生活衛生環境の保持を図るため，緊急対応を行いながら段階的に処理機能の回復に努め，平成24年１月から中級処理（接触酸化法）を開始した。また復旧にあたっては，従前の機能回復にとどまらず，地震や津波に強く，環境にも配慮した未来志向型の下水処理場へ再生することとし，平成24年９月に新水処理施設の建設に着手し，平成28年４月より全系列で運転を開始している。

また現在は，脱炭素循環型社会の実現に向けて，南蒲生浄化センターにおける再生可能エネルギー由来電力の活用による電力由来CO_2排出量の実質ゼロのほか，下水汚泥の資源化，バイオガスの有効活用を進めており，これらの取り組みについては，令和７年12月に国土交通省のカーボンニュートラル地域モデル処理場計画に登録され，環境省の脱炭素先行地域の施策と下水道事業の施策を一体的に推進している。

浸水対策においては，中心部での土地利用の高度化や郊外の市街化に伴う浸水被害の軽減に向けて施設整備を進めていた中，令和元年東日本台風による甚大な浸水被害が発生し，より速やかに効果的な対策を実施することが求められている。そのため，従来の河川事業や下水道事業を進めるだけではなく，農林や道路等の他事業とも組織横断的に連携した局所的な対策にも取り組むこととした。

本市下水道では，効率的・効果的に事業運営を図るため，平成25年７月から施設のリス

ク評価や投資判断基準を設定するなどのアセットマネジメントを導入している。平成27年度には，今後の方針と施策をとりまとめた「仙台市下水道マスタープラン（計画期間：平成28年度～令和7年度。以下，前マスタープラン）」を策定し事業を推進してきた。令和７年度には，前マスタープランの計画期間の終了にあたり，下水道の役割・責務や社会情勢の変化，本市下水道事業の課題を踏まえ，今後の下水道事業の進むべき方向性を基本方針として定めるとともに，取り組むべき施策を整理し，次の10年間を対象とする「仙台市下水道マスタープラン（以下，本マスタープラン）」を令和７年９月に策定した。さらに，本マスタープランに基づき，令和12年度までに達成すべき目標や具体的な実施施策を「仙台市下水道事業中期経営計画」として改めて定め，アセットマネジメント手法を活用した事業運営を行っている。

１ 公共下水道事業

「公共下水道」とは，主として市街地における下水を排除し，又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で，終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものであり，かつ，汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のものをいう。

（１）汚水処理施設整備

汚水処理施設については，公共下水道・農業集落排水施設・地域下水道・合併処理浄化槽による汚水処理の役割分担を定めた「仙台市汚水処理適正化構想」（平成９年５月策定，平成15年度見直し）に基づき整備を実施し，平成21年に概成した。

■汚水処理施設の整備状況　（令和８年４月１日現在）

処理施設	汚水処理施設整備率		下水道施設の概要		
	汚水処理施設整備人口	行政人口に対する整備率	下水道管延長	処理施設	ポンプ施設
公共下水道　A	1,046,748人	A/G＝98.8%	4,941km	５施設	286施設
農業集落排水施設　B	4,671人	B/G＝ 0.5%	81km	13施設	64施設
地域下水道　C	186人	C/G＝ 0.0%	９km	２施設	１施設
公管理浄化槽　D	4,650人	D/G＝ 0.4%	1,661基		
民間管理浄化槽　E	1,192人	E/G＝ 0.1%	691基		
計（A+B+C+D+E）F	1,057,447人	F/G＝99.8%	5,031km	20施設	351施設
行政人口　G	1,059,546人				

※１　下水道事業計画区域内の未公示区域のもの及び下水道事業計画区域外で公管理浄化槽以外のもの

（２）雨水排水施設整備

雨水の整備については，市街化区域を対象に浸水区域の解消を図るため，10年確率降雨に対応した施設整備を進めている。実施に当たっては，浸水リスクが高い地区について優先的に施設整備を進めるとともに，段階的な施設整備を行い，浸水リスクの低減を図ることとしている。また，雨水の貯留，浸透等の「雨水流出抑制」等を加えた総合的な浸水対策に取り組んでいる。

■雨水排水施設の整備状況　　（令和８年４月１日現在）

計 画 諸 元	整備面積 ※	事業計画区域面積に対する整備率	整 備 終 了 地 域
１時間降雨強度52㎜（10年確率降雨）	6,635 ha	37.4%	区画整理事業ほか

※　事業計画区域面積は17,719ha

２ 農業集落排水事業

「農業集落排水施設」とは，農業用排水の水質保全と農村の生活環境の改善を図り，併せて公共用水域の水質保全に寄与するため，農業集落における汚水を処理する施設をいい，現在，13地区で供用している。

３ 地域下水道事業

「地域下水道」とは，仙台市地域下水道条例に規定する住宅団地における汚水を排除及び処理するために設けられた施設の総体で，市が管理しているものをいう。新川団地，新川別荘団地の２施設がある。

４ 浄化槽事業

本市では，生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため，「浄化槽法」及び「仙台市浄化槽指導要綱」に基づき浄化槽の設置・維持管理の指導等を行っている。

なお，生活排水未処理地区の解消を図り，公共用水域の水質を保全するため，平成16年度から「仙台市浄化槽事業条例」により，市が個人の住宅に浄化槽を設置して維持管理を行う公設・公管理の浄化槽事業を行っている。

また，平成26年度からは個人の住宅に加えて集会所を本事業の対象に追加している。

第２章　仙台市下水道マスタープラン

1 仙台市下水道マスタープラン

仙台市の下水道は明治32年から事業に着手しており，終末処理場を備えた近代的下水道としては，昭和32年に第１次下水道事業として認可を取得したのがその始まりである。その後，都市の発展や社会情勢の変化に即して下水道計画区域を拡大し，昭和42年と平成６年並びに平成12年には下水道基本計画を策定して事業を展開してきたが，平成21年に汚水処理施設整備が概成したこと，「仙台市総合計画（計画期間：平成23年～令和２年）」において本市の将来人口が減少すると見直されたこと，「仙台市震災復興計画（平成23年策定）」においてより一層災害に強い都市づくりの方針が示されたことなどを受け，将来を見据えた新たな下水道事業の検討が求められた。

そこで誰もが心豊かに暮らし続けることができる都市への発展を目指し，平成27年９月に，今後の下水道事業の目指すべき方向性と施策を取りまとめた「仙台市下水道マスタープラン（計画期間：平成28年度～令和７年度。以下，前マスタープラン）」を策定し，これまで事業を推進してきた。

前マスタープランの策定から10年が経過するとともに，この間，令和２年度には仙台市基本計画（令和３年３月）が策定され，新たなまちづくりの理念や21世紀半ばを見据えた目指す都市の姿が示されるなど，社会情勢の変化等により下水道事業を取り巻く環境は変化してきている。

そこで，前マスタープランの計画期間の終了にあたり，仙台市基本計画に掲げるまちづくりの理念への貢献や下水道事業における基本理念の達成を目指し，次の10年間の仙台市下水道マスタープラン（以下，本マスタープラン）を令和７年９月に策定した。

本マスタープランでは，下水道の役割・責務，社会情勢の変化等や本市下水道事業の課題を踏まえ，今後の下水道事業の進むべき方向性を基本方針として定め，取り組むべき施策を整理している。

（１） 基本理念

本マスタープランでは，仙台の下水道の使命を明らかにするために，下水道事業の基本理念を次のとおり掲げている。これは，前マスタープランの基本理念を継承した上で，仙台市総合計画に掲げるまちづくりの基本理念「挑戦を続ける，　新たな杜の都へ～”The Greenest City” SENDAI～」の趣旨及び社会情勢の変化等や本市下水道事業における今後の課題を踏まえたものとなっている。

くらしを，地球を，未来を支え続ける仙台の下水道

藩祖伊達政宗公の命によって造られた「四ツ谷用水」に始まる仙台市の下水道は，市民のくらしを支え，まちを育み，環境を守り続けています。私たちは，この歴史ある下水道を未来へ受け継ぐべく，老朽化対策や地震対策など様々な事業に取り組んできました。

こうした中で，気候変動を踏まえた水害対策や脱炭素社会の実現など，時代の移り変わりとともに下水道に対する社会からの要請は変化し続けています。

しかし，私たちの使命は，いつの時代も変わりません。

仙台市下水道事業は，最適な下水道サービスを提供し，未来に向けて，くらしを，地球環境を支え続けます。

そのために私たちは，先人から受け継いだ市民共有の財産である仙台の下水道を守り，これまでの災害から得た知見を活かして，くらしの安全・安心を高めます。

また，水や資源の循環，エネルギーの有効活用により，地球環境を保全します。

そして，皆さまとともに，常に効果的かつ効率的な取り組みを追求することで，下水道事業運営のトップランナーを目指します。

（２） ３つの視点と基本方針

本マスタープランでは，基本理念を達成するために「くらし・社会」，「環境」，「経営」の３つの視点に基づき事業運営を行うこととしている。また，基本理念の達成に向けて，下水道の役割・責務及び本市の下水道事業を取り巻く社会情勢の変化等とこれまでの事業の振り返りから把握した今後の課題を踏まえ，今後10年間の事業の方向性を３つの基本方針として定めている。

① 「くらし・社会」の視点

基本方針１ ：住みやすく快適なくらしを支え続ける下水道

② 「環　境」の視点

基本方針２ ：脱炭素社会の実現と良好な水環境の形成に貢献する下水道

③ 「経　営」の視点

基本方針３ ：健全で持続可能な経営を推進する下水道

（３） 仙台市下水道マスタープランの施策

本マスタープランでは，基本理念の実現を図るため，それぞれの基本方針ごとに施策を定め，主な取り組み事例を整理している。

視点	基本方針	施　策
くらし・社会	基本方針１ 住みやすく快適なくらしを支え続ける下水道	施策１ 下水道機能の適正な維持
		施策２ 浸水対策の推進
		施策３ 地震対策の推進
環　境	基本方針２ 脱炭素社会の実現と良好な水環境の形成に貢献する下水道	施策４ 脱炭素社会・循環型社会の実現に向けた取り組み
		施策５ 水環境負荷の低減
経　営	基本方針３ 健全で持続可能な経営を推進する下水道	施策６ 持続可能な経営の推進
		施策７ お客さま満足の向上と関係者との連携強化

2 仙台市下水道事業中期経営計画

マスタープランを着実に実施していくため，その実施計画となる「仙台市下水道事業中期経営計画」を策定した。

本計画では，マスタープランで定めた施策について，計画期間の中で達成すべき目標や具体的な年次計画，必要な事業費等を明確にしており，これに基づき事業運営や進捗管理を行うこととしている。

（1） 主な事業

本計画では，マスタープランで定めた施策に基づく具体的な取り組み内容を次頁のとおり整理している。

（2） 進捗管理

本計画は，毎年度の予算の状況や実際の事業の進捗状況，計画策定時に定めた目標の達成状況等により管理するとともに，目標達成に向けた進行管理や改善への取り組みを行うこととしている。

また，平成25年度から本格導入したアセットマネジメントの運用と継続的な改善により，計画の着実な推進を図り，計画目標の達成を目指すとしている。

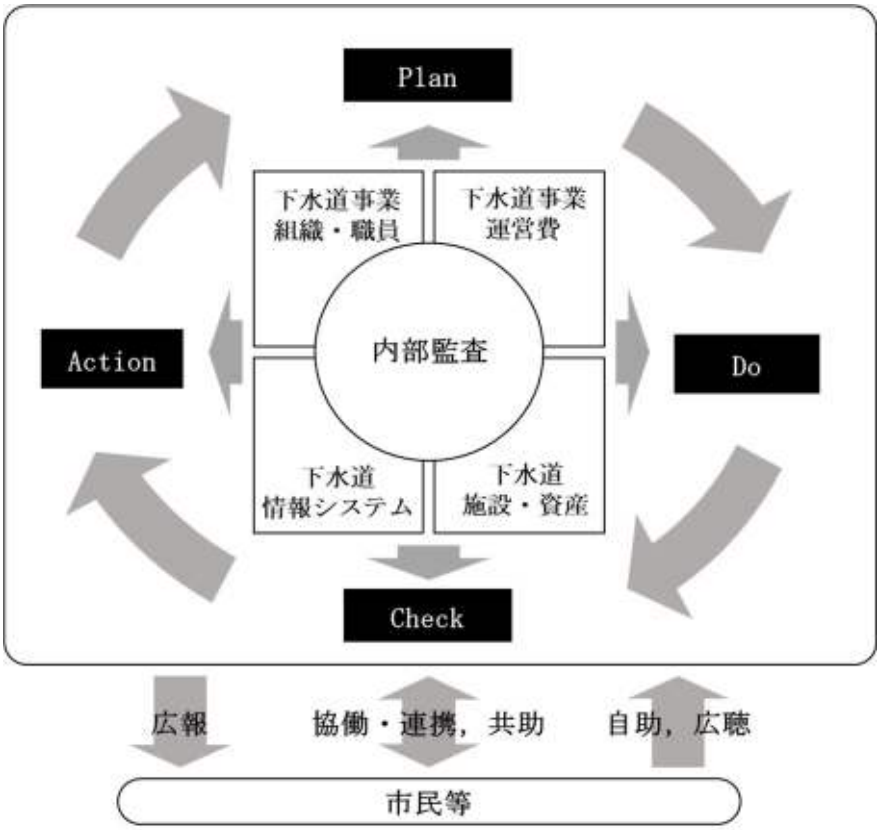

仙台市下水道マスタープランで定めた施策に基づく具体的な取り組み内容

施策	主な取り組み事例	具体的な取り組み内容
施策１ 下水道機能の適正な維持	(a)　下水道施設の維持・更新	取組項目１　管路施設の適正な維持
		取組項目２　管路施設の計画的な保全
		取組項目３　浄化センター・ポンプ場の適正な維持管理
		取組項目４　浄化センター・ポンプ場の計画的な保全
		取組項目５　施設規模の適正化
	(b)　下水道施設の再構築・再編	取組項目６　施設の再構築
		取組項目７　施設の再編
施策２ 浸水対策の推進	(a)　効果的な雨水排水施設整備	取組項目８　浸水対策重点地区の雨水排水施設整備
		取組項目９　事業間連携による浸水対策
	(b)　被害軽減に向けた取り組み	取組項目10　自助・共助の取り組み支援
		取組項目11　雨水流出抑制の取り組み
		取組項目12　施設機能の確保
		取組項目13　被災時の対応力強化
	(c)　流域治水の取り組み	取組項目14　関係者協働による流域治水の取り組み
施策３ 地震対策の推進	(a)　下水道施設の耐震化	取組項目15　管路施設の地震対策
		取組項目16　浄化センター・ポンプ場の地震対策
	(b)　緊急時対応の強化	取組項目17　被災時の対応力強化
施策４ 脱炭素社会・循環型社会の実現に向けた取り組み	(a)　脱炭素社会の実現に向けた取り組み	取組項目18　再生可能エネルギーの利用促進
		取組項目19　エネルギー効率の向上
	(b)　循環型社会の実現に向けた取り組み	取組項目20　下水汚泥の資源利用
施策５ 水環境負荷の低減	(a)　汚水施設の適正な使用の促進	取組項目21　水洗化の促進
		取組項目22　未整備区域の解消
		取組項目23　事業場排水の監視・指導
	(b)　公共用水域の水質保全	取組項目24　放流水質の確保
		取組項目25　雨天時浸入水対策
施策６ 持続可能な経営の推進	(a)　経営管理による効率的・効果的な事業運営	取組項目26　下水道使用料のあり方検討
		取組項目27　民間活力の活用
		取組項目28　アセットマネジメントシステムの運用
		取組項目29　財務基盤の強化
	(b)　人材育成・技術継承	取組項目30　人材育成の推進
		取組項目31　技術力の維持・継承
	(c)　ＤＸの推進	取組項目32　ＤＸの推進
		取組項目33　情報システムの最適化
施策７ お客さま満足の向上と関係者との連携強化	(a)　戦略的な広報の推進	取組項目34　戦略的な広報の推進
	(b)　お客さま対応の充実	取組項目35　サービスの充実に向けた取り組み
	(c)　関係者との協働・連携	取組項目36　市民等との協働・連携の取り組み
		取組項目37　共同研究・技術協力

第３章　下水道の整備状況

１ 下水道の整備状況

本市における本格的な下水道事業は，昭和 32 年から始まり，昭和 39 年には南蒲生下水処理場（現南蒲生浄化センター）の運転が開始され，それと並行して幹線と枝線の管きょの整備が行われた。その後，昭和 63 年には秋保温泉浄化センター，平成５年には広瀬川浄化センター，平成 10 年には定義浄化センターがそれぞれ運転を開始した。

（１） 整備状況　　（令和８年４月１日現在）

	下水道					合併処理浄化槽（※１）	全市計 汚水処理施設
	公共下水道	農業集落排水	地域下水道	公設浄化槽	下水道事業計		
市域面積 A (ha)	78,614.0						
行政区域人口 B (人)	1,059,546						
行政区域世帯 C (世帯)	554,782						
市街地面積 D (ha)	15,020.0（令和２年国勢調査 DID 面積）						
市街地人口 E (人)	1,004,465（令和２年国勢調査 DID 人口）						
事業計画区域面積 F (ha)(※2)	18,787.9	274.3 (353.3)	23.9		19,086.1		
事業計画区域人口 G (人)(※2)	1,090,000	6,310 (8,890)	186		1,096,496		
排水区域面積 H (ha)	17,361.6	353.3	23.9		17,738.8		
排水区域人口 I (人)	1,046,748	4,671	186		1,051,605		
処理区域面積 J (ha)	17,361.6	353.3	23.9		17,738.8		
処理区域人口 K (人)	1,046,748	4,671	186	4,650	1,056,255	1,192	1,057,447
普及率(K/B)%	98.8	0.5	0.0	0.4	99.7	0.1	99.8
処理区域世帯 L (世帯)	548,482	2,078	110	2,038	552,708	948	553,656
普及率(L/C)%	98.9	0.4	0.0	0.4	99.6	0.2	99.8
水洗化人口 M (人)	1,043,369	4,587	186	4,650	1,052,792	1,192	1,053,984
水洗化率(M/K)%	99.7	98.2	100.0	100.0	99.7	100.0	99.7
水洗化世帯 N (世帯)	546,353	2,024	110	2,038	550,525	948	551,473
水洗化率(N/L)%	99.6	97.4	100.0	100.0	99.6	100.0	99.6

※１ 事業計画区域内の未公示区域のもの及び事業計画区域内の公設浄化槽以外のもの。

※２ 事業計画区域面積F及び事業計画区域人口Gにおいて，農業集落排水の長袋地区，馬場地区については，公共下水道へ未接続であることから，長袋地区，馬場地区を含んだ面積及び人口を参考として下段に掲載した。

※３ 東日本大震災の被災地については居住の有無にかかわらず，住民基本台帳の数字を使用した。

2　年度別処理水量

（単位：㎥）

区分	年度	公共下水道								農業集落排水	地域下水道	合計
		単独			特定環境保全		流域関連		公共計			
		南蒲生	宮城	上谷刈	秋保温泉	定義	仙塩	阿武隈				
年間総処理水量	R４	107,547,318	6,309,774	3,774,764	707,997	23,130	19,946,681	6,072,549	144,382,213	543,792	41,572	144,967,577
	R５	106,907,624	6,300,279	3,825,516	696,151	22,048	19,337,358	6,018,581	143,107,557	512,517	71,174	143,691,248
	R６	102,827,284	6,116,036	3,714,447	706,997	21,473	18,806,446	6,030,483	138,223,166	487,140	42,384	138,752,690
	R７	103,646,688	6,202,889	3,740,622	731,337	22,009	19,268,526	6,788,040	140,400,111	477,796	37,542	140,915,449
年間雨水処理水量	R４	15,523,422	－	－	－	－	－	－	15,523,422	－	－	15,523,422
	R５	15,436,507	－	－	－	－	－	－	15,436,507	－	－	15,436,507
	R６	12,238,972	－	－	－	－	－	－	12,238,972	－	－	12,238,972
	R７	13,688,933	－	－	－	－	－	－	13,688,933	－	－	13,688,933
年間汚水処理水量	R４	92,023,896	6,309,774	3,774,764	707,997	23,130	19,946,681	6,072,549	128,858,791	543,792	41,572	129,444,155
	R５	91,471,117	6,300,279	3,825,516	696,151	22,048	19,337,358	6,018,581	127,671,050	512,517	71,174	128,254,741
	R６	90,588,312	6,116,036	3,714,447	706,997	21,473	18,806,446	6,030,483	125,984,194	487,140	42,384	126,513,718
	R７	89,957,755	6,202,889	3,740,622	731,337	22,009	19,268,526	6,788,040	126,711,178	477,796	37,542	127,226,516
年間有収水量	R４	79,836,822	5,296,525	2,930,715	661,619	21,789	15,751,379	4,836,118	109,334,967	436,707	15,481	109,787,155
	R５	79,318,904	5,315,884	2,919,003	723,842	20,277	15,689,755	4,809,037	108,796,702	417,532	15,178	109,229,412
	R６	79,222,053	5,331,325	2,970,625	750,540	19,315	15,584,448	4,776,609	108,654,915	416,036	15,053	109,086,004
	R７	79,203,509	5,251,638	2,934,472	767,104	20,055	15,575,059	4,787,754	108,539,591	408,624	14,896	108,963,111

第４章　公共下水道事業

１ 公共下水道(汚水整備)の計画

汚水処理施設の整備については，平成15年度に見直した「仙台市汚水処理適正化構想」に基づいて整備を進め，平成21年に汚水処理施設整備が概成した。

（１）南蒲生処理区

市中心部を計画区域とする南蒲生処理区は，昭和32年に事業認可を取得し，昭和39年に簡易処理方式で供用を開始した。昭和47年に処理区の拡大及び処理方式の高級化等を目的に事業計画変更を行い，昭和54年には高級処理方式で供用を開始した。その後，市街化区域拡大に伴う下水道計画の見直しや，旧宮城町，旧泉市との合併に伴う区域の追加による事業計画変更を行い，平成元年には市西部地区を宮城処理区として分離した。

（２）宮城処理区

宮城地区の宅地開発等に伴う汚水量増大の対策として，郷六，折立，落合，愛子の各地区を南蒲生処理区から分離し，新たに宅地開発計画を取り込んで，平成元年に宮城処理区を創設した。広瀬川浄化センターは「広瀬川の清流を守る条例」の趣旨を受けて高度処理方式を採用し，平成５年４月に供用を開始した。令和元年９月には，地域下水道事業のみやぎ台地区を編入した。

（３）上谷刈処理区

平成２年３月に特定環境保全公共下水道の南蒲生処理区根白石処理分区として事業認可を取得した区域と，従前から地域下水道として共同汚水施設で処理していた地区（中山，住吉台，館）を合わせ再編の上，上谷刈処理区として平成15年に公共下水道と位置付けた。令和５年１月には，農業集落排水事業の朴沢地区を編入した。

（４）秋保温泉処理区

秋保温泉処理区は，秋保温泉地区及びその周辺地区の汚水を対象とする特定環境保全公共下水道として，昭和59年２月に事業認可を取得し，昭和63年９月に供用を開始した。

（５）定義処理区

青葉区大倉に位置する定義地区は，「定義さん」として親しまれている西方寺へ参拝に訪れる観光客と周辺地区の汚水を対象とする特定環境保全公共下水道として，平成５年３月に事業認可を取得し，平成10年３月に供用を開始した。

当地区は，下流に位置する大倉ダムの水質保全を考慮し，高度処理方式を採用している。

（６）仙塩流域関連

計画区域は市北西部から北東部にわたる七北田川左岸区域であり，宅地造成等により都市化が進んでいる地区である。

仙塩流域関連は，仙塩流域下水道事業に基づき昭和54年に事業認可を取得し，同年に供用を開始した。その後の社会情勢の変化により見直しを行い，七北田川左岸の岩切，福室，中野，蒲生，泉地区の3,747haを分流式による流域関連公共下水道事業計画区域として事業を進めている。

上位計画である仙塩流域下水道事業計画は，七北田川左岸，砂押川及び松島湾の一部を含む流域を区域とし，目標年次令和12年度，処理区域面積約8,632ha，処理人口約31万人，処理水量約13万㎥/日の計画となっており，昭和53年６月に供用を開始している。関係市町村は，仙台市（富谷市含む），塩竈市，多賀城市，利府町，七ヶ浜町，大和町の３市３町である。

（７）阿武隈川下流流域関連

計画区域は中田地区等の名取川右岸区域であり，宅地造成等により都市化が進んでいる地区である。

阿武隈川下流流域関連は，阿武隈川下流流域下水道事業に基づき，昭和57年に事業認可を取得し，昭和63年に供用を開始した。その後の社会情勢の変化により見直しを行い，名取川右岸の783haを分流式による流域関連公共下水道事業計画区域として事業を進めている。

上位計画の阿武隈川下流流域下水道事業計画は，目標年次令和12年度，処理区域面積約10,671ha，処理人口約30万人，処理水量約12万㎥/日の計画となっており，昭和60年１月に供用を開始している。関係市町村は，仙台市，白石市，名取市，角田市，岩沼市，蔵王町，大河原町，村田町，柴田町，丸森町，亘理町の５市６町である。

事業計画概要一覧表

（令和8年4月1日現在）

項目		南蒲生処理区		宮城処理区		上谷刈処理区		秋保温泉処理区		定義処理区		仙塩流域関連 ※1		阿武隈川下流流域関連		合計※2	
		全体計画	事業計画	全体計画	事業計画	全体計画	事業計画	全体計画	事業計画	全体計画	事業計画	全体計画	事業計画	全体計画	事業計画		
変更協議年月日		令和8年3月		令和8年3月		令和8年3月		令和8年3月		令和8年3月		令和8年3月		令和8年3月		全体計画	事業計画
目標年次		令和27年度	令和12年度	令和27年度	令和12年度	令和27年度	令和12年度	令和27年度	令和12年度	令和27年度	令和12年度	令和17年度	令和12年度	令和17年度	令和12年度		
計画面積（ha）	汚水	12,029	11,849	1,472	1,438	777	775	222	222	12	12	3,757	3,747	783	783	19,052	18,826
	うち合流	2,609	2,609	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,609	2,609
	雨水（分流）	8,844	8,819	1,270	1,260	596	596	106	106	0	0	3,624	3,641	728	728	15,168	15,150
計画人口（人）		775,956	791,447	54,877	57,817	25,223	32,452	3,056	3,634	52	67	142,391	147,066	61,107	60,476	1,062,662	1,092,959
計画汚水量（㎥/日）※3	生活	213,391	217,652	15,092	15,900	6,935	8,924	841	999	14	18	39,158	40,444	16,804	16,631	292,235	300,568
	観光	6,698	6,698	0	0	184	184	1,715	1,715	21	21	437	437	1	1	9,056	9,056
	工場他	109,761	110,307	9,517	9,639	4,759	5,057	983	1,006	71	72	22,715	22,906	4,824	4,798	152,630	153,785
	計	329,850	334,657	24,609	25,539	11,878	14,165	3,539	3,720	106	111	62,310	63,787	21,629	21,430	453,921	463,409
終末処理場	名称	南蒲生浄化センター		広瀬川浄化センター		上谷刈浄化センター		秋保温泉浄化センター		定義浄化センター		（仙塩浄化センター）		（県南浄化センター）		――――	
	敷地面積(a)	2,348		492		293		253		23		(2,058)		(1,570)		3,409	
	計画汚水量※3（㎥/日）	384,900	389,700	24,609	25,539	11,878	14,165	3,539	3,720	106	111	(127,820)	(131,749)	(122,811)	(122,863)	425,032	433,235
	計画処理能力（㎥/日）	384,900	400,000	24,700	25,600	11,900	14,200	3,600	3,800	120	120	(128,100)	(132,000)	(125,000)	(125,000)	425,220	443,720
	現有処理能力（㎥/日）	400,000		25,600		14,200		6,000		400		(222,000)		(125,000)		446,200	

※1 仙塩流域関連は，富谷市（39.1ha，人口2,959人）を含む。

※2 合計欄の数値は，端数処理により合わない場合がある。

※3 南蒲生浄化センター、仙塩浄化センター、県南浄化センターは晴天時日最大、それ以外は雨天時日最大の計画汚水量としている。

2 公共下水道の維持管理

管きょ，ポンプ場，浄化センターなどの下水道施設の正常な機能を保持し，放流水の水質を良好な状態に保つよう努めており，日常的及び定期的な巡視，点検，整備，修繕，清掃等の管理を行っている。

（1）管きょ施設

① 施設概要

施設名		令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
管きょ総延長 (km)		4,898	4,912	4,933	4,941
内訳	合流管 (km)	599	600	607	608
	分流汚水管 (km)	3,070	3,081	3,091	3,095
	分流雨水管 (km)	1,229	1,231	1,235	1,238
マンホール (箇所)		141,903	142,363	142,768	142,962
伏越 (箇所)		150	150	150	150
調整池 (箇所)		105	105	105	104
沈砂池 (箇所)		11	11	11	11

※「伏越」　：河川，鉄道等を横断する場合，障害となる箇所を局部的に避けるため一旦下げて施工した施設

※「沈砂池」：流速をゆるめて下水中の土砂などを沈殿させるための池

② 管理概要

管理内容			令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
調査	管きょ詳細調査 (m)		48,437	39,737	35,941	120,221
	管きょ簡易調査 (m)		0	0	4,583	142
	目視調査 (箇所)		55	12	28	671
改築	管きょ改良工事 (m)		3,547	4,418	1,642	1,102
	管きょ更新工事 (m)		4,919	5,672	5,516	2,768
	内訳	開削・推進 (m)	507	357	256	566
		更生 (m)	7,959	9,733	5,260	3,304
修繕	管きょ更生工事 (m)		2	4	6	23
	管きょ修繕工事 (箇所)		9	9	7	10
	取付管修繕工事 (箇所)		355	514	372	324
	マンホール修繕 (箇所)		512	396	361	410
清掃	管きょ清掃 (m)		7,305	5,154	5,893	7,048
	取付管清掃 (箇所)		1,546	1,436	854	899
浚渫	伏越浚渫 (箇所)		26	27	29	29
	水路浚渫 (m^3)		286	310	234	334
	道路側溝浚渫 (m)		9,841	11,380	9,447	9,308
	汚泥処理 (t)		1,909	1,750	1,947	2,438

※「管きょ改良工事」：耐用年数50年未満で改築が必要になったものの工事

※「管きょ更新工事」：耐用年数50年以上で改築が必要になったものの工事

（２）不明水対策

不明水とは，破損した管きょや宅内排水設備から汚水管へ浸入してくる雨水等をいう。これが原因となり，特に雨天時にはマンホールから汚水が溢れたり下水道が使用できなくなるなどの現象が発生しており，これらの現象を抑制することを目的とし不明水対策を行っている。不明水対策として，宅内排水設備の誤接続調査やテレビカメラによる目視調査等により，誤接続の改善指導や管きょ開削工事，管きょ更生工事，管きょ修繕工事（損傷箇所の補修）等を行っている。

管理内容		令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
調査	誤接続調査（戸数）	1,766	1,407	1,562	1,665
	誤接続戸数（戸数）	10	7	17	7
	改善戸数（戸数）	11	8	2	16
工事	管きょ開削工事（m）	6	6	0	0
	管きょ更生工事（m）	1,420	2,642	0	0
	管きょ修繕工事（箇所）	0	0	0	0

「工事」欄の数値は（１）②管理概要の数値の内数である

（3）ポンプ場施設

①　主要なポンプ場の施設概要

（令和８年４月１日現在）

処理区	目的	ポンプ場名		ポンプ場設備 口径 ㎜	台数 台	揚水量 ㎥/分	運転開始年月
南蒲生処理区	汚水	1	五ッ谷	550	2	37.80	昭和41年６月
				550	1	37.80	
	雨水			800	2	69.20	
				800	2	69.20	
	汚水	2	澱	200	4	4.50	昭和41年９月
	汚水	3	郡山	500	2	29.00	昭和44年６月
				700	2	62.60	
	雨水			900	2	99.00	
				900	2	99.00	
	汚水	4	鶴巻	300	2	9.50	平成元年１月
				400	①1	12.00	
	雨水			1350	2	250.00	
				2000	1	515.00	
				2000	3	515.00	
				1800	3	560.00	
	雨水	5	長町第一	800	2	90.00	平成17年４月
				1000	2	126.00	
				1650	①	378.00	
				1650	1	396.00	
	汚水	6	六丁目	700	4	60.00	昭和58年５月
				800	1	90.00	
				800	1	90.00	
		7	志波東	100	3	1.10	昭和45年８月
		8	愛宕橋	150	3	2.00	昭和45年８月
		9	米ヶ袋	350	4	13.38	昭和48年９月
		10	霊屋	150	2	1.77	昭和49年７月
		11	三居沢	200	2	2.10	昭和53年12月
		12	飯田団地	100	2	1.20	昭和54年７月
		13	茂庭住宅	100	2	0.46	昭和58年１月
		14	人来田	250	3	8.01	昭和58年９月
		15	富沢	200	3	3.90	昭和59年９月
		16	国見第一	100	2	1.32	昭和62年３月
		17	国見第二	100	2	0.74	昭和63年２月
		18	みやぎ中山	150	3	3.00	昭和63年12月
		19	岡田	200	2	4.30	平成元年３月
		20	霞目	300	①3	8.68	平成２年４月
		21	吉成	100	2	0.66	平成２年12月
		22	人来田西	100	2	0.84	平成３年３月
		23	富沢南	150	2	2.50	平成10年４月
		24	梅田川第一	200	3	9.00	平成19年５月

処理区	目的	ポンプ場名		ポンプ場設備 口径 ㎜	台数 台	揚水量 ㎥/分	運転開始年月
南蒲生処理区	汚水	25	諏訪町	400	3	21.30	令和６年３月
				450	2	27.30	
	雨水	26	苦竹	500	2	30.00	昭和45年10月
				700	1	60.00	
		27	今泉雨水	2000	5	500.00	平成５年４月
		28	新田東雨水	900	2	114.00	平成12年６月
				300	2	12.00	
		29	東郡山雨水	600	1	48.00	平成17年４月
				900	1	110.00	
				1000	2	140.00	
		30	扇町雨水	1800	2	600.00	平成22年６月
		31	苦竹雨水	900	1	120.00	平成24年７月
				1500	1	360.00	
		32	仙石排水	800	4	90.00	平成28年10月
		33	荒井東雨水	800	2	83.00	平成30年４月
				1000	2	138.00	
宮城	汚水	34	折立	150	2	2.21	平成７年４月
		35	赤坂	150	2	1.94	平成10年４月
		36	みやぎ台	80	3	0.78	令和元年９月
秋保	汚水	37	秋保第一	150	3	2.50	昭和63年10月
		38	秋保第二	150	2	2.20	昭和63年10月
上谷刈	汚水	39	北中山一丁目	250	2	3.80	昭和58年４月
		40	館四丁目	100	4	0.60	平成３年４月
		41	泉中山	150	2	1.63	平成10年11月
		42	早坂下	250	4	3.90	昭和56年10月
		43	無串	250	4	3.90	昭和56年10月
仙塩	汚水	44	中野	250	①2	6.10	平成13年２月
	雨水	45	北新田排水	350	2	15.00	昭和56年４月
				400	2	20.00	
				400	1	20.00	
				500	1	30.00	
		46	西原排水	500	1	24.00	昭和56年４月
				1000	1	108.00	
		47	西原雨水	1800	①2	564.00	平成27年８月
				1350	②	324.00	
		48	中野雨水	1650	①4	399.00	平成16年４月
		49	蒲生雨水	300	1	9.60	昭和56年４月
				600	1	48.00	
				1350	1	204.60	
阿武隈	雨水	50	落合雨水	2000	4	530.00	平成４年４月
		51	庄松雨水	1200	①3	204.00	平成７年４月

（注）○数字は増設予定台数。

② その他ポンプ場

低地区（マンホール）ポンプ場等　235ヶ所

（４）浄化センター

浄化センターは，管きょやポンプ場によって排除される下水を受けて，下水の水質を河川や海域に放流しうる水質にまで改善する施設である。

① 南蒲生浄化センター

南蒲生浄化センターは，昭和34年に処理施設の工事に着手し，昭和39年10月に完成，沈殿方式による簡易処理を開始した。その後，昭和45年の水質汚濁防止法の制定に伴い南蒲生浄化センターにも排水規制が実施されたこと，また，既成市街地周辺の人口増加に伴い汚水量が増大したこと等から，第２次下水道事業計画が策定された。

その計画においては，下水処理方式は活性汚泥法（ステップエアレーション法）による高級処理とされた。昭和47年度から処理施設の建設工事に着手し，昭和54年３月から供用を開始し，平成６年３月にすべての水処理施設が完成した。

また，平成９年に，より安定した処理能力をめざし，運転方式をステップエアレーション法から擬似嫌気好気法に変更した。

平成23年３月11日の東日本大震災の巨大津波で，水処理施設は壊滅的な被害を受け，処理機能を喪失した。被災以降，復旧工事を進めながら，沈殿処理と塩素消毒による簡易処理を行っていた。平成24年１月末には，接触酸化法による中級処理を開始し，また，平成25年12月から放流水の浮遊物対策として凝集沈殿処理を開始することにより，放流水の更なる水質向上に取り組んできた。なお，平成27年11月には新水処理施設の半系列を，さらに，平成28年４月より新水処理施設の全系列を稼働している。また，平成８年に運転を開始した１号汚泥焼却炉の更新炉として，３号炉及び４号炉を段階的に整備し，３号炉を平成28年10月より，４号炉を令和４年１月より供用開始した。

a 浄化センター概要

項目	事業計画	現況（令和８年４月１日現在）
所在地	仙台市宮城野区蒲生字八郎兵エ谷地第二 112 番地	
敷地面積	23.48 ha	
処理区域面積	11,849.0 ha	11,110.6ha
処理能力（晴天日最大）	400,000 ㎥	400,000 ㎥
処理能力（雨天時最大）	752,800 ㎥	752,800 ㎥
処理区域人口	791,447 人	758,350 人
処理方法	標準活性汚泥法＋次亜塩素酸消毒	標準活性汚泥法＋次亜塩素酸消毒
排除方式	分流式（一部合流式）	
放流先	太平洋 仙台港地先海域（乙）	
流入水質	BOD 220mg/L ・ SS 198mg/L	BOD 160mg/L ・ SS 160mg/L
放流水質	BOD 15mg/L 以下 ・ SS 30mg/L 以下	BOD 8.0mg/L ・ SS 5.0mg/L
汚泥焼却施設	流動床式汚泥焼却炉	
焼却能力	200ｔ/日×１基 130ｔ/日×１基 70ｔ/日×１基	200ｔ/日×１基 130ｔ/日×１基 70ｔ/日×１基

b　運転管理状況

項　　目	単位	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
流入下水量 場内環流水 総処理量	㎥	107,547,318 9,187,072 116,734,390	106,907,624 9,615,676 116,523,300	102,827,284 9,234,276 112,061,560	103,646,688 9,655,922 113,302,610
一次処理量	㎥	1,808,920	646,540	120	0
二次処理量	㎥	114,925,470	115,876,760	112,061,440	113,302,610
降雨量（年）	㎜	1,214	1,170	902	1,000
雨水量（年）	㎥	15,523,422	15,436,507	12,238,972	13,688,933
日平均総水量	㎥	319,820	318,370	306,179	310,418
日平均晴天日水量	㎥	275,696	272,115	268,707	267,957
晴天日最大水量	㎥	299,380	318,083	309,164	309,865
処理汚泥量	㎥	739,882	780,265	770,804	779,868
処理固形物量	Ds･t	20,383	20,750	20,213	20,388
脱水汚泥発生量	t	77,497	78,835	76,544	77,663
場内発生量	t	73,030	74,401	72,299	73,559
場外受入量 （広瀬川浄化センター）	t	4,467	4,434	4,245	4,104
脱水汚泥処分量	t	86,655	84,246	84,349	83,271
埋立等処分量	t	4,884	1,357	2,924	2,110
有効利用量	t	499	551	678	722
堆肥化	t	0	0	0	359
セメント原料化	t	499	551	678	363
脱水汚泥焼却量	t	81,272	82,338	80,747	80,439
焼却灰埋立量	t	825	476	365	248
焼却灰有効利用量	t	1,506	2,027	1,803	1,725
脱水汚泥場内仮置量	t	2,598	1,640	0	109
高分子凝集剤注入量	kg	105,640	110,962	119,204	112,658
高分子凝集剤注入率	%	0.52	0.54	0.59	0.55
遠心脱水機運転日数	日	365	366	365	365

1　降水量は仙台管区気象台調べ。
2　晴天日とは，流入下水に雨水が含まれない日をいう。
3　処理固形物量は，焼却炉データを記載。
4　令和４年度の脱水汚泥場内仮置量は添加している改質剤の重量を含む。（令和３年度の数量は概算値）
5　焼却灰有効利用量の全量をセメント原料化している。

■南蒲生浄化センターフローシート

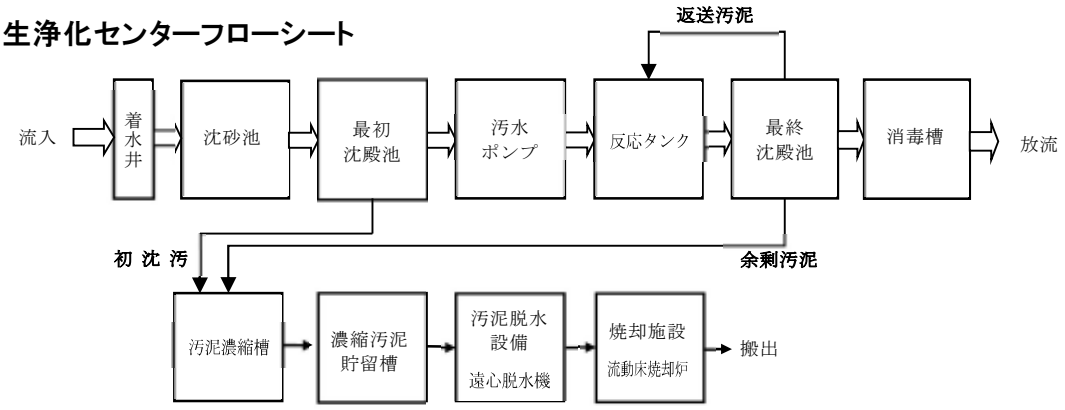

② 広瀬川浄化センター

広瀬川浄化センターは，広瀬川上流部の宮城地区で都市化が急速に進んできたことから，「広瀬川の清流を守る条例」の趣旨を考慮した設計で昭和 63 年に事業認可を取得し，平成元年に着工，平成５年４月に供用を開始した。

本処理場は広瀬川の水質を保全するため，放流水質をBOD３mg/L以下・SS５mg/L以下に設定して高度処理方式（２段式嫌気・好気活性汚泥法＋砂ろ過法＋オゾン消毒）を採用し，汚泥処理は平成５年10月より本稼動を開始している。

a 浄化センター概要

項目	事業計画	現況（令和８年４月１日現在）
所在地	仙台市青葉区折立三丁目20番２号	
敷地面積	4.92 ha	
処理区域面積	1,437.6 ha	1,241.1 ha
処理能力（晴天日最大）	22,200 ㎥	19,900 ㎥
処理能力（雨天時最大）	25,600㎥	25,600㎥
処理区域人口	57,817 人	56,515 人
処理方式	２段式嫌気・好気活性汚泥法＋砂ろ過法＋オゾン消毒	
排除方式	分流式	
放流先	一級河川名取川水系綱木川	
流入水質	BOD 257mg/L ・ SS 225mg/L	BOD 200mg/L ・ SS 200mg/L
放流水質	BOD 3mg/L以下 ・ SS 5mg/L以下	BOD 1.3mg/L ・ SS ＜0.5mg/L

b 運転管理状況

項目	単位	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
処理水量（年）	m^3	6,309,774	6,300,279	6,116,036	6,202,889
日平均処理水量	m^3	17,287	17,214	16,756	16,994
日最大水量	m^3	19,799	18,331	18,732	19,639
処理汚泥量	m^3	161,998	152,131	145,671	145,134
処理固形物量	DSt	1,225	1,187	955	898
脱水汚泥量	t	4,467	4,434	4,244	4,104
電力使用量	kWh	4,861,557	4,797,984	4,805,105	4,819,795

③　上谷刈浄化センター

上谷刈浄化センターは，当初は宅地開発が進められた３団地（加茂団地，長命ヶ丘ニュータウン及び虹の丘団地）の汚水処理を目的に建設された地域し尿処理施設で，昭和50年度に着工し，昭和52年10月に供用を開始した。その後，公共下水道（南蒲生処理区）との再編により，平成15年４月に中山，住吉台，館，根白石地区を対象に事業認可を取得し，公共下水道としての供用を開始した。

本処理場は，七北田川の水質を保全するため，放流水質をBOD５mg/L以下・SS５mg/L以下に設定して高度処理方式（標準活性汚泥法＋凝集沈殿＋急速ろ過法＋紫外線消毒）を採用している。

a　浄化センター概要

項　　目	事　業　計　画	現 況（令和８年４月１日現在）
所　在　地	仙台市泉区上谷刈字沼下１番地	
敷　地　面　積	2.93 ha	
処理区域面積	775.2 ha	703.1 ha
処理能力（晴天日最大）	12,400 m^3	12,400 m^3
処理能力（雨天時最大）	14,200 m^3	14,200 m^3
処理区域人口	32,452人	30,553 人
処　理　方　式	標準活性汚泥法＋凝集沈殿＋急速ろ過法＋紫外線消毒	
排　除　方　式	分　流　式	
放　流　先	二級河川七北田川水系七北田川	
流　入　水　質	BOD 213mg/L ・ SS 200mg/L	BOD 160mg/L ・ SS 170mg/L
放　流　水　質	BOD 5mg/L以下 ・ SS 5mg/L以下	BOD 1.7mg/L ・ SS <0.5mg/L

b　運転管理状況

項　　目	単位	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
処理水量（年）	m^3	3,774,764	3,825,516	3,714,447	3,740,622
日平均処理水	m^3	10,342	10,452	10,177	10,248
日最大水量	m^3	12,643	11,248	11,151	11,324
処理汚泥量	m^3	142,469	141,223	143,352	143,412
脱水汚泥量	t	－	―	―	―
電力使用量	kWh	1,536,869	1,539,225	1,403,466	1,513,347

④　秋保温泉浄化センター

秋保温泉浄化センターは，観光地である秋保温泉地区を対象とした下水処理場である。昭和59年に事業認可を取得し，昭和63年９月に供用を開始した。

a　浄化センター概要

項　　目	事　業　計　画	現況（令和８年４月１日現在）
所　在　地	仙台市太白区秋保町湯元字畑23	
敷地面積	2.53 ha	
処理区域面積	222.4 ha	95.0 ha
処理能力（晴天日最大）	3,300 ㎥	6,000㎥
処理能力（雨天時最大）	3,800 ㎥	6,000 ㎥
処理区域人口	3,634 人	1,966 人
処理方式	オキシデーションディッチ法＋次亜塩素酸消毒	
排除方式	分　流　式	
放流先	一級河川名取川水系名取川	
流入水質	BOD 195mg/L ・ SS 160mg/L	BOD 200mg/L ・ SS 160mg/L
放流水質	BOD 15mg/L以下 ・ SS 20mg/L以下	BOD 1.4mg/L ・ SS 1.4mg/L

b　運転管理状況

項　　目	単位	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
処理水量（年）	m^3	707,997	696,151	706,997	731,337
日平均処理水量	m^3	1,940	1,902	1,845	2,004
日最大水量	m^3	3,037	2,788	2,778	2,904
処理汚泥量	m^3	11,141	14,404	13,632	13,688
汚泥搬出量	m^3	2,886	3,229	3,190	3,210
電力使用量	kWh	308,132	328,331	328,688	326,029

⑤　定義浄化センター

定義浄化センターは，定義如来を中心とする観光地を対象とした下水処理場である。平成５年に事業認可を取得し，平成10年３月から供用を開始した。

本処理場は，下流に位置する大倉ダムの水質保全を考慮し，放流水質をBOD７mg/L以下・SS７mg/L以下に設定して高度処理方式（回分式活性汚泥法＋好気性ろ床法＋砂ろ過法＋紫外線消毒）を採用している。

a　浄化センター概要

項　　目	事　業　計　画	現 況（令和８年４月１日現在）
所　在　地	仙台市青葉区大倉字高見沢１－４	
敷地面積	0.23 ha	
処理区域面積	12.3 ha	11.2 ha
処理能力（晴天日最大）	83㎥	400㎥
処理能力（雨天時最大）	111㎥	400㎥
処理区域人口	67人	72人
処理方式	回分式活性汚泥法＋好気性ろ床法＋砂ろ過法＋紫外線消毒	
排除方式	分流式	
放　流　先	一級河川名取川水系大倉川支流高見沢	
流入水質	BOD 505mg/L ・ SS 355mg/L	BOD 470mg/L ・ SS 440mg/L
放流水質	BOD 7mg/L以下 ・ SS 7mg/L以下	BOD 1.4mg/L ・ SS 1.4mg/L

b　運転管理状況

項　　目	単位	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
処理水量（年）	m^3	23,130	22,048	21,473	22,009
日平均処理水量	m^3	63	60	59	60
日最大水量	m^3	143	123	133	121
汚泥搬出量	m^3	461	547	528	442
電力使用量	kWh	210,164	192,984	186,718	181,095

（５）汚泥その他の廃棄物の処理状況

①　汚泥発生量

施　設　名	種類	単位	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
南蒲生浄化センター	脱水汚泥	t	73,030	74,401	72,299	73,559
	焼却灰		2,331	2,503	2,168	1,973
広瀬川浄化センター	脱水汚泥	t	4,467	4,434	4,244	4,104
秋保温泉浄化センター	濃縮汚泥	m^3	2,886	3,229	3,190	3,210
定義浄化センター	濃縮汚泥	m^3	461	547	528	442
上谷刈浄化センター	引抜汚泥	m^3	142,469	141,223	143,352	143,412

※　「単位：ｔ」：いずれも湿重量。

②　し渣・沈砂搬出量

施　　設　　名	単位	令和４年度		令和５年度		令和６年度		令和７年度	
		し渣	沈砂	し渣	沈砂	し渣	沈砂	し渣	沈砂
南蒲生浄化センター	t	43	253	44	247	45	175	39	184
広瀬川浄化センター	t	17.6	2.0	13.7	1.5	13.3	1.7	11.6	3.9
秋保温泉浄化センター	t	2.9	8.0	2.9	8.0	3.3	8.0	3.1	0
定義浄化センター	t	0	0	0	0	0	0	0	0
上谷刈浄化センター	t	5.1	0	5.0	0	4.9	0	5.1	0

※　「し渣」：流入下水中の木片等の浮遊性のごみをスクリーンで除去したもの

※　「沈砂」：下水の集水や処理の過程で沈降した土砂，砂利等の総称

令和7年度　汚泥の処理処分系統（年間）

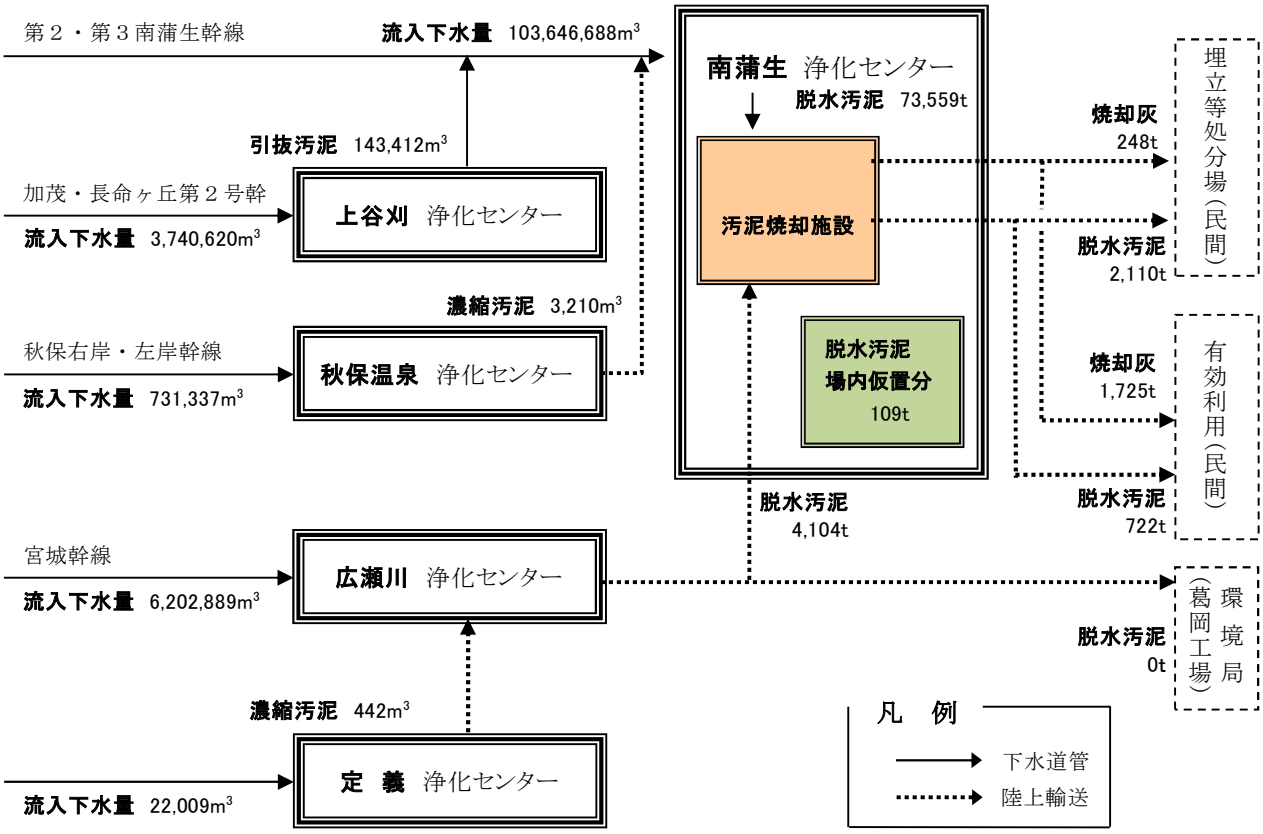

第５章　農業集落排水事業

農業集落排水事業は，灌漑用水などの水質保全や農村の生活環境の改善を図り，併せて良好な水環境の保全に資するため，農業集落における汚水の処理施設等の整備を行い，事業整備計画地区すべてで供用されている。

（１）施設概要

（令和８年４月１日現在）

区分	所在地	処理方法	計画処理能力	計画放流水質	放流水域	処理開始年月
小在家クリーンセンター	若林区今泉字中村東87-２	嫌気性ろ床及び接触曝気方式 JARUS-Ⅲ型	処理面積 23.0ha 処理人口 760人 処理水量 日最大： 290㎥/日 日平均： 238㎥/日	BOD： 15mg/L 以下 ＳＳ： 50mg/L 以下	名取川	平成３年６月
笹屋敷クリーンセンター	若林区荒浜字大堀47	嫌気性ろ床及び接触曝気方式 JARUS-Ⅲ型	処理面積 13.0ha 処理人口 570人 処理水量 日最大： 188㎥/日 日平均： 154㎥/日	BOD： 20mg/L 以下 ＳＳ： 50mg/L 以下	名取川	平成３年６月
藤田クリーンセンター	若林区荒井字平田47	嫌気性ろ床及び接触曝気方式 急速ろ過 JARUS-Ⅲ型	処理面積 17.0ha 処理人口 760人 処理水量 日最大： 360㎥/日 日平均： 294㎥/日	BOD： 15mg/L 以下 ＳＳ： 50mg/L 以下	名取川	平成４年５月
長袋クリーンセンター	太白区秋保町長袋字獺沢49-１	嫌気性ろ床及び接触曝気方式 JARUS-Ⅲ型	処理面積 59.0ha 処理人口 1,830人 処理水量 日最大： 604㎥/日 日平均： 494㎥/日	BOD： 20mg/L 以下 ＳＳ： 50mg/L 以下	名取川	平成６年４月
馬場クリーンセンター	太白区秋保町馬場字町北92-４	嫌気性ろ床及び接触曝気方式 JARUS-Ⅲ型	処理面積 20.0ha 処理人口 750人 処理水量 日最大： 248㎥/日 日平均： 203㎥/日	BOD： 10mg/L 以下 ＳＳ： 50mg/L 以下	名取川	平成６年６月
井土クリーンセンター	若林区井土字南浦142	嫌気性ろ床及び接触曝気方式 JARUS-Ⅲ型	処理面積 70.3ha 処理人口 340人 処理水量 日最大： 297㎥/日 日平均： 243㎥/日	BOD： 15mg/L 以下 ＳＳ： 50mg/L 以下	名取川	平成７年10月
三本塚クリーンセンター	若林区三本塚字中条浦19	嫌気性ろ床及び接触曝気方式 JARUS-Ⅲ型	処理面積 13.0ha 処理人口 530人 処理水量 日最大： 175㎥/日 日平均： 143㎥/日	BOD： 15mg/L 以下 ＳＳ： 50mg/L 以下	名取川	平成７年10月

（令和８年４月１日現在）

区分	所在地	処理方法	計画処理能力	計画放流水質	放流水域	処理開始年月
四ツ谷 クリーンセンター	若林区 荒井字切新田 75-３	嫌気性ろ床及び接触曝気方式 JARUS-Ⅲ型	処理面積 22.0ha 処理人口 1,210人 処理水量 日最大： 399㎥/日 日平均： 327㎥/日	BOD： 15mg/L 以下 ＳＳ： 50mg/L 以下	名取川	平成７年９月
下飯田 クリーンセンター	若林区 下飯田 字屋敷東159	嫌気性ろ床及び接触曝気方式 JARUS-Ⅲ型	処理面積 12.0ha 処理人口 630人 処理水量 日最大： 208㎥/日 日平均： 170㎥/日	BOD： 15mg/L 以下 ＳＳ： 50mg/L 以下	名取川	平成９年４月
北赤石 クリーンセンター	太白区 茂庭字川添西 26-12	沈殿分離及び接触曝気方式 JARUS-Ⅰ型	処理面積 41.0ha 処理人口 410人 処理水量 日最大： 135㎥/日 日平均： 111㎥/日	BOD： 15mg/L 以下 ＳＳ： 50mg/L 以下	名取川	平成10年10月
南赤石 クリーンセンター	太白区 坪沼字相ノ原 24-２	沈殿分離及び接触曝気方式 JARUS-Ⅰ型	処理面積 31.0ha 処理人口 320人 処理水量 日最大： 106㎥/日 日平均： 86㎥/日	BOD： 15mg/L 以下 ＳＳ： 50mg/L 以下	名取川	平成10年10月
新川 クリーンセンター	青葉区 新川字清水尻 49-５	沈殿分離及び接触曝気方式 JARUS-Ⅰ型	処理面積 15.0ha 処理人口 380人 処理水量 日最大： 125㎥/日 日平均： 103㎥/日	BOD： 15mg/L 以下 ＳＳ： 50mg/L 以下	広瀬川	平成11年10月
滝の原 クリーンセンター	太白区 秋保町馬場 字新田町12-２	沈殿分離及び接触曝気方式 JARUS-Ⅰ型	処理面積 17.0ha 処理人口 400人 処理水量 日最大： 132㎥/日 日平均： 108㎥/日	BOD： 7mg/L 以下 ＳＳ： 50mg/L 以下	名取川	平成14年７月

（２）運転管理状況

区分	項目	単位	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
クリーンセンター 13施設合計	処理水量（年）	m^3	543,792	512,517	487,140	477,796
	日平均処理水量	m^3	1,489	1,400	1,334	1,309
	汚泥搬出量	m^3	1,686	1,878	1,655	1,593
	電力使用量	kWh	1,216,351	1,084,518	1,026,877	988,562

第６章　地域下水道事業

１ 地域下水道整備状況

地域下水道は，仙台市地域下水道条例に規定する住宅団地における汚水を排除及び処理するために設けられた施設で，現在は新川団地，新川別荘団地の２施設を供用している。

２ 地域下水道の維持管理

処理施設概要及び運転管理状況は次のとおり。

（令和８年４月１日現在）

施設名		新川団地 汚水処理施設	新川別荘団地 汚水処理施設
所在地		青葉区作並字岩谷堂西16-104	青葉区新川字土手下
処理区		新川団地	新川別荘団地
処理方法		長時間曝気方式酸化池	長時間曝気方式
処理能力	処理人口	1,000人	450人
	日最大	432㎥/日	194㎥/日
	日平均	200㎥/日	90㎥/日
計画放流水質	BOD	10mg/L 以下	20mg/L 以下
	SS	20mg/L 以下	40mg/L 以下
放流水域		広瀬川	広瀬川
処理開始年月日		昭和55年４月	昭和55年４月
令和7年度運転管理状況	年間処理水量	18,794㎥	18,748㎥
	日平均処理水量	51㎥	51㎥
	汚泥搬出（濃縮汚泥）	50㎥	0㎥
	汚泥搬出（脱水汚泥）	—	—
	電力使用量	47,140kWh	35,114kWh

第７章　浄化槽事業

生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため，浄化槽法及び仙台市浄化槽指導要綱に基づき，浄化槽の設置届等の審査及び維持管理の指導等を行っている。

また，生活排水未処理地区の解消及び公共用水域等の水質の保全などを推進するため，仙台市浄化槽事業や維持管理の補助金等により，合併処理浄化槽の普及促進も併せて行っている。

１　設置審査・指導等

（１）合併処理浄化槽の設置・管理状況

新設の合併処理浄化槽の基数は，おおむね横ばい傾向にある。

■合併処理浄化槽基数の推移　（単位：基）

	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
管理基数(A+D)	2,278	2,314	2,335	2,352
A 公管理浄化槽基数(B+C)	1,586	1,618	1,643	1,661
B 本市設置型浄化槽基数	918	947	963	984
年度別供用開始基数	38	29	16	21
年度別廃止基数	0	0	0	0
C 帰属浄化槽基数	668	671	680	677
年度別帰属基数	3	5	9	2
年度別廃止基数	2	2	0	5
D 民間管理浄化槽基数	692	696	692	691
年度別使用開始基数	17	15	11	6
年度別廃止基数	10	11	15	7

※　当該年度末時点で使用中の基数

（２）合併処理浄化槽の法定検査

浄化槽については，浄化槽法第７条に基づく使用開始後の水質検査（使用開始後３か月を経過した日から５か月以内に実施）及び同法第11条に基づく年１回の定期水質検査（以下「法定検査」という。）の受検が義務付けられている。

法定検査の実施結果は下表のとおりであり，その大半が「適正」又は「おおむね適正」と判定されていることから，本市の合併処理浄化槽は適正に維持管理されている。

なお，第11条検査において「不適正」と判定された合併処理浄化槽については，放流水の水質悪化が主な原因であることから，浄化槽管理者等に対し改善指導を行っている。

■法定検査結果（令和7年度実施分） （単位：基）

	適　正	おおむね適正	不　適　正	計
法第７条検査 （構成比）	25 (83.33%)	4 (13.33%)	1 (3.33%)	30 (100.00%)
法第１１条検査 （構成比）	1,781 (83.85%)	326 (15.35%)	17 (0.80%)	2,124 (100.00%)

（３）浄化槽保守点検業者登録

仙台市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例に基づく登録業者数は，令和８年４月１日現在で45業者となっており，適宜審査・指導を行っている。

2 仙台市浄化槽事業

（１）公設浄化槽の設置及び帰属

公共用水域の水質を保全するためには生活排水の処理が喫緊の課題であることから，生活排水処理の特性，効果や経済性などを考慮し，地域特性にあった生活排水処理施設の整備を計画的に進めながら生活排水未処理地区を解消するため，平成15年度に「仙台市汚水処理適正化構想」の見直しを行い，平成16年度から仙台市浄化槽事業条例に基づく市町村設置型の公設浄化槽事業を開始した。

■公設浄化槽設置工事基数の推移 （単位：基）

	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
本市設置型浄化槽基数	24	23	26	11

この事業は，公共下水道の事業認可区域，農業集落排水施設及び地域下水道の処理区域を除いた全市域（以下「事業区域」という。）を対象に，個人の住宅ごとに，公設・公管理型の浄化槽を設置するものである。また，併せて事業区域内の個人が住宅に設置している既存の合併処理浄化槽を公管理型の浄化槽として引き取ることとしている。平成26年度からは個人の住宅に加えて集会所を公設浄化槽事業の対象に追加した。

なお，本市設置型浄化槽の基数や既存の合併処理浄化槽の引取り基数の総数は，前頁の「合併処理浄化槽基数の推移」のとおりである。

（２）公設浄化槽排水放流先確保補助

未水洗化住宅の解消を図るため，公設浄化槽からの排水の放流先が確保できない場合において，私道等に共同排水設備を設置するときは「仙台市公設浄化槽共同排水設備設置補助要綱」により補助を行うこととしている。また，自然流下により放流先に排除することができない場合において，ポンプ施設等を設置するときは「仙台市公設浄化槽ポンプ施設等設置工事費補助要綱」により補助を行っている。令和７年度は１件の補助を行った。

第８章　浸水対策

１ 総合的な浸水対策

土地利用の高度化や市街地の拡大に伴い雨水流出量が増大したことにより，浸水被害が度々発生しているが，その一方で，浸水対策には多額の事業費と長期の事業期間を要する。そのため，雨水排水施設や雨水流出抑制施設の効果的な整備，雨水施設の適切な維持管理等を組み合わせた総合的な浸水対策に取り組む必要がある。

本市では，令和元年東日本台風による甚大な浸水被害の発生を踏まえて，全庁的な組織である雨水対策委員会を開催し，浸水被害が発生している地区から重点的に整備する地区を選定したほか，従前の河川事業や下水道事業の抜本的な対策に加えて，道路事業や農業事業等と連携し局所的な浸水対策も同時に推進するなど，組織を横断した効果的な施設整備に取り組んでいる。

また，令和４年度に雨水対策委員会の下部組織として流域治水検討部会を設置し，総合的で多層的な浸水被害防止対策の検討を行い，令和６年度から仙台市流域治水推進モデル事業に取り組んでいる。

２ 公共下水道の浸水対策

（１）概要

本市の公共下水道事業については，昭和32年に事業認可を取得し，市中心部では汚水と雨水を一つの管きょで流す合流方式，また周辺部では汚水と雨水を別々に流す分流方式により，４年確率降雨（４年に１回の確率で想定される雨）に対応した施設整備を進めていたが，昭和61年８月の豪雨によって大規模な浸水被害が発生したことから，平成３年に仙塩流域関連公共下水道区域において計画整備水準を10年確率降雨に引き上げた。

令和７年９月に策定した「仙台市下水道マスタープラン」では，市街化区域のうち浸水リスクが高い地区について優先的に施設整備を進めるとともに，段階的な施設整備を行い，浸水リスクの低減を図ることとしており，現在の計画整備水準は，仙台市下水道事業計画区域（雨水）内で一律10年確率降雨を対象としている。

また，水防法に基づき想定最大規模降雨を対象とした雨水出水浸水想定区域図を令和８年５月に公表したほか，土のうの配布，止水板や雨水流出抑制施設の設置費補助，浸水履歴マップの活用により，公助・共助・自助の取組みを行っている。

（２）整備状況

令和８年４月１日現在における，10年確率降雨に対応した整備区域面積は6,635ha，事業計画区域面積(17,719ha)に対する整備率は37.4％である。

３ 雨水流出抑制事業

「速やかな雨水の排除」に加えて雨水の浸透施設や貯留施設を設置することにより，浸水被害の防止を図る。令和７年度の取組み状況は次のとおり。

① 市の施設における取組み（抑制量　浸透755㎥/hr，貯留317㎥）

・透水性舗装　　22,860㎡
・雨水浸透ます　　45個
・浸透トレンチ　　1,603m
・浸透側溝　　13m

② 民間に対する取組み

平成15年９月から，「仙台市雨水流出抑制施設設置費補助金交付要綱」に基づき補助金交付事業を行っている。また，平成20年８月から対象地区を追加し，補助金額の拡充を行い，平成30年６月からは仙台市下水道事業計画区域（雨水）を対象としている。

③ 開発行為に対する抑制施設設置の指導

開発行為の事前協議において，開発区域内の保水能力の低下防止及び雨水流出量の抑制を目的として，貯留施設や浸透施設の設置指導を行っている。抑制施設は開発区域面積１ha以上については貯留と浸透，１ha未満については浸透を基本としている。

4 雨水緊急対策事業

（１）浸水の防除と被害の軽減

降雨時には浸水情報を速やかに収集し，雨水排水施設の巡視点検を行うとともに，浸水の防除と被害の軽減を図るため，必要な箇所に土のうや緊急排水ポンプを設置するなど応急的な対応をする。さらに，浸水原因の分析を行い，浸水防除に向けた施設整備に反映させている。

（２）地下施設の浸水対策

近年大都市において，豪雨により地下街，ビルの地下室などの地下施設が浸水し，犠牲者が出るという災害が発生しており，本市においても同じような事故が発生する恐れがあるため，地下施設に関する浸水対策を推進している。

令和７年度は，市政だより（６月１日号）により，大雨時の避難対応や日頃からの浸水に対する備えについて周知啓発を行った。

（３）土のうステーションの開設

市民の自助・共助による浸水被害軽減対策支援の一環として，平成27年度から土のうステーションによる土のうの配布を開始し，平成30年度以後は，下水道北・南管理センターに加え各区総合支所管内の７箇所に土のうステーションを開設。市民センター及びコミュニティセンターへ設置箇所を拡大し，現在は全18箇所となっている。

5 仙台市流域治水推進モデル事業

（１） 概要

令和３年度に，特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（流域治水関連法）が施行されたことを受け，本市では，令和４年度に全庁的な組織である仙台市雨水対策委員会の下部組織として，総合的で多層的な浸水被害防止対策の検討

と連絡調整を目的に，流域治水検討部会を新たに設置した。令和５年度に開催した流域治水検討部会においては，宮城野区福田町エリアを対象とした仙台市独自の流域治水推進モデル事業の実施を決定し，これまでの下水道事業や河川事業による対策のみならず，道路，農業，防災・減災，教育など様々な関係部署にて令和６年度から令和10年度までの５か年計画で流域治水に資する様々な対策の実践と実証を行い，効率的で効果的な施策について他地区への展開を検討することとしている。

（２） 取組状況

建設局が所管している施策の令和７年度の取り組みとしては，モデル地区内において水路等への水位計設置による水位情報の提供や既存宅地における流出抑制策として，流出抑制装置を設置したほか，排水機場の排水能力増強に向けた検討などを行った。

第９章　下水道の普及啓発

１ 普及対策

（１）未水洗家屋指導状況

公共下水道が整備され，供用又は処理が開始されると，その区域内では公共下水道へ下水を流入させるために排水設備を遅滞なく設置し（３ヶ月以内），くみ取り便所を３年以内に改造することが下水道法で義務づけられている。また，浄化槽を設置している場合は，浄化槽を廃止して公共下水道に接続するよう義務づけられている。これらの義務に反して水洗化されない家屋については，下水道指導員による個別指導を行い，水洗化の向上に努めている。

■未水洗家屋指導件数及び改造件数　（単位：件）

		青葉区	宮城野区	若林区	太白区	泉区	合計
令和７年度	指導件数	13	8	16	20	7	64
	改善件数	12	8	15	15	7	57

（２）生活保護世帯の水洗化状況

生活保護を受けている持ち家の世帯については，昭和48年度から工事費の全額補助による改造工事を行っている。

（３）水洗化工事資金融資あっせん制度

未水洗家屋の水洗化の促進を図るため，住宅所有者等が金融機関から水洗化工事資金を無利子で借りられるようにあっせんしている。あっせんの限度額は，くみ取り便所，浄化槽設置家屋は50万円以内，くみ取り便所の貸家は200万円限度で，返済は，借りた日の属する月の翌月から３年（36回）以内の均等償還となる。

２ 啓発活動

下水道事業が果たす役割や下水道のしくみなどについて市民の理解と関心を深めるため，下水道フェア事業の実施，リーフレットの作成，出前講座の実施などさまざまな普及啓発活動を行っている。

（１）下水道フェア事業

下水道フェア実行委員会の参加団体との協働により下水道と水環境について市民に広報するため，次の事業を実施している。

①　下水道フェア

下水道事業について楽しみながら学ぶことができるイベントを実施している。令和７年度は 10 月 4 日（土）に西公園 C60 広場（SL 広場），こけし塔前広場及び煉瓦下水道見学施設にて開催した。

②　川柳コンクール

「くらしと水」または「マンホール」をテーマに，市内に在住または通勤・通学する小学生以上の方から作品を募集し，特選・ジュニア賞（宮城県川柳連盟賞）・秀逸・入選作品・実行委員会特別賞を表彰している。令和７年度はオンワード樫山仙台ビル10階ホールにて表彰式，地下鉄仙台駅構内（中央１出口地下通路付近）にて作品展を実施した（応募数：417名，674句）。

③　下水道デザインマンホールコンテスト

市内に在住または通勤・通学する小学生以上の方から作品を募集し，最優秀賞・ジュニア賞・入選を表彰した。令和７年度は，最優秀賞１作品・ジュニア賞３作品の計４作品を実際のマンホールふたとして製作し，仙台市中心部に設置している（応募数：298名，330作品）。

（２）広報リーフレット

①　「くらしと下水道」

小学校での学習用として，下水道の役割や歴史，水環境のしくみなどをテーマとしたリーフレットを作成し，仙台市内の小学校４年生全員を対象に配布している（令和８年度版作成部数：9,300部）。

②　「仙台市の下水道」

本市下水道の種類，下水道のはたらき，仙台市下水道マスタープラン，下水道の使い方等，本市下水道事業を紹介する総合リーフレットを市民及び国内外からの視察等参加者に配布している（令和３年度日英併記版作成・作成部数：2,000部）。

（３）下水道出前講座

市内の小学４年生を対象として，下水道と水環境などについて学ぶ出前講座を実施している（令和７年度実施数：小学校17校39クラス1,205名）。

（４）煉瓦下水道見学施設「杜の都れんが下水洞窟」見学会

青葉区西公園C60広場（SL広場）の地下に埋設されている煉瓦下水道（明治33年築造，平成22年度土木学会選奨土木遺産認定）を見学施設として整備し，平成28年11月から見学会を実施している（令和７年度見学者数：251名）。

また，見学会を疑似体験できる動画【のぞいてみよう！「杜の都れんが下水洞窟」】を制作し，仙台市公式動画チャンネルで公開している。

（５）ＳＮＳ

市民に下水道への関心を持っていただくため，令和７年度にInstagramアカウントを開設した。下水道マスコットキャラクター「かんたくん」を用いて，親しみやすいものとしている。

（６）デザインマンホール事業

平成28年度より仙台市下水道のPRとシティーセールスの一助となるよう“仙台デザインマンホールプロジェクト”と題し，様々な地区にその地域の特色を生かした多彩なデザインマンホールの設置を実施している（令和８年４月１日時点：76か所）。

（７）マンホール広告事業

仙台市が所管する下水道施設を有効に活用し，新たな収入を確保するとともに，下水道事業に対する市民の理解と関心を高めることを目的として，マンホール広告を導入している（設置場所：仙台駅西口周辺の歩道部の７か所）。

3 私道対策

下水道が整備されていない私道は，公共下水道の接続がなく，水洗化普及を阻害していることから，以下の制度により水洗化の促進を図っている。

（１）私道公共下水道設置制度

私道の幅員が 2.7m以上で，利用戸数が２戸以上あり，私道の所有者の承諾が得られることなどを条件に，仙台市で下水道の設置及び管理をしている。

（２）共同排水設備設置補助制度

道路の幅員が 2.7m未満又は他人の土地を通過し，利用戸数が２戸以上あり，共同で排水設備を設置する場合に，工事費の８割を補助（ただし，ポンプ施設については全額）している。

（３）水洗化困難箇所ポンプ施設等設置工事費補助制度

ポンプ施設設置を要する低地区等にある個人所有の未水洗家屋（新築等を除く）の所有者に，ポンプ施設工事と同時に排水設備の設置を行うことを要件に，ポンプ施設に要した全額を補助している。

（４）私道共同排水設備引取り制度

私道の幅員が2.7m以上で，利用戸数が２戸以上あり，私道及び共同排水設備の所有者全員の承諾が得られることなどを条件に，仙台市で共同排水設備の引取りをしている。

4 排水設備

その土地の下水を公共ますへ流入するための排水管等を排水設備という。この排水設備の設置等の工事については，市が承認した排水設備等工事業者のみが行うことができる。

（１）工事業者の承認と責任技術者の登録

排水設備工事の適正な施工を確保するために，資格要件を満たす工事業者を「公認業者」として承認している。また，工事の監理を行う専任の技術者で(公社)宮城県建設センターが実施する試験に合格した者を「責任技術者」として登録している。

■公認業者，責任技術者の推移

年　　度	公認業者数	責任技術者数
令和４年度	374社	1,419人
令和５年度	369社	1,344人
令和６年度	374社	1,338人
令和７年度	377社	1,318人

２）令和７年度の排水設備工事確認申請の内訳　　（単位：件）

	公共下水道・農業集落排水・地域下水道							
	申請件数合計	事業区分			工事種別			
		公共下水道	農業集落排水	地域下水道	水洗改造	浄化槽切替	新築改築	その他
青葉区	842	840	－	2	－	－	722	120
宮城野区	678	678	－	－	1	4	599	74
若林区	511	501	10	－	－	－	459	52
太白区	980	967	13	－	2	1	903	74
泉区	691	691	－	－	1	－	653	37
富谷市	10	10	－	－	－	－	10	－
計	3,712	3,687	23	2	4	5	3,346	357
前年度	4,086	4,061	23	2	4	4	3,787	291

5 下水道使用料・受益者負担金・流域下水道維持管理負担金

（１）下水道使用料（公共下水道・地域下水道・農業集落排水施設）の推移

現在の下水道使用料は，基本使用料と超過使用料との合計額に10％（消費税分）を加算した金額である。

（単位：円/㎥）

施行		昭和40.7.1	昭和50.12.1	昭和54.7.1	昭和58.7.1	昭和59.4.1	昭和60.4.1	平成1.12.1	平成5.6.1	平成8.4.1	平成10.4.1	平成14.6.1
平均改定率		－	(82.8)	(146.7)	(75.5)			52.2	33.1	27.4	13.8	9.5
基本使用料（10m³まで）		90	120	150	220	220	220	370	480	560	640	703
超過使用料	11～20	9	13	15	25	25	25	40	60	80	95	104
	21～50			20	35	35	35	55	80	105	125	137
	51～100			35	60	60	60	95	135	175	205	225
	101～200		14	45	80	80	80	120	165	215	250	274
	201～500					95	110	165	220	285	320	351
	501～1,000		15	50	85	105	125	185	240	310	345	378
	1,001～5,000		16	55	95	120	140	205	260	335	370	406
	5,001～10,000		17									
	10,001～		18	60	100	130	155	225	280	355	390	420
制定		昭和40.3	昭和50.10	昭和54.6	昭和58.6			平成1.9	平成5.3	平成7.12	平成9.12	平成14.3

※　平均改定率の（　）部分については，決算数値からの逆算で求めており，当初予定の改定率とは異なる。

（２）公衆浴場汚水使用料の推移

（単位：円/㎥）

施行	昭和50.12.1	昭和54.7.1	昭和58.7.1	平成1.12.1	平成5.6.1	平成8.4.1	平成10.4.1	平成14.6.1
基本使用料（10m³まで）	120	150	220	370	480	560	640	703
11m³～	※	15	20					22
制定	昭和50.10	昭和54.6	昭和58.6	平成1.9	平成5.3	平成7.12	平成9.12	平成14.3

※　11～100㎥＝6.5円，101～500㎥＝7.0円，501～1,000㎥＝7.5円，1,000～5,000㎥＝8.0円，5,001～

10,000㎥＝8.5円，10,001㎥～＝9.0円

（３）水質使用料

水質使用料は，月1,500㎥以上の汚水を排出する事業所で，BOD（生物化学的酸素要求量）及びSS（浮遊物質量）が一定基準を超える汚水を排出する場合に徴収する。

（単位：円/㎥）

施　行		昭和54．７．１	昭和58．７．１
B　O　D	200～300mg/リットル	3	5
	301～600mg/リットル	18	24
S　S	200～300mg/リットル	4	6
	301～600mg/リットル	22	28
制　定		昭和54．６	昭和58．６

（４）下水道事業受益者負担金

下水道への汚水排出が利用可能となった際に，下水道事業の費用の一部に充てるため，仙台市都市計画下水道事業受益者負担金条例に基づき，受益者（土地の所有者等）から負担金を徴収している。

（単位：件）

年　　度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
受益者負担金	190	188	172	147

※ 算定方法　土地の面積（登記簿）×１㎡当たり200円＝受益者負担金（原則５年分割で納入）

（５）流域下水道維持管理負担金

宮城県が管理する仙塩流域及び阿武隈川下流流域の維持管理負担金は，それぞれの流域処理場への排水量に負担金算定期間中の単価を乗じた額を負担している。

（単位：円/㎥）

流域名	種　　別	平成15～17年度	平成18～20年度	平成21～25年度	平成26～27年度	平成28～30年度	令和元～5年度	令和6年度	令和7年度※
仙塩流域	一　般　排　水	37	33	33.0	34.0	37.6	39.8	44.8	38.6
	そ　の　他　排　水	37	33	33.0	34.0	37.6	39.8	44.8	38.6
阿武隈川下流流域	種　　別	平成13～17年度	平成18～20年度	平成21～25年度	平成26～27年度	平成28～30年度	令和元～5年度	令和6年度	令和7年度※
	一　般　排　水	54	45	42.1	43.3	46.8	48.5	57.3	44.8
	そ　の　他　排　水	54	45	42.1	43.3	46.8	48.5	57.3	44.8

※ 令和７年度より単価に消費税及び地方税を含まない。各期の総排水量に単価を乗じ，そこに消費税額（10%対象）を加算した額を負担金として算定。

第10章　事業場等の水質指導・監視

1 事業場の水質指導･監視

（１）除害施設設置等の指導

下水道施設の損傷や終末処理場での処理機能の阻害を起こすような悪質下水を防止するため，事業場が下水道を使用するに当たっては，除害施設（排水処理施設）の設置等により下水道法及び仙台市下水道条例の水質基準を守って排出するよう指導している。

令和７年度末における下水道法に規定する特定施設（水質汚濁防止法第２条第２項に規定する特定施設又はダイオキシン類対策特別措置法第12条第１項第６号に規定する水質基準対象施設）を設置する事業場（特定事業場）から発生する悪質下水の処理を目的として設置する除害施設等設置事業場数は755である。

（２）事業場の監視

事業場は，排出水の水質が常に基準に適合するように自主的に排水管理を行わなければならないが，現実には，除害施設の維持管理の不良等により悪質下水を排出する事業場もある。事業場の監視は，下水道施設の維持管理に影響を及ぼす悪質下水を排出する事業場を早期発見し，適切な指導を行うことを目的に実施している。

本市における事業場の監視は，仙台市下水道排水監視要綱に基づき，下水道に及ぼす影響が大きいと考えられる事業場をＡ～Ｃに区分して重点的に実施していたが，平成25年度より水質検査の報告徴収のみを行うＤ区分を新たに設けて，監視対象の幅を広げた。

事業場の監視区分の内容については次のとおり。

■事業場の監視区分（仙台市下水道排水監視要綱第3条による）

<table>
<tr><th colspan="2">区　分</th><th>対　　象</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td rowspan="2">A</td><td>Ａ１</td><td>有害物質若しくは条例項目のうち「アンモニア性窒素，亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素」を含むもの又は日平均排水量が50㎥以上であるもの</td><td rowspan="2">下水道法第12条の２の規定が適用される特定事業場（直罰対象事業場）</td></tr>
<tr><td>Ａ２</td><td>洗濯業で有害物質を含み，日平均排水量が20㎥未満であるもの</td></tr>
<tr><td rowspan="3">B</td><td>Ｂ１</td><td>一律環境項目を含むもの</td><td rowspan="3">Ａ以外の特定事業場</td></tr>
<tr><td>Ｂ２</td><td>条例項目のうち，鉱油類を排出しているもの</td></tr>
<tr><td>Ｂ３</td><td>ＢのうちＢ１，Ｂ２以外のもの</td></tr>
<tr><td colspan="2">C</td><td>特定事業場以外の事業場で検査が必要な事業場</td><td>特定事業場以外の事業場</td></tr>
<tr><td colspan="2">D</td><td>Ａ，Ｂ以外の特定事業場で水質検査の報告徴収のみを行う事業場</td><td>Ａ，Ｂ以外の特定事業場</td></tr>
</table>

また，監視対象事業場の監視区分における業種別内訳については次のとおり。

■令和7年度立入水質検査を行う監視対象事業場の監視区分における業種別内訳

業種＼監視区分	特定事業場						非特定事業場		合計
	Ａ１	Ａ２	Ｂ１	Ｂ２	Ｂ３	小計	Ｃ	小計	
食料品製造業	12	0	0	0	3	15	0	0	15
印刷・出版業,工業品製造業	15	0	2	0	0	17	0	0	17
飲食店等・旅館業	36	0	0	0	3	39	0	0	39
洗濯業	6	0	0	0	2	8	0	0	8
車輌洗浄施設(運輸,自動車整備販売,給油所等)	3	0	0	114	0	117	0	0	117
研究・検査機関	67	0	4	0	0	71	0	0	71
廃棄物処理業	6	0	0	0	0	6	0	0	6
その他(病院,官公庁等)	17	0	0	0	1	18	1	1	19
合計	162	0	6	114	9	291	1	1	292

※　特別監視事業場を除く。年度当初に対象であり監視前に廃止した事業場は計上せず。

令和７年度の立入水質検査を行う監視対象事業場は特定事業場が291件，非特定事業場が１件である。監視対象の多い区分は，Ａ１の有害物質排出等の直罰対象事業場が162件，Ｂ２の鉱油類を排出する事業場が114件である。また，業種別で対象が多いのは，運輸，自動車整備販売，給油所等（117件）や研究・検査機関（71件）となっている。

（３）監視内容及び行政指導等

仙台市下水道排水監視要綱に基づく監視は，事業場を業種，排水量，規制対象項目により区分し，下水道に及ぼす影響の度合いに応じて，水質検査・施設検査及び報告の徴収の頻度を定めて実施している。また，水質検査の結果，排除基準を超える汚水を排出した違反事業場に対しては，違反の程度によって「注意」や「警告」等の行政指導を行い，これに従わない事業場又は悪質な違反を行った事業場に対しては，下水道法第37条の２若しくは第38条に基づく改善命令等で対処している。

令和３年度から令和７年度の立入水質検査の延べ件数及び違反割合の推移は次のとおり。

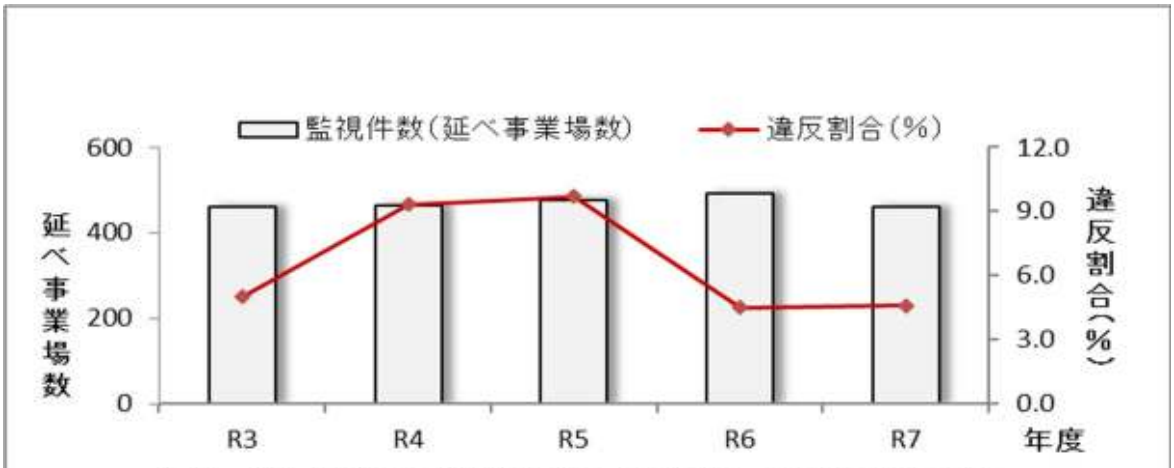

図１　立入水質検査の監視件数（延べ事業場数）及び違反割合の推移

また，令和７年度の事業場監視及び行政指導等状況は次のとおり。立入水質検査の延べ件数に対する違反の割合は4.6%（21件）である。それに対する処分の内訳は，

軽微な違反の場合は「注意書」により，違反に対する必要な措置を講じ再度基準を超えないよう通知する指導が71.4％（15件），より重い違反となり，代表者等に対面にて違反事実を指摘し，「警告書」により期限までに「改善計画書」を提出させ，違反の原因とその改善措置の実効性を確認したものが28.6％（６件）であった。なお，改善命令等の行政処分はなかった。

■令和7年度事業場監視及び行政指導等状況

監視指導 ＼ 監視区分		監視事業場数									行政指導等					水質検査違反率 n/m×100
		立入検査							報告徴収		立入水質検査				報告徴収	
		水質検査			施設検査		その他	延べ採水検査数（a＋b＋c）								
		採水事業場数	延べ採水事業場数（m）	延べ採水検査数（a）	延べ施設検査事業場数	延べ採水検査数（b）	延べ採水検査数（c）		対象事業場数	延べ報告事業場数	注意書	警告書	改善命令等	計（n）	注意書	
特定事業場	A１	162	330	371	45	12	—	383	164	634	12	6	0	18	0	5.5%
	A２	0	0	0	0	0	—	0	—	—	0	0	0	0	—	0.0%
	B１	6	6	6	0	0	—	6	6	11	0	0	0	0	0	0.0%
	B２	114	114	114	15	0	—	114	320	315	3	0	0	3	0	2.6%
	B３	9	9	9	1	1	—	10	9	8	0	0	0	0	0	0.0%
	D	—	—	—	—	—	—	—	10	9	—	—	—	—	0	—
非特定事業場	C	1	1	1	4	0	—	1	—	—	0	0	0	0	—	0.0%
小計		292	460	501	65	13	—	514	509	977	15	6	0	21	0	4.6%
特別監視事業場※		—	—	—	0	0	20	20	—	—	—	—	—	—	—	0.0%
合計		292	460	501	65	13	20	534	—	—	—	—	—	—	—	—

※「特別監視事業場」：下水道法第10条第１項ただし書に規定する許可を受けて排水設備の設置義務を免除されている事業場など。

２ 流域下水道接続点の水質監視

本市における事業場排水の水質監視は，前述の事業場立入による水質監視に加え，宮城県で管理している流域下水道への接続点で行う要点監視がある。これは，悪質汚水の早期発見や事業場監視を補完するもので，異常な水質が発見された場合は，発生源を特定するための追跡調査を行っている。

令和７年度は市内18地点において，年８回の水質検査を実施したところ，問題はなかった。

第 11 章　河川事業の概要

河川には，河川法が適用される一級河川，二級河川及び準用河川と，河川法が適用されない普通河川がある。

本市では，宮城県から権限の移譲を受けた一級河川綱木川及び二級河川梅田川の上流区間のほか，15 の準用河川及び普通河川を管理している。

近年，河川流域の開発や低平地での市街化の進展に伴い，雨水の浸透域の減少や流達時間の短縮によって，本市でも大雨時に浸水被害が発生する状況になっている。

このため，災害に強いまちづくりの観点に立ち，浸水被害から生命や財産を守るため，河川の狭窄部や流下能力の不足している河川の治水安全度を高めるとともに，うるおいのある河川環境の整備と保全を行い，豊かな水辺空間の形成に取り組んでいる。

また，本市が管理している河川では，整備から 25 年以上が経過し護岸等の老朽化や河道の浸食が進んでいる河川がいくつも存在していることから，河川管理施設の長寿命化・保全計画を作成し，適切な修繕や更新などの維持管理を行い，河川の安全性の向上に取り組んでいる。

■本市が管理する法定河川

水　　系	一級河川	二級河川	準用河川
一級河川名取川水系	綱木川	―	井土浦川，赤坂川，蒲沢川，堀切川，白沢川，谷地堀，獺沢川，大柴沢
二級河川七北田川水系	―	梅田川	前ヶ沢川，八沢川，塩沢川，花輪川，山田川，長谷倉川，鰻沢川

（資料：河川課）

第 12 章　河川の改修・維持管理

1 都市基盤河川改修事業

本事業は，指定区間内の一級河川・二級河川について河川法第 16 条の３の規定に基づき，市町村が河川管理者である県知事と協議を行い，市町村が自らまちづくり計画などと合わせた河川整備・環境・機能の向上を図るものである。

現在本市では，笊川上流（後田川を含む）及び高野川について，浸水対策・環境等向上に取り組んでいる。

（１）都市基盤河川改修事業計画

河川名	事業年度	計画事業費（千円）	計画高水流量（m^3/s）	確率年	比流量（$m^3/s/km^2$）	基準雨量（mm/h）	計画延長（m）	流域面積（km^2）
笊　川（後田川を含む）	H１～R18	4,370,000	170.0	1/30	18.2	76.6	2,845	9.36
木流堀川	S48～S56	825,000	35.0	1/50	21.0	―	1,328	1.67
綱木川	H３～H10	1,254,000	100.0	1/30	19.4	76.6	1,080	5.16
梅田川	H１～H10	1,410,000	70.0	1/30	20.6	76.6	1,175	3.40
高野川	S48～R24	8,530,000	100.0	1/20～50	22.6	94.6	3,830	4.42

（資料：河川課）

（２）事業中河川の進捗状況

河川名	事業年度	令和７年度まで(千円)	令和７年度末整備済延長(m)	進捗率(%)	備　考
笊　川（後田川を含む）	H１～R18	3,205,977	2,028	71.3	
高野川	S48～R24	6,621,087	2,165	56.5	

（資料：河川課）

2 準用河川改修事業

準用河川は，一級河川・二級河川以外の河川で市町村長が指定したものをいう。

国及び県が河川をすべて一級河川・二級河川として管理することは，管理体制及び機構・行政能力・財政負担等からみて困難であることから，市町村が各種の行為制限・維持等を行うことで管理の万全を期することができる河川については準用河川として市町村長が管理することにしたものであり，本市では 15 河川・総延長 38,635ｍを指定し，管理している。

また，治水の安全性向上を図るため改修事業計画を立てこれまで６河川で事業を実施しており，現在は堀切川及び谷地堀において事業を推進しているところである。

（１）準用河川改修事業計画

河川名	事業年度	計画事業費（千円）	計画高水流量（m^3/s）	確率年	比流量（$m^3/s/km^2$）	基準雨量（mm/h）	計画延長（m）	流域面積（km^2）
堀切川	H１～R21	1,240,000	65.0 (45.0)	1/10 (1/2)	13.4 (9.2)	47.0 (31.0)	2,257.8	4.87
谷地堀	H11～R21	2,920,000	31.0	1/10	16.0	54.5	910.0	1.94
前ヶ沢川	S50～S61	300,000	20.0	1/10	12.2	50.0	540.0	1.64
花輪川	H１～H19	1,614,000	127.0	1/10	13.9	54.0	1,742.0	9.16
八沢川	H５～H９	690,000	55.0	1/10	17.2	53.5	580.0	7.04
山田川	S61～H９	420,000	45.0	1/10	14.5	76.0	860.0	3.10

※（　）：暫定整備　　（資料：河川課）

（２）事業中河川の進捗状況

河川名	事業年度	令和７年度まで(千円)	令和７年度末整備済延長(m)	進捗率(%)	備　考
堀切川	H１～R21	1,368,731	1,474	65.3	
谷地堀	H11～R21	2,180,126	332	36.5	

（資料：河川課）

3 普通河川の維持管理

河川法が適用されない河川を普通河川といい，そのうち農業や下水道として利用されていない約 400km について維持管理を行っている。

4 多自然川づくりの取組み

これまでの治水対策の効率を優先した河川改修・都市化の進展は，河川の自然環境に大きな影響を及ぼしてきたことから，良好な河川環境を取り戻し，人と河川の関係を再構築する取組みとして平成２年から「多自然型川づくり」が始まった。

平成 18 年から「多自然川づくり」を推進することとなり，河川全体の営みを視野に入れ，地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し，河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境，並びに多能な河川風景を保全あるいは創出するために，河川の管理を行うこととしている。

現在はすべての川づくりの基本になっており，本市の河川改修事業のほか災害復旧事業においても多自然川づくりに取り組んでいる。

5 河川の管理

河川の正常な流水機能を確保するため，本市が管理する河川及び都市基盤河川改修事業区間において，除草や土砂浚渫等を実施している。

■概要

管理内容	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
除草（㎡）	219,680	238,080	199,680	216,701
土砂浚渫（m^3）	12,330	8,540	2,060	174

※下水道及び農業所管を除く（資料：河川課）

6 河川愛護活動への支援

仙台市河川愛護会の事務局として，河川愛護の精神を高揚し，自然環境の保全と河川環境の美化及び浄化促進のため，地域の河川愛護団体が行っている河川の除草・清掃等に対して，補助金の交付を行っている。

■仙台市河川愛護会構成団体一覧　（令和８年４月１日現在）

番号	団体名	設立年月	活動範囲
	仙台市河川愛護会	昭和43年５月	事務局：建設局下水道建設部河川課内
①	東部地区梅田河川環境浄化推進協議会	昭和40年３月	清水沼ちびっこ広場前～梅田川橋（国道４号）
②	藤川河川愛護会	昭和40年３月	幸町南小学校前～梅田川合流点
③	北部地区梅田河川環境美化推進協議会	昭和40年５月	枯木橋～小田原
④	郡山堀浄化運動推進協議会	昭和43年３月	郡山堰～広瀬川と名取川の合流点
⑤	仙台南地区広瀬川環境美化推進協議会	昭和44年11月	霊屋橋～名取川合流点
⑥	北部広瀬川愛護推進協議会	昭和44年11月	折立～米ケ袋
⑦	六・七郷堀浄化推進協議会	昭和45年３月	若林区舟丁～若林区役所～遠見塚 若林区南材木町～宮城刑務所～沖野
⑧	高砂地区七北田川第一環境美化推進協議会	昭和47年３月	中野堰～仙石線ガード
⑨	高砂地区七北田川第二環境美化推進協議会	昭和47年３月	仙石線ガード～高砂大橋
⑩	高砂地区七北田川第三環境美化推進協議会	昭和47年３月	高砂大橋～下流全区間
⑪	岩切地区七北田川環境美化推進協議会	昭和47年４月	今市橋～中野堰
⑫	南光川を愛する会	昭和51年10月	南光台一丁目～六丁目
⑬	高砂地区梅田川環境美化推進協議会	昭和57年３月	梅田川橋（国道４号）～七北田川合流点
⑭	笊川環境美化推進協議会	平成元年12月	佐保山～鈎取橋（旧国道286号）
⑮	秋保地区名取川河川愛護会	平成４年３月	秋保総合支所管内
⑯	坪沼川河川愛護会	平成８年４月	村田町との行政境～大仏橋
⑰	斎勝川愛護会	平成16年４月	月山池下流～広瀬川合流点
⑱	錦ケ丘河川愛護会	平成16年４月	錦ケ丘一丁目～四丁目南
⑲	泉西田中川愛護会	平成20年４月	西田中川：泉区小坂東地先～露払向地先 萱場川　：青葉区芋沢字平沢２地先 ～泉区実沢字細椚天皇地先 花輪川　：堰田前橋～西田中川の合流点
⑳	泉中央地区七北田川河川愛護会	平成24年５月	七北田川左岸　赤生津大橋～友愛緑地
㉑	井土浦川河川愛護会	令和６年４月	井土浦川：二郷堀分派点～井土字宅地付近 二郷堀　：井土浦川分派点～二郷堀橋

仙　台　市　河　川　図

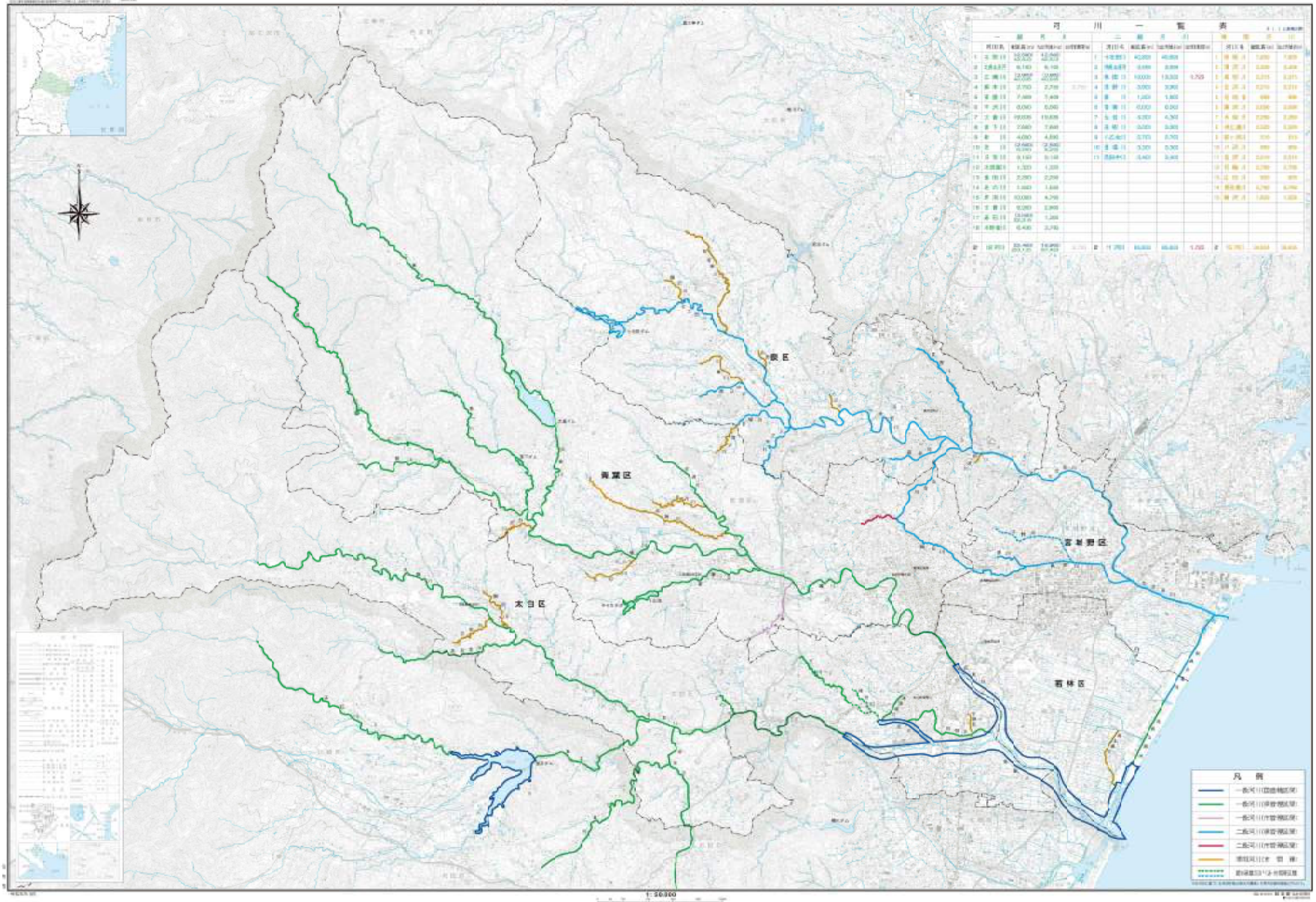

第 13 章　災害復旧事業

近年，地震や台風，火山活動等による自然災害が全国各所で発生している。平成 27 年９月の関東・東北豪雨や令和元年東日本台風では，宮城県に特別警報が発表され，市内でも家屋の床上・床下浸水，がけ崩れ等が発生し，本市が管理する道路や下水道，河川においても，多数の施設が被害を受け，令和４年３月に発生した福島県沖地震でも道路や下水道に被害を受けた。

災害復旧事業は，自然災害により被災した公共土木施設を迅速かつ確実に復旧し，市民生活の早期安定を目的に実施している。

（１）公共土木施設災害復旧事業の総括

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の適用を受ける災害復旧事業の総括として，国土交通省等関係機関との手続きを実施している。

（２）年災別災害査定状況

年災別	異常気象	発生時期	査定次数	件数	決定事業費(千円)	備　考
H27 年災	台風 18 号 及び豪雨	9 月 10 日 ～9 月 11 日	3	35	524, 782	河川３件 道路 29 件 下水道３件
R１年災	台風 19 号	10 月 12 日 ～10 月 13 日	4	16	382, 179	道路８件 下水道８件
R３年災	地震	2 月 13 日	1	3	179, 520	道路１件 下水道２件
R４年災	地震 及び豪雨	3 月 16 日 7 月 12 日 ～7 月 13 日	3	20	361, 213	道路 17 件 下水道３件
R７年災	豪雨	10 月 1 日	1	1	101, 921	下水道１件

（資料：河川課）

第Ⅴ部　八 木 山 動 物 公 園

1 沿革と施設の概要

（1）沿　革

本市の動物公園事業の歴史は古く，昭和 11 年４月１日に広瀬川河畔（現在の青葉区花壇）に全国で 11 番目に開園した「仙台市動物園」が始まりであるが，この動物園は戦災により昭和 20 年７月に廃止された。その後，昭和 32 年 10 月に「子供動物園」（現在の青葉区荒巻字三居沢）を復活させたが，子供たちの“大きな動物園がほしい”との声に応えるため，昭和 40 年 10 月 15 日に現在の太白区八木山地区に「仙台市八木山動物公園」を新設した。以来，順次施設の増設を進め，昭和 53 年４月に爬虫類館及びゴリラ舎，昭和 62 年６月にレッサーパンダ舎等を新設した。

平成元年３月には，八木山動物公園の将来への展望を「仙台市八木山動物公園基本構想・基本計画策定報告書」にまとめ，平成４年度から年次改修計画に基づき順次施設の改修に着手し，平成５年 10 月に南入園口（現在の西門出入口付近）を新設して入園者の利便性を向上させた。また，動物本来の生態環境を模した放飼場で動物を見せる環境生態展示を基本構想として，平成 11 年６月にはアフリカゾウ舎及びアフリカ平原放飼場を改修，平成 14 年７月に猛獣舎を改築し，環境教育にも利用できる施設となった。

平成 19 年 10 月には，「八木山動物公園運営方針－百万人の動物園を目指して－」を策定し，平成 27 年度の地下鉄東西線開業を見据えた魅力ある動物公園施設整備等を行うこととし，平成 22 年４月にビジターセンターを新設した。

また，環境教育の充実のため，平成 19 年９月に宮城教育大学との連携協力の覚書を締結し，野生動物を通じた環境教育プログラムの作成と実践に取り組むとともに，平成 20 年５月には，マダガスカル共和国のチンバザザ動植物公園と協力協定を締結し，環境教育や飼育繁殖技術の支援を行うなど，マダガスカル固有の希少動物の保護・保全活動に取り組み，平成 28 年度から令和元年度にかけて第２段階となる事業を実施した。現在は第３段階事業の採択内定を受け，事業開始に向けた準備を進めている。

平成 23 年３月には，東日本大震災による被害のため休園を余儀なくされたが，迅速な応急復旧により，同年４月 23 日には再開園することができた。

平成 24 年度には，東日本大震災による社会情勢の変化や希少動物ジャイアントパンダの導入を見据えて，平成 19 年度に策定した「八木山動物公園運営方針」の再整備計画の見直しを行い，平成 25 年８月に，この運営方針の一部改定を行った。

平成 29 年４月には，八木山動物公園で初となるネーミングライツの運用を開始した。

平成 29 年３月に竣工したふれあい動物園整備事業では，同年４月に飲食物販棟を先行して供用開始した後，７月には「ふれあい館」を含めた施設の全面供用を開始した。

また，12 月には「八木山動物公園運営方針」を改定し，当園の現状や課題を踏まえ，中長期的な観点から運営の方向性を定めた。

平成 30 年５月には国内で飼育されているアフリカゾウの繁殖に向け，秋田市大

森山動物園及び盛岡市動物公園と協定を締結し，国内初となるメスの交換をはじめとする３園連携による繁殖の取組みを行った。

希少動物の繁殖については，多くの実績があり，平成 31 年２月にはクロサイの繁殖に成功し，令和元年 10 月にはスマトラトラの繁殖に成功した。

また，北海道大学と連携して人工授精に取り組んできたホッキョクグマについては，平成 31 年度から令和６年度まで４回繁殖に成功し，令和６年 12 月に生まれた仔２頭は順調に成育している。

令和３年８月には，老朽化した施設の長寿命化対策と動物園の魅力アップのための再整備を行うため，「八木山動物公園施設長寿命化再整備計画」を策定し，令和 19 年度の事業完了を目指して，順次施設整備を進めている。

令和３年 10 月７日付で環境省から「認定希少種保全動植物園等」制度における「希少種保全動植物園」に認定された。

令和７年 10 月 15 日には開園 60 周年を迎え，記念講演会の開催など年間を通して記念イベントを実施した。

（２）施設の概要

所　在　地	仙台市太白区八木山本町一丁目 43 番地
敷地面積	121,405.00 ㎡
動　物　舎	4,811.50 ㎡
放　飼　場	9,958.84 ㎡
治療施設	495.61 ㎡
ビジターセンター	1,885.57 ㎡
管理施設	1,950.13 ㎡
立体駐車場	4,211.94 ㎡
都市計画決定 昭和 45 年６月９日　宮城県告示第 451 号 昭和 57 年１月 26 日　宮城県告示第 100 号（変更） 平成 17 年９月 30 日　仙台市告示第 1156 号（変更） 平成 24 年１月 13 日　仙台市告示第 15 号（変更）	

（３）開園時間・休園日

開園時間　（３月～10 月）　９:00～16:45
　　（11 月～２月）　９:00～16:00

休園日　水曜日（ただし，水曜日が祝休日にあたる場合は，その翌日）
　　年末年始（12 月 28 日～１月４日）

（４）入園料

	一般 （高校生以上）	小・中学生	通年利用 （年間パスポート）
個人	480 円	120 円	1,200 円
団体(30 人以上)	380 円	90 円	

※　未就学児は無料。有料公園施設の利用許可に係る使用料の減免に関する事務取扱要綱にて種々の減免を行っている。

2 入園者の状況

■令和7年度 八木山動物公園月別入園者数　（単位：人）

	幼児	小・中学生					一般					有料計	無料計	合計
	無料	有料			無料	計	有料			無料	計			
		個人	団体	小計			個人	団体	小計					
4月	9,832	3,949	159	4,108	2,069	6,177	21,415	11	21,426	5,632	27,058	25,534	17,533	43,067
5月	15,867	5,369	589	5,958	3,795	9,753	29,802	3,977	33,779	6,056	39,835	39,737	25,718	65,455
6月	9,332	3,288	779	4,067	2,613	6,680	23,918	1,114	25,032	8,469	33,501	29,099	20,414	49,513
7月	4,373	2,244	193	2,437	1,066	3,503	13,739	50	13,789	4,460	18,249	16,226	9,899	26,125
8月	10,218	6,697	60	6,757	4,180	10,937	33,386	39	33,425	7,005	40,430	40,182	21,403	61,585
9月	9,620	3,066	1,363	4,429	4,975	9,404	22,782	424	23,206	5,735	28,941	27,635	20,330	47,965
10月	9,815	2,063	568	2,631	8,465	11,096	19,237	1,516	20,753	6,981	27,734	23,384	25,261	48,645
11月	12,401	384	130	514	6,107	6,621	21,585	382	21,967	11,071	33,038	22,481	29,579	52,060
12月	3,605	842	0	842	518	1,360	8,423	60	8,483	3,605	12,088	9,325	7,728	17,053
1月	3,573	1,205	0	1,205	710	1,915	8,662	0	8,662	3,348	12,010	9,867	7,631	17,498
2月	8,049	1,961	0	1,961	1,168	3,129	16,004	0	16,004	4,335	20,339	17,965	13,552	31,517
3月	11,163	3,735	0	3,735	1,814	5,549	24,417	98	24,515	5,409	29,924	28,250	18,386	46,636
計	107,848	34,803	3,841	38,644	37,480	76,124	243,370	7,671	251,041	72,106	323,147	289,685	217,434	507,119

■令和7年度 八木山動物公園地域別団体入園者数(有料分)　（単位：件，人）

月	市内		県内		福島		山形		岩手		その他		合計	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数
4月	0	0	0	0	1	137	0	0	0	0	1	33	2	170
5月	23	1,664	25	1,683	11	782	3	139	3	214	2	84	67	4,566
6月	8	403	8	546	4	309	2	74	5	257	5	304	32	1,893
7月	1	34	1	95	0	0	3	114	0	0	0	0	5	243
8月	0	0	0	0	2	99	0	0	0	0	0	0	2	99
9月	2	164	14	799	9	458	4	151	2	78	2	137	33	1,787
10月	18	921	10	650	5	302	2	133	1	78	0	0	36	2,084
11月	2	87	5	340	1	85	0	0	0	0	0	0	8	512
12月	1	60	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	60
1月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	98	1	98
合計	55	3,333	63	4,113	33	2,172	14	611	11	627	11	656	187	11,512
前年度	65	3,910	76	4,738	32	2,066	11	468	12	625	17	869	213	12,676
増減	△ 10	△ 577	△ 13	△ 625	1	106	3	143	△ 1	2	△ 6	△ 213	△ 26	△ 1,164

■八木山動物公園年度別入園者数　（単位：人）

年度別	入園者数	備考
令和４年度	495,650	
令和５年度	476,607	
令和６年度	486,988	
令和７年度	507,119	

3 飼育動物

■八木山動物公園飼育動物一覧表　　（令和８年４月１日現在）

綱	目	科	種類	点数	綱	目	科目	種類	点数
哺乳綱	双前歯目	1	1	15	鳥綱	カモ目	1	15	79
	霊長目	6	10	86		ツル目	1	2	3
	兎形目	1	1	28		キジ目	1	1	1
	げっ歯目	3	5	49		オウム目	2	6	9
	食肉目	7	11	28		フクロウ目	1	4	12
	長鼻目	1	1	2	小計	10目	12	42	144
	奇蹄目	2	4	12	爬虫綱	ワニ目	1	1	1
	鯨偶蹄目	5	7	33		有鱗目（トカゲ亜目）	1	1	20
小計	8目	26	40	253		有鱗目（ヘビ亜目）	3	5	17
鳥綱	ダチョウ目	1	1	2		カメ目	5	15	37
	ペンギン目	1	1	5	小計	4目（2亜目）	10	22	75
	コウノトリ目	1	1	3	合計	綱目	科目	種類	点数
	フラミンゴ目	1	3	17		3綱22目（2亜目）	48	104	472
	タカ目	2	8	13					

■八木山動物公園飼育動物の種類及び点数の推移

	哺乳綱		鳥綱		爬虫綱		計	
	種	点	種	点	種	点	種	点
昭和40年10月31日（開園当時）	50	146	57	206	―	―	107	352
令和８年４月１日	40	253	42	144	22	75	104	472

4 八木山動物公園再整備事業

地下鉄東西線開業を見据えた魅力ある動物公園施設整備として，ビジターセンターや西門広場エントランスを整備すると共に，アフリカ園に至る通路など，園路のバリアフリー化を実施し，平成 29 年７月には，体験型施設「ふれあい館」の供用を開始した。

平成 29 年 12 月に「八木山動物公園運営方針」を改定し，老朽化した施設の長寿命化対策と動物公園の魅力アップのための再整備を行うため，平成 30 年度に施設長寿命化等計画の検討に着手し，令和３年８月に施設長寿命化再整備計画を策定した。

本計画に基づき，令和４年１月よりエリアⅠ（既存アフリカ園を活かした新アフリカ園として，大型希少動物を中心とした展示エリア）の施設整備を開始しており，令和６年９月に裏飼施設や乾草庫，倉庫及び大型猛禽檻が完成し，令和７年３月から総合獣舎の工事に着手し，現在も作業が進められている。引き続き，事業の着実な推進を図っていく。

5 サポーター制度の推進

平成 23 年１月より，八木山動物公園に対して寄附を行っていただく皆さまを対象とした「オフィシャルサポーター」制度をスタートさせた。

令和７年度のサポーター認定件数は 954 件であり，今後も推進を図っていく。

6 自主財源の確保（ネーミングライツ）

（１）導入趣旨

新たな収入源を確保し，施設管理運営等のための財源として有効活用するとともに，事業者の方々に企業 PR や地域貢献などの場を提供するため，施設命名権（ネーミングライツ）を導入した。

（２）募集及び愛称

ネーミングライツでは導入趣旨に賛同し，契約料を負担いただく企業等を公募により募集している。また，条例上の名称は変更せず，愛称としている。

現在は，株式会社藤崎と契約を締結し，令和２年度より「八木山動物公園フジサキの杜」の愛称で運用を開始し，令和 10 年度まで継続となった。

7 各種事業

（１）種の保存事業

近年，野生動物の生息環境の悪化に伴い，生物種の減少が急速に進んでいる。このような背景をもとに，動物園は希少動物の保護繁殖を図る役割を果たしていくことが強く求められている。

八木山動物公園では，昭和 58 年よりシジュウカラガンの羽数回復事業を推進し，平成 26 年には宮城県を中心に１つの個体群を維持するのに最低限必要な 1,000 羽を初めて超え，平成 30 年には約 5,000 羽が飛来した。その後も個体数は増加を続け，令和３年には仙台市内でも 82 年ぶりの飛来が確認されるなど，渡り鳥の復活に大きな成果を残した。

また，八木山動物公園では，絶滅危惧種であるクロサイのオス・メスを平成 29 年 11 月にペア形成し，平成 31 年２月にメス１頭の繋殖に成功している。令和元年 10 月には希少動物であるスマトラトラの繁殖に成功した。北海道大学と連携して人工授精に取り組んできたホッキョクグマについては，令和４年 11 月に２頭，令和５年 12 月には１頭の繁殖に成功したものの成育には至らなかったが，令和６年 12 月に生まれた２頭は当園で初の成育例となった。

（２）環境教育事業

平成 19 年９月に宮城教育大学と連携協力の覚書を締結し，相互の教育資源を活用した環境教育に関する取組みなどを通じて，環境教育を推進している。

平成 29 年７月に供用開始した「ふれあい館」を中心に，動物とそれらを取り巻く環境について楽しみながら学んでもらうための様々な教育プログラム（学習プログラム・団体ふれあい等）を実施している。また，園内の教育活動を１冊にまとめて紹介する「学びのガイドブック」を作成し，県内の学校等に配布しているほか，当園のホームページでも各種教育プログラムを案内している。今後も引き続き学習施設としての機能を充実させていく。

（３）マダガスカル関連事業

平成 20 年５月，マダガスカル共和国のチンバザザ動植物公園と協力協定を締結し，同国固有の動物種の保護，保全を目指している。

これまで２回にわたり，JICA 草の根技術協力事業を活用して職員や専門家の相互交流を行い，飼育技術及び獣医療技術の移転や環境教育プログラム作成などの啓発活動を実施した。また，園内での普及啓発イベントも開催している。今後は令和６年度に採択された JICA 草の根技術協力事業を活用し，同国の「生物多様性保全のためのサステナブルツーリズムを通じた生活改善プロジェクト」を実施していく。

（４）普及啓発事業

今までの動物園は，世界中の珍しい動物を集め見せることに主眼が置かれていた。しかし，現在の動物園における社会的役割は，単に珍しい動物を見せるのみではなく，動物を通して環境や命について考えてもらう場となってきている。それを踏まえ，各種イベント等の開催により動物公園の魅力アップを図っている。

（令和８年度のイベント等）

1　有料えさやり体験（モルモット，アフリカゾウ，ニホンザル，ヤギ）
2　ふれあい事業（ウサギ，モルモット，ヤギ，ヒツジ，フリーフライト観察等）
3　ゴールデンウィーク期間事業（動物とのふれあい，えさやり体験等）
4　飼育員による動物のおはなし
5　ドリームナイト・アット・ザ・ズー
6　サマースクール・夏休み親子体験（小学生の飼育体験）
7　ホッキョクグマに氷のプレゼント
8　ナイトズージアム（夜間開園）
9　写真コンクール，作文コンクール，写生大会
10　動物感謝祭
11　Fujisakiday（株式会社藤崎が主催するイベント）
12　開園記念日イベント
13　八木山フェスタ（八木山ベニーランド，東北工業大学，八木山市民センター，東北放送株式会社との共催事業）
14　マダガスカルデーイベント
15　教員向け動物園活用セミナー
16　オフィシャルサポーターイベント
17　正月臨時開園イベント
18　うらがわ探検隊（動物舎のバックヤード見学ツアー）
19　各種動物の日特別イベント（国際レッサーパンダデー，世界サイの日等）

第Ⅵ部　財　　政

令和7年度　仙台市建設局関係決算

令和7年度決算総額（一般会計歳出）	33,689,290千円	（うち災害復旧関係事業費	1,916千円 ）
うち道路関係事業費	25,487,260千円	（うち災害復旧関係事業費	0千円 ）
うち緑政関係事業費	7,570,958千円	（うち災害復旧関係事業費	1,916千円 ）
うち河川関係事業費	625,014千円	（うち災害復旧関係事業費	0千円 ）
うち下水道関係事業費	6,058千円	※災害復旧関係事業は下水道事業会計で実施	

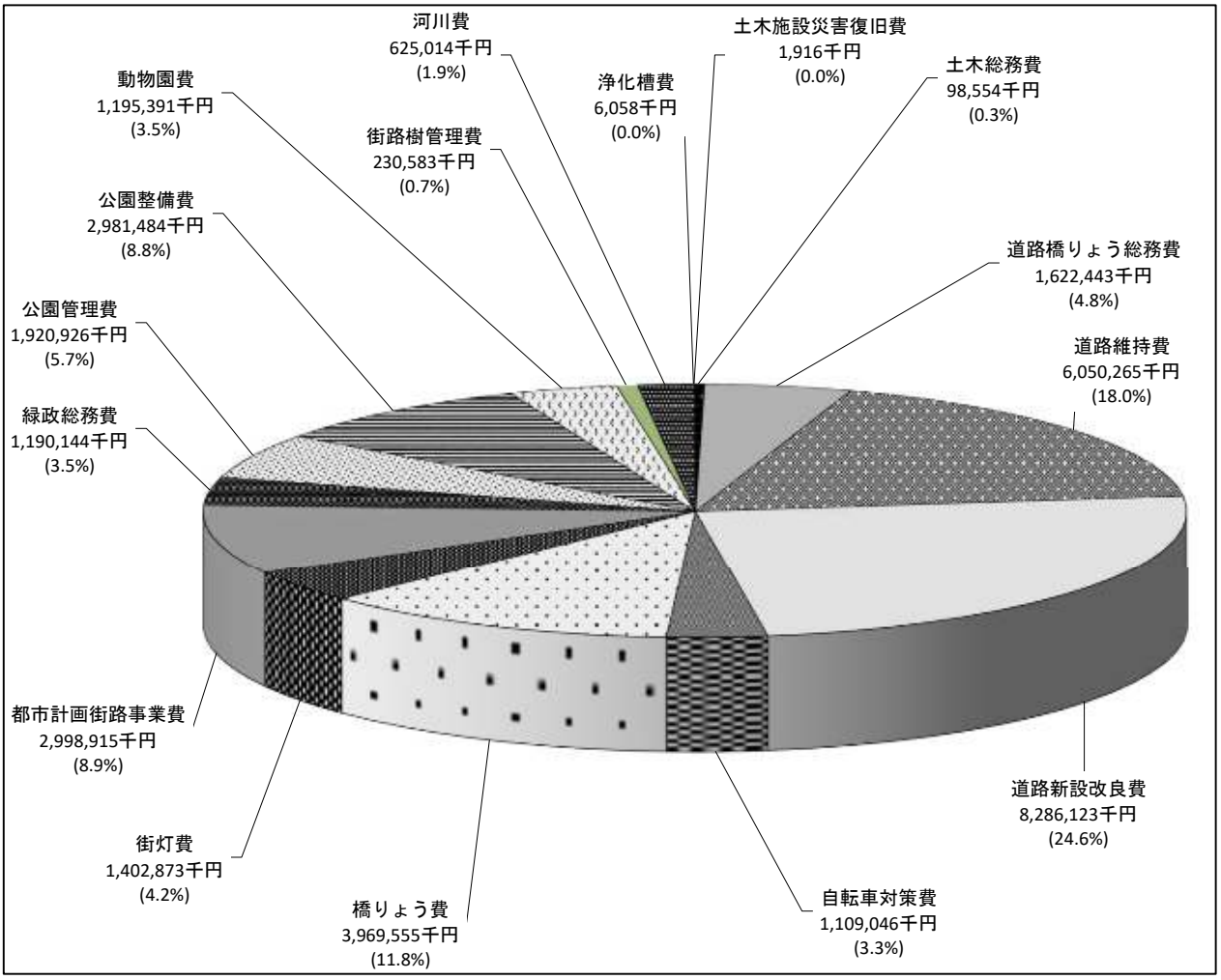

（注）　本書中の令和7年度決算の計数については，令和8年8月末時点の決算見込額である。

（1）一般会計

（歳入）　　（単位：千円）

科　　目	決　算　額	道路関係	緑政関係	河川関係	下水道関係
土木費負担金	779,749	779,749	0	0	0
道路橋りょう費	779,749	779,749	0	0	0
土木使用料	2,722,807	2,377,696	344,899	212	0
住宅使用料	0	0	0	0	0
道路占用料	1,893,250	1,893,250	0	0	0
駐車場使用料	97,017	97,017	0	0	0
自転車等駐車場利用料	351,559	351,559	0	0	0
公園使用料	187,308	0	187,308	0	0
茶室使用料	2,172	0	2,172	0	0
植物園使用料	814	0	814	0	0
動物園使用料	146,310	0	146,310	0	0
河川占用料	195	0	0	195	0
行政財産使用料	44,182	35,870	8,295	17	0
土木手数料	4,085	3,885	0	0	200
自転車等保管手数料	3,885	3,885	0	0	0
浄化槽手数料	200	0	0	0	200
災害復旧費国庫負担金	0	0	0	0	0
土木施設災害復旧費	0	0	0	0	0
土木費国庫補助金	6,014,768	4,939,150	1,000,598	75,020	0
土木総務費	0	0	0	0	0
住環境整備費	0	0	0	0	0
道路事業費	3,912,486	3,912,486	0	0	0
都市計画街路事業費	1,026,664	1,026,664	0	0	0
緑政総務費	2,000	0	2,000	0	0
公園整備費	991,698	0	991,698	0	0
街路樹管理費	6,900	0	6,900	0	0
河川費	75,020	0	0	75,020	0
公園管理費	0	0	0	0	0
土木費県補助金	36,912	4,005	9,406	23,496	5
道路事業費	4,005	4,005	0	0	0
緑政総務費	6,445	0	6,445	0	0
公園管理費	2,961	0	2,961	0	0
河川費	23,496	0	0	23,496	0
浄化槽費	5	0	0	0	5
公園整備費	0	0	0	0	0
電源立地地域対策費県補助金	4,959	0	4,959	0	0
施設整備費	4,959	0	4,959	0	0
財産貸付収入	1,947	1,479	468	0	0
貸地料	1,947	1,479	468	0	0
施設命名権収入	56,647	14,847	41,800	0	0
施設命名権収入	56,647	14,847	41,800	0	0
不動産売払収入	18,150	18,150	0	0	0
土地建物	18,150	18,150	0	0	0
物品売払収入	0	0	0	0	0
電力売払代金	0	0	0	0	0
寄附金	1,778	0	1,778	0	0
寄附金	1,778	0	1,778	0	0
財政調整基金繰入金	8,467	0	8,467	0	0
寄附金	8,467	0	8,467	0	0
百年の杜づくり推進基金繰入金	42,976	0	42,976	0	0
百年の杜づくり推進基金	42,976	0	42,976	0	0
震災復興基金繰入金	33,710	4,770	28,940	0	0
震災復興基金	33,710	4,770	28,940	0	0
復興交付金基金繰入金	0	0	0	0	0
復興交付金基金	0	0	0	0	0
保全整備基金	940,320	738,697	201,623	0	0
保全整備基金	940,320	738,697	201,623	0	0
延滞金	0	0	0	0	0
延滞金	0	0	0	0	0
弁償金	136	136	0	0	0
弁償金	136	136	0	0	0
雑　入	73,510	41,256	32,254	0	0
建設局雑入	73,294	41,256	32,038	0	0
広告料収入	216	0	216	0	0
返還金	0	0	0	0	0
土木債	16,505,800	13,862,700	2,338,400	304,700	0
道路整備債	12,007,400	12,007,400	0	0	0
自転車等駐車場建設債	271,000	271,000	0	0	0
都市計画街路事業債	1,584,300	1,584,300	0	0	0
公共施設等緑化債	182,800	0	182,800	0	0
公園整備債	2,155,600	0	2,155,600	0	0
河川改修債	304,700	0	0	304,700	0
災害復旧債	1,700	0	1,700	0	0
土木施設災害復旧債	1,700	0	1,700	0	0
計	27,248,421	22,786,520	4,058,268	403,428	205

（歳出）　　（単位：千円）

科　　目	決　算　額	道路関係	緑政関係	河川関係	下水道関係
土木総務費	98,554	48,040	50,514	0	0
道路橋りょう総務費	1,622,443	1,622,443	0	0	0
道路維持費	6,050,265	6,050,265	0	0	0
道路新設改良費	8,286,123	8,286,123	0	0	0
自転車対策費	1,109,046	1,109,046	0	0	0
橋りょう費	3,969,555	3,969,555	0	0	0
街灯費	1,402,873	1,402,873	0	0	0
都市計画街路事業費	2,998,915	2,998,915	0	0	0
緑政総務費	1,190,144	0	1,190,144	0	0
公園管理費	1,920,926	0	1,920,926	0	0
公園整備費	2,981,484	0	2,981,484	0	0
動物園費	1,195,391	0	1,195,391	0	0
街路樹管理費	230,583	0	230,583	0	0
河川費	625,014	0	0	625,014	0
浄化槽費	6,058	0	0	0	6,058
土木施設災害復旧費	1,916	0	1,916	0	0
計	33,689,290	25,487,260	7,570,958	625,014	6,058

（2）公共用地先行取得事業特別会計

（歳入）　（単位：千円）

科　　目	決　算　額
財産売払収入	0
一般会計繰入金	580,816
土地開発基金借入金	0
基金運用収入	63,786
計	644,602

（歳出）　（単位：千円）

科　　目	決　算　額
一般会計繰出金	0
土地開発基金費	63,786
公債費	0
諸支出金	580,816
計	644,602

（3）下水道事業会計

① 収益的収支（消費税等込み）

（歳入）　（単位：千円）

科　　目		決　算　額
営業収益		24,065,451
	下水道使用料	17,698,578
	下水道使用料等	17,590,093
	農業集落排水使用料	52,415
	浄化槽使用料	54,075
	地域下水道使用料	1,995
	他会計負担金	6,366,873
営業外収益		12,030,867
	他会計補助金	142,404
	長期前受金戻入	11,796,908
	その他	91,555
特別利益		35,504
計		36,131,822

（歳出）　（単位：千円）

科　　目		決　算　額
営業費用		32,059,964
	管きょ費	1,531,765
	ポンプ場費等	1,317,205
	浄化センター費	4,520,768
	流域下水道維持管理負担金	1,158,118
	総係費等	1,402,247
	農業集落排水施設費	154,026
	浄化槽費	301,858
	地域下水道費	21,532
	減価償却費等	21,652,445
営業外費用		1,823,036
	支払利息及び諸費	1,733,318
	消費税及び地方消費税	89,718
特別損失		52,546
計		33,935,546

② 資本的収支（消費税等込み）

（歳入）　（単位：千円）

科　　目	決　算　額
企業債	13,976,800
国庫支出金	3,992,043
固定資産売却代金	2,192
他会計負担金	10,372
他会計出資金	116,818
負担金	2,720
その他資本的収入	369,140
計	18,470,085

（歳出）　（単位：千円）

科　　目		決　算　額
建設改良費		13,927,509
	管きょ建設費	6,648,427
	ポンプ場建設費	1,947,565
	処理場建設費	3,464,480
	建設諸費等	1,867,037
企業債償還金		15,651,378
その他資本的支出		294
計		29,579,181

③ 損益計算書（消費税等抜き）

（単位：千円）

科　　目	決　算　額	雨水分	雨水以外
営業収益	22,457,791	5,610,772	16,847,019
下水道使用料	16,090,918	0	16,090,918
他会計負担金	6,366,873	5,610,772	756,101
営業費用	31,218,614	9,982,988	21,235,626
管きょ費	1,426,564	631,016	795,548
ポンプ場費等	1,215,827	365,644	850,183
浄化センター費	4,140,161	144,684	3,995,477
流域下水道維持管理負担金	1,052,835	0	1,052,835
総係費等	1,299,606	67,787	1,231,819
農業集落排水施設費	143,217	0	143,217
浄化槽費	276,818	0	276,818
地域下水道費	20,295	0	20,295
減価償却費等	21,643,291	8,773,857	12,869,434
営業損益	△ 8,760,823	△ 4,372,216	△ 4,388,607
営業外収益	12,025,422	5,305,080	6,720,342
他会計補助金	142,404	0	142,404
長期前受金戻入	11,796,908	5,305,080	6,491,828
その他	86,110	0	86,110
営業外費用	1,848,792	932,900	915,892
支払利息及び諸費	1,733,318	843,516	889,802
雑支出	115,474	89,384	26,090
経常損益	1,415,807	△ 36	1,415,843
特別利益	35,300	404	34,896
特別損失	48,850	368	48,482
純利益（△：純損失）	1,402,257	0	1,402,257

④ 貸借対照表（消費税等抜き）

（単位：千円）

科　　目	決　算　額
資産	597,842,864
固定資産	585,277,059
有形固定資産	581,824,802
無形固定資産	3,425,257
投資	27,000
流動資産	12,565,805
現金預金	10,039,678
未収金	2,518,421
貯蔵品	7,706
負債・資本合計	597,842,864
負債	490,577,165
固定負債	152,844,518
企業債	150,218,458
他会計長期借入金	1,786,000
引当金	840,060
流動負債	22,750,823
企業債	13,665,058
未払金	8,743,150
未払費用	69,169
引当金	99,359
預り金	174,087
繰延収益	314,981,824
長期前受金	314,981,824
資本	107,265,699
資本金	91,809,448
剰余金	15,456,251
資本剰余金	12,321,874
利益剰余金（△：欠損金）	3,134,377

歳 出 予 算 執 行 概 況

一般会計

（単位：円）

	R7予算現額	R7決算額	執行率	R6決算額	増減（R7－R6）	明許繰越	事故繰越	繰越計	不用額
土木管理費	100,000,000	98,553,855	98.6%	99,217,923	△ 664,068	0	0	0	1,446,145
土木総務費	100,000,000	98,553,855	98.6%	99,217,923	△ 664,068	0	0	0	1,446,145
道路橋りょう費	38,873,952,936	25,439,219,784	65.4%	24,731,391,632	707,828,152	11,234,686,649	140,172,412	11,374,859,061	2,059,874,091
道路橋りょう総務費	1,634,601,000	1,622,443,645	99.3%	1,455,854,311	166,589,334	0	0	0	12,157,355
道路維持費	8,151,081,394	6,050,264,830	74.2%	6,351,981,215	△ 301,716,385	1,510,364,200	0	1,510,364,200	590,452,364
道路新設改良費	14,847,587,225	8,286,123,672	55.8%	7,056,045,863	1,230,077,809	5,601,383,043	80,719,612	5,682,102,655	879,360,898
自転車対策費	1,385,280,552	1,109,045,373	80.1%	1,277,936,195	△ 168,890,822	205,212,040	0	205,212,040	71,023,139
橋りょう費	7,086,369,403	3,969,554,269	56.0%	4,472,188,372	△ 502,634,103	2,728,461,900	59,452,800	2,787,914,700	328,900,434
街灯費	1,774,019,710	1,402,872,772	79.1%	783,623,840	619,248,932	302,670,500	0	302,670,500	68,476,438
都市計画街路事業費	3,995,013,652	2,998,915,223	75.1%	3,333,761,836	△ 334,846,613	886,594,966	0	886,594,966	109,503,463
緑政費	9,960,584,698	7,518,527,881	75.5%	7,440,421,551	78,106,330	2,102,707,250	0	2,102,707,250	339,349,567
緑政総務費	1,206,057,000	1,190,143,766	98.7%	1,144,092,116	46,051,650	0	0	0	15,913,234
公園管理費	2,117,975,038	1,920,926,075	90.7%	2,017,617,404	△ 96,691,329	24,254,100	0	24,254,100	172,794,863
公園整備費	4,800,333,660	2,981,484,210	62.1%	2,852,124,557	129,359,653	1,716,384,100	0	1,716,384,100	102,465,350
動物園費	1,436,419,000	1,195,390,930	83.2%	1,320,823,174	△ 125,432,244	199,928,650	0	199,928,650	41,099,420
街路樹管理費	399,800,000	230,582,900	57.7%	105,764,300	124,818,600	162,140,400	0	162,140,400	7,076,700
河川費	931,014,216	625,013,983	67.1%	574,777,959	50,236,024	271,567,400	0	271,567,400	34,432,833
河川費	931,014,216	625,013,983	67.1%	574,777,959	50,236,024	271,567,400	0	271,567,400	34,432,833
下水道費	6,676,000	6,057,642	90.7%	6,075,255	△ 17,613	0	0	0	618,358
浄化槽費	6,676,000	6,057,642	90.7%	6,075,255	△ 17,613	0	0	0	618,358
災害復旧費	2,000,000	1,916,200	95.8%	6,353,600	△ 4,437,400	0	0	0	83,800
土木施設災害復旧費	2,000,000	1,916,200	95.8%	6,353,600	△ 4,437,400	0	0	0	83,800
道 路 関 係	38,923,438,658	25,487,259,361	65.5%	24,771,254,111	716,005,250	11,234,686,649	140,172,412	11,374,859,061	2,061,320,236
（うち災害復旧関係事業費）	0	0	－	0	0	0	0	0	0
緑 政 関 係	10,013,098,976	7,570,958,359	75.6%	7,506,130,595	64,827,764	2,102,707,250	0	2,102,707,250	339,433,367
（うち災害復旧関係事業費）	2,000,000	1,916,200	95.8%	6,353,600	△ 4,437,400	0	0	0	83,800
河 川 関 係	931,014,216	625,013,983	67.1%	574,777,959	50,236,024	271,567,400	0	271,567,400	34,432,833
（うち災害復旧関係事業費）	0	0	－	0	0	0	0	0	0
下 水 道 関 係	6,676,000	6,057,642	90.7%	6,075,255	△ 17,613	0	0	0	618,358
総 合 計	49,874,227,850	33,689,289,345	67.5%	32,858,237,920	831,051,425	13,608,961,299	140,172,412	13,749,133,711	2,435,804,794
（うち災害復旧関係事業費）	2,000,000	1,916,200	95.8%	6,353,600	△ 4,437,400	0	0	0	83,800

※下水道に係る災害復旧関係事業については，下水道事業会計で実施

公共用地先行取得事業特別会計

（単位：円）

	R7予算現額	R7決算額	執行率	R6決算額	増減（R7－R6）	明許繰越	事故繰越	繰越計	不用額
公共用地先行取得事業費	0	0	－	0	0	0	0	0	0
事業費	0	0	－	0	0	0	0	0	0
一般会計繰出金	0	0	－	0	0	0	0	0	0
土地開発基金費	66,000,000	63,786,325	96.6%	14,949,172	48,837,153	0	0	0	2,213,675
公債費	0	0	－	0	0	0	0	0	0
諸支出金	580,818,000	580,816,381	100.0%	793,414,194	△ 212,597,813	0	0	0	1,619
総　合　計	646,818,000	644,602,706	99.7%	808,363,366	△ 163,760,660	0	0	0	2,215,294

資　　料

建設局主要事業等年表

年	
明治 8(1875)	桜ケ岡公園（現西公園）が開園（同23年10月県から本市へ移管）
22(1889)	市制施行
31(1898)	仙台市下水道計画を策定
32(1899)	第1期下水道事業に着手
35(1902)	全国初で下水道法（旧）に基づく築造認可を受ける
	榴岡公園が開園（昭和17年２月県から本市へ移管）
36(1903)	全国初の仙台市下水道誌（上篇）を発行
	全国初の下水道管理規定を制定
大正 3(1914)	勝山公園を開園
昭和 5(1930)	仙台市下水道条例（旧）を制定
11(1936)	仙台市動物園を評定河原に開園（同20年7月廃止）
12(1937)	仙台市下水道誌を発行
21(1946)	勾当台公園，錦町公園，西公園等の都市計画公園決定
26(1951)	青葉通にケヤキの植栽を開始
28(1953)	青葉山公園を開園
29(1954)	大年寺山公園，野草園を開園
32(1957)	都市公園条例を制定
	定禅寺通にケヤキの植栽を開始
	第1次下水道計画の認可を受ける（～昭和51年，20ヵ年，3,900ヘクタール，32億円）
	仙台市動物園を三居沢へ復活
35(1960)	道路占用料条例を制定
	仙台市下水道条例（現行）を制定
36(1961)	建設局下水道部を設置
39(1964)	第１回花壇コンクールを開催
	南蒲生下水処理場において，下水処理（簡易処理）を開始
	下水道事業特別会計を設置
40(1965)	八木山動物公園を開園
	都市公園条例の旧条例を廃止し，新たに都市公園条例を制定，施行
	仙台市下水道条例に下水道の使用料に係る規定を盛り込む
42(1967)	仙台市公共下水道基本計画を策定
	財団法人仙台市公園協会を設立
44(1969)	八木山動物公園アフリカ生態園供用
45(1970)	風致地区を指定（８地区，270.9ｈａ）
	太白山ろく自然遊歩道を設置
	国道4号仙台バイパス全線供用
47(1972)	仙台市緑化推進本部を設置
48(1973)	杜の都の環境をつくる条例を制定
	台原森林公園を開園
49(1974)	広瀬川の清流を守る条例を制定，施行
	道路管理規則を制定
	東北自動車道（岩槻～仙台南）供用
50(1975)	保存緑地28カ所，553.48ｈａを指定
	保存樹木109件を一次指定，保存樹林７件を指定
	元寺小路郡山線愛宕大橋供用
	東北自動車道（仙台南～泉）供用
52(1977)	彫刻のあるまちづくり事業（第１期）「杜と彫刻」スタート
	上谷刈下水処理場供用開始
53(1978)	八木山動物公園は虫類館，ゴリラ放飼場鶉鶏舎供用
54(1979)	南蒲生下水処理場において，高級処理を開始
55(1980)	秋保大滝植物園を開設（当時秋保町）
	新川団地，新川別荘団地各汚水処理施設供用開始
56(1981)	仙台南部道路（Ｒ286～Ｒ４仙台バイパス）供用
	仙台駅西口駅前バスプール供用
57(1982)	北四番丁大和町線古内大橋供用
	阿武隈川下流流域関連公共下水道事業の認可を受ける
58(1983)	仙台西道路（広瀬通～仙台宮城Ｉ．Ｃ）供用
	元寺小路七北田線かむり大橋供用
59(1984)	友好都市の中国・長春市との初の動物交換（受：マーロー，贈：マントヒヒ）
60(1985)	緑地保全基金を設置
61(1986)	杜の都緑化基金を設置
	8．5豪雨により六丁目ポンプ場ほか市内各所に被害が発生

年	
62(1987)	下水道局を設置
	宮城町と合併
	自転車放置防止条例を制定（同年７月施行）
	自転車等駐車場条例を制走（同年５月施行）
	自転車等駐車場の附置及び建設奨励に関する条例を制定（同年４月施行）
	川内南小泉線（台原四丁目一小松島四丁目）供用
	鶴ケ谷荒巻青葉山線森林大橋供用
	川内南小泉線（萩野町～古城三丁目）供用
	東北自動車道全線供用
	仙台市都市緑化推進計画を策定
	財団法人仙台市公園協会を財団法人仙台市公園緑地協会に改称
	農業集落排水事業（小在家地区）着手（平成３年度供用開始）
63(1988)	泉市及び秋保町と合併
	広瀬通地下自転車等駐車場を開設
	秋保温泉浄化センターにおいて，下水処理を開始
	仙台市公共下水道宮城処理区創設し，事業認可を受ける
	農業集落排水事業（笹屋敷地区）着手（平成３年度供用開始）
	農業集落排水事業（長袋地区）着手（平成６年度供用開始）
平成元(1989)	政令指定都市移行に伴い，市域内の国道286号，県道の管理及び仙石線連続立体交差事業が県から本市に移管
	秋保大橋供用
	赤生津大橋供用
	市制施行百周年記念事業の一環として第７回全国都市緑化せんだいフェアを七北田公園で80日間開催
	勾当台公園地下自転車等駐車場を開設
	農業集落排水事業（藤田地区・朴沢地区）着手（平成4年度供用開始）
2(1990)	愛子バイパス（落合～宮城総合支所前）供用
	七北田公園を一部開園
	地方公営企業法の一部適用（財務規定等）開始（下水道事業）
3(1991)	塩沢橋供用
	岩切根白石線（今市橋～泉中央）供用
	将監トンネル供用
	青葉地下自転車等駐車場開設
	太白山自然観察の森を開設
	茶室条例を制定，施行
	農業集落排水事業（馬場地区）着手（平成6年度供用開始）
4(1992)	経済局から林業関係事業が移管
	自転車放置防止条例を自転車等放置防止条例（放置バイクも撤去の対象）
	国道286（茂線工区）4車供用
	愛子バイパス（折立～落合）供用
	北四番丁大和町線（寺岡6丁目～明通2丁目）供用
	北四番丁大和町線（桜ヶ丘8丁目～古内）供用
	新早坂下橋供用
	海岸公園を蒲生地区に開園
	下水道施設その他の関連施設の維持管理を財団法人仙台市下水道公社へ委託
	合流式下水道改善事業の認可を受ける
	農業集落排水事業（馬場地区）着手（平成6年度供用開始）
5(1993)	緑政部公園課野草園を財団法人仙台市公園緑地協会へ委託
	愛子バイパス（宮城総合支所前～Ｒ48）供用
	県道大和宮城線，宮城川崎線が国道457号に昇格
	仙台市緑の基本計画を策定
	広瀬川浄化センターにおいて，下水処理（高度処理）を開始
	農業集落排水事業（三本塚地区・四ツ谷地区）着手（平成7年度供用開始）
6(1994)	北四番丁岩切線（宮町）供用
	元寺小路郡山線（郡山）供用
	七北田西成田線（籠原）供用
	仙台東部道路（仙台空港Ｉ．Ｃ～仙台東Ｉ．Ｃ）供用
	仙台南部道路（長町Ｉ．Ｃ～仙台若林Ｊ．Ｃ．Ｔ）延伸供用
	八乙女折立線（真美沢）供用
	太白大橋，川内柳生線供用
	仙台市公共下水道基本計画を改正
	農業集落排水事業（藤塚地区・下飯田地区）着手（平成9年度供用開始）

年	
7(1995)	川内南小泉線（台原）供用
	愛子駅前広場路線歩道橋供用
	仙台東部道路（仙台空港Ｉ．Ｃ～岩沼Ｉ．Ｃ）供用
	国道286茂庭バイパス全線完成供用
	農業集落排水事業（北赤石地区・南赤石地区）着手（平成10年度供用開始）
	農業集落排水事業（新川地区）着手（平成11年度供用開始）
8(1996)	経済局へ林業関係業務を移管
	仙台駅西口北地下自転車等駐車場を開設
	南蒲生スラッジセンター稼動
	北三番丁公園整備事業が「ＲＡＣコンテスト」でグランプリ賞を受賞
9(1997)	三陸自動車道（仙台港北Ｉ．Ｃ～利府中Ｉ．Ｃ）供用
	仙台スタジアム供用
	蕃山特別緑地保全地区指定
	仙台グリーンプラン２１を策定
	仙台市汚水処理適正化構想を策定
10(1998)	仙台城石垣修復工事着工
	青葉の森管理センター竣工
	百年の杜づくり推進基金設置
	定義浄化センターにおいて下水処理（高度処理）を開始
	仙台市下水道100年史を発行
	八木山動物公園を財団法人公園緑地協会へ管理委託
11(1999)	県道今市福田線，宮城野大橋，将監トンネル連絡橋の供用
	百年の杜づくり行動計画策定
	農業集落排水事業（滝の原地区）着手（平成14年度）供用開始
	八木山動物公園アフリカ平原放飼場供用
12(2000)	仙石線連続立体交差地下化新線開業
	仙台駅東西地下自由通路全面開通
	中期都市計画道路整備計画の策定
	仙台市下水道基本計画を策定
	農業集落排水事業が経済局から下水道局へ移管
13(2001)	新田東大橋の供用
	海岸公園馬術場の供用
	仙台東部・南部道路の全線供用
	雨水流出抑制実施要綱を制定
14(2002)	仙台駅東口地下自転車等駐車場を開設
	財団法人仙台市公園緑地協会への八木山動物公園の管理委託の廃止
	八木山動物公園猛獣舎供用
	（主）泉塩釜線岩切バイパス一部供用
	財団法人仙台市下水道公社への下水道施設等の維持管理の委託の廃止
15(2003)	建設局と下水道局の統合
	浄化槽事業が環境局から建設局へ移管
	上谷刈浄化センターが地域下水道から公共下水道に所管替え
	仙台市汚水処理適正化構想を改定
	水の森公園の供用
	国道457号大沢橋・根白石バイパス全線供用
	北四番丁大衡線（柏木）供用
	南仙台駅四郎丸線（中田）供用
	「学校の森（南吉成小学校）」が「緑の都市賞」で読売新聞社賞を受賞
16(2004)	仙台城石垣修復工事竣工
	百年の杜企画課に「広瀬川創生室」を新設
	錦町公園リニューアルオープン
	仙台駅東口駅前広場供用
	花京院通南光台線（宮町）供用
	「百年の杜づくり」が「緑の都市賞」で内閣総理大臣賞を受賞
17(2005)	農業用水路「六郷堀・七郷堀」への通年通水開始
	広瀬川創生プランを策定
	道路部を道路計画課，道路管理課，北道路建設課，南道路建設課，東西線推進事業課に再編
	南小泉茂庭線（南小泉）供用
	高砂駅前広場供用
	海岸公園井土地区に冒険広場およびデイキャンプ場を開園
	陸前落合駅前広場供用
	「学校の森（栗生小学校）」が全国学校ビオトープ･コンクールで㈶日本生態系協会会長賞を受賞

年	
18(2006)	泉パーキングエリアスマートインターチェンジ社会実験
	青葉山公園の仙台城跡に「仙台城見聞館」開館
	「杜の都の環境をつくる条例」を全面改正
	ネーミングライツ導入により「仙台スタジアム」の施設愛称として「ユアテックスタジアム仙台」の運用開始
	清水小路多賀城線（宮千代）供用
	南仙台駅前広場（東口）供用
	鶴ヶ谷仙台港線（福室）供用
19(2007)	百年の杜推進部を百年の杜推進課，公園課，青葉山公園整備室，河川課に再編
	下水道部門の再編（経営企画課の新設，下水道管理部と下水道建設部を下水道管路部と下水道施設部に再編）
	泉パーキングエリアスマートインターチェンジ恒久化
	大衡仙台線（明通）供用
	路上駐輪場社会実験
	海岸公園荒浜地区に運動広場およびパークゴルフ場（９ホール）を開園
	八木山動物公園立体駐車場供用
	八木山動物公園運営方針を策定
	八木山動物公園が宮城教育大学と連携協力の覚書を締結
	北四番丁岩切線（幸町）供用
	中野栄駅前広場供用
	「学校の森（栗生小学校）」が「緑の都市賞」で国土交通大臣賞を受賞
20(2008)	下水道事業におけるアセットマネジメント強化を目的に経営企画課に資産管理戦略室を新設
	北四番丁大衡線（星陵）供用
	野草園に新野草館開館
	八木山動物公園がマダガスカル共和国のチンバザザ動植物公園と協力協定を締結
	東仙台泉線（北畑）供用
	荒巻大和町線（大沢）供用
	青葉通線エスカレーター供用
21(2009)	泉塩釜線（洞ノ口）供用
	元鍛冶丁公園自転車等駐車場を開設
	下水道計画課（技術計画部門）を局直轄とし経営企画課（経営部門）と連携する総合調整部署に位置付ける
22(2010)	川内南小泉線（安養寺）供用
	下水道部門の再編（経営企画課，下水道計画課，下水道管路部，下水道施設部を下水道経営部と下水道事業部の2部体制に再編）
	八木山動物公園ビジターセンター供用
	海岸公園センターハウス開館
	北四番丁大衡線（荒巻本沢）供用
	仙台煉瓦下水道が（公社）土木学会の選奨土木遺産に認定
23(2011)	追廻地区の移転促進のため新田住宅供用
24(2012)	北四番丁大衡線（北山トンネル）供用
	仙台市下水道震災復興推進計画を策定
	青葉山公園整備基本計画を改定(国際センター地区と二の丸跡を整備区域に追加)
	百年の杜推進部を百年の杜推進課，公園課，河川課に再編
	仙台市みどりの基本計画を策定
	道路台帳基準点復旧
	仙台市道路事業方針を策定
25(2013)	名掛丁エスカレーター供用
	青葉山公園整備基本計画を改定(国際センター地区へ展示施設を整備)
	下水道経営部を経営企画課，下水道計画課，業務課に再編
	下水道事業部下水道管理センターを下水道北管理センター，下水道南管理センターに分割
	海岸公園復興基本計画を策定
26(2014)	歩道橋のネーミングライツ開始
	下水道事業においてアセットマネジメントに関する国際規格ISO55001認証取得
	第3回国連防災世界会議のパブリックフォーラムとして，「2015 下水道防災シンポジウムin仙台」を開催
27(2015)	道路部を道路計画課，道路管理課，道路保全課，北道路建設課，南道路建設課に再編
	一般国道４号（太白区管内の一部約５km）を国から移管（県道仙台名取線）
	広瀬川創生プランを改定
	特別緑地保全地区指定（枡江，燕沢三丁目，郷六）
	仙台うみの杜水族館開業（高砂中央公園の部分供用）

年	
	仙台市下水道マスタープランを策定
	八木山動物公園開園50周年
	川内旗立線（ひより台）供用
	郡山折立線（鈎取）供用（一部暫定）
	狐小路尼寺線（元茶畑・木ノ下・大和町・薬師堂駅前広場）供用
	仙台駅西口駅前広場エレベーター供用
	長町八木山線（土手内・西の平）供用（一部暫定）
	八木山動物公園駅駐車場供用
	仙台駅西口駅前広場路線バス降車場供用
	川内旗立線（八木山動物公園駅前広場）供用
	地下鉄東西線開業
28(2016)	仙台市下水道事業中期経営計画を策定
	仙台市道路事業方針を一部見直し
	一般国道４号（青葉区及び太白区管内約５㎞）を国から移管（国道286号）
	一般国道48号（青葉区管内約８㎞）を国から移管（県道仙台泉線，県道仙台村田線）
	南蒲生浄化センターで新水処理施設全系列の運転を開始
	煉瓦下水道見学施設「杜の都れんが下水洞窟」公開開始
29(2017)	青葉山公園（仮称）公園センター基本計画を策定
	仙台市公園マネジメント方針を策定
	元寺小路福室線（宮城野橋）供用
	八木山動物公園ふれあいの丘供用
	中田北線供用（一部暫定）
	八木山動物公園駅地下歩道供用
	八木山動物公園のネーミングライツ（運用）開始
	八木山動物公園運営方針の改定
30(2018)	元寺小路福室線（五輪I工区）供用
	アフリカゾウ繁殖に向け秋田市大森山動物園，盛岡市動物公園と協定を締結し，秋田市とメスのアフリカゾウを交換
	海岸公園全地区利用再開
	岩切駅自由通路線供用
令和元(2019)	みやぎ台ニュータウン団地が地域下水道から公共下水道に編入
	宮沢根白石線（浦田工区）供用
	東部復興道路（かさ上げ）供用
２(2020)	仙台駅西口駅前広場再整備新交通島供用（一部暫定）
	歩道橋のネーミングライツ（予定していた３０橋）契約締結完了
	仙台市無電柱化推進計画策定
	八木山動物公園のネーミングライツ「八木山動物公園フジサキの杜」運用開始
	新型コロナウイルス感染症の影響に対するための沿道飲食店等の路上利用に伴う道路占用の特例措置の実施
	第40回全国都市緑化仙台フェア基本構想を策定
	第40回全国都市緑化仙台フェアの開催決定
３(2021)	仙台市下水道事業中期経営計画を策定
	道路部を道路計画課，道路管理課，道路保全課，道路施設課，北道路建設課，南道路建設課に再編
	百年の杜推進部を百年の杜推進課，全国都市緑化フェア推進室，公園課，河川課に再編
	広瀬川創生プラン2015-2024【中間見直し】を策定
	仙台市道路事業方針を策定
	仙台市みどりの基本計画 2021-2030を策定
	第40回全国都市緑化仙台フェア基本計画を策定
	仙台市八木山動物公園の施設長寿命化再整備計画を策定
４(2022)	百年の杜推進部を百年の杜推進課，公園管理課，公園整備課に再編
	下水道部門を下水道経営部（経営企画課，業務課），下水道建設部（下水道計画課，管路建設課，施設建設課，河川課），下水道管理部（下水道調整課，下水道北管理センター，下水道南管理センター，南蒲生浄化センター，設備管理センター）に再編
	勾当台公園再整備基本構想を策定
	第40回全国都市緑化仙台フェア実施計画を策定
	宮沢根白石線（南鍛冶町・舟丁工区）供用
	南宮北福室線（福室工区）供用
５(2023)	仙台駅西口駅前広場再整備完成・供用
	仙臺緑彩館開館
	第40回全国都市緑化仙台フェア「未来の杜せんだい2023 ～ Feel green！ ～」を青葉山公園追廻地区等をメイン会場に4月26日から6月18日まで開催
	勾当台公園再整備基本計画を策定
	海岸公園（藤塚地区）基本計画を策定
６(2024)	今市福田線（高江工区）供用
	第３南蒲生幹線供用
７(2025)	西公園開園150周年
	仙台市下水道マスタープランを策定
８(2026)	仙台市下水道事業中期経営計画を策定
	下水道建設部を下水道計画課，管路建設課，管路保全課，施設建設課，河川課に再編

令和８年８月　発行

編集兼

発　行　仙台市建設局総務課

住　所　仙台市青葉区二日町 12 番 34 号

ＴＥＬ　０２２－２１４－８３６６